

## 平成15年9月4日(木曜日)第3回定例会

## 出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

## 欠席議員(1名)

5番 安孫子市美夫 議員

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせら		
犬飼一好	ぎ推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長
	事務局職員出席者		
片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第1号

第3回定例会

平成15年9月4日(木)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- ” 4 議第37号 表彰について
- ” 5 議案説明
- ” 6 委員会付託
- ” 7 質疑、討論、採決
- ” 8 認第 1号 平成14年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 9 認第 2号 平成14年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 10 議第38号 平成15年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- ” 11 議第39号 平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 12 議第40号 平成15年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 13 議第41号 平成15年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- ” 14 議第42号 寒河江市課制条例の一部改正について
- ” 15 議第43号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- ” 16 議第44号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- ” 17 議第45号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- ” 18 議第46号 寒河江市法定外公共物管理条例の制定について
- ” 19 議第47号 損害賠償の額を定めることについて
- ” 20 議第48号 字の区域及び名称の変更について
- ” 21 請願第3号 WTO農業交渉に関する意見書提出の請願
- ” 22 議案説明
- ” 23 監査委員報告
- ” 24 質疑
- ” 25 予算特別委員会設置
- ” 26 決算特別委員会設置
- ” 27 委員会付託
- 散 会

平成15年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

## 第3回定例会日程

平成15年9月4日(木)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 4日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
		本会議終了後	予算特別委員会 付託案件審査	議 場
9月 5日(金)	休 会			
9月 6日(土)	休 会			
9月 7日(日)	休 会			
9月 8日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 9日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月10日(水)	休 会			
9月11日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月12日(金)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
9月13日(土)	休 会			
9月14日(日)	休 会			
9月15日(月)	休 会			
9月16日(火)	休 会			
9月17日(水)	午前9時30分	決算特別委員会	付託案件審査	議 場
9月18日(木)	休 会			
9月19日(金)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

開 会 午前 9 時 3 0 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから平成 15 年第 3 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員は安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、9 月 1 日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第 1 号によって進めてまいります

## 会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 6 番松田 孝議員、18 番内藤 明議員を指名いたします。

## 会期決定

佐竹敬一議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から 9 月 19 日までの 16 日間といたしたい  
と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は 16 日間と決定いたしました。

## 諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第 3、諸般の報告であります。

定例監査結果等報告について、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。



議案上程

佐竹敬一議長 日程第 4、議第 37 号を議題といたします。

## 議案説明

佐竹敬一議長 日程第 5、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 37 号表彰について御説明申し上げます。

地方自治の振興や本市の興隆発展に寄与され、市政に功勞のあった方々について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

佐藤 清氏は、昭和 62 年 5 月に市議会議員に当選、以来 16 年間の長きにわたり議員として市議会議長、副議長、建設常任委員会委員長を歴任され、市民福祉の向上と市政発展のため尽くされました。

伊藤昭二郎氏は、昭和 50 年 5 月に市議会議員に当選、通算 24 年間余の長きにわたり議員として予算特別委員会委員長、総務常任委員会委員長、文教経済常任委員会委員長を歴任され、市民福祉の向上と市政発展のため尽くされました。

両氏の功績、経歴等の詳細については、別紙資料のとおりであります。また、この件につきましては、去る 8 月 19 日に開催いたしました表彰審査委員会において審査していただいた結果、全員一致をもって表彰することが適当である旨報告を得ましたので、御提案申しあげるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。以上です。

## 委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 6、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第 37 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 37 号については委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 7、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 37 号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 37 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第 37 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 37 号はこれに同意することに決しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 8、認第 1 号から日程第 21、請願第 3 号までの 14 案件を一括議題といたします。

## 議案説明

佐竹敬一議長 日程第 22、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 御説明申し上げます。

初めに、認第 1 号平成 14 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成 14 年度の市立病院事業は、本市及び西村山地域における中核的な公的医療機関として、地域住民の医療ニーズにこたえ患者中心の医療を遂行するため、高度医療器械の導入、更新を計画的に進め、また業務内容についても常に見直しを行いながら質の高い医療サービスの提供に努めてまいりました。

建設改良事業としては、頸部エコー装置等の新規導入、患者情報モニタリングシステム、血液ガス分析装置などの更新を行い、受診動向に即した医療機器整備を進め、診断、治療の一層の向上を図るなど、医療供給体制の充実に努めてまいりました。

経営面では、診療報酬のマイナス改定があったものの、患者数の増加により外来収益、入院収益とも増加し、医業収益としては前年度対比で 7% の増加となりました。一方、医業費用では経費は減少しましたが、給与費、材料費、減価償却費などの増により 7.6% の増加となりました。以下決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、収益的収支について申し上げます。収入については、病院事業収益は 26 億 6,432 万 9,684 円で、そのうち医業収益は 24 億 3,006 万 6,915 円、医業外収益は 2 億 3,426 万 2,769 円であります。これを前年度と比較して見ますと、医業収益は 1 億 5,895 万 7,038 円の増加で 7% の増、医業外収益は 108 万 3,612 円の減少で 0.5% の減、病院事業収益では 1 億 5,787 万 3,426 円の増加となり、6.3% の増となりました。

次に、支出について申し上げます。

病院事業費用は 27 億 423 万 3,737 円で、そのうち医業費用は 26 億 3,858 万 9,425 円で、医業外費用は 6,532 万 9,204 円あります。対前年度比較では、病院事業費用は 1 億 8,303 万 4,684 円の増加、7.3% の伸びとなりました。これにより収益的収支において 3,990 万 4,053 円の純損失となりました。

次に、資本的収支について申し上げます。

収入については 2,967 万 5,000 円で、内訳は企業債 2,600 万円と他会計負担金 367 万 5,000 円あります。支出については 1 億 6,482 万 42 円で、内訳は建設改良費 3,099 万 6,000 円と企業債償還金 1 億 3,382 万 4,042 円あります。その結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は 1 億 3,514 万 5,042 円となりますが、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんいたしました。

損益計算書では経常収益 26 億 6,432 万 9,684 円に対し、経常費用 27 億 391 万 8,629 円となり、3,958 万 8,945 円の経常損失となり、これに特別損失 31 万 5,108 円を加えた 3,990 万 4,053 円が当年度純損失となりました。

剰余金計算書については、減債積立金 200 万円を企業債の償還に充てたほか、繰越利益剰余金が 782 万 562 円ありましたが、当年度純損失を生じたことから、当年度未処理欠損金が 3,208 万 3,491 円となりました。

欠損金処理計算書については、当年度未処理欠損金 3,208 万 3,491 円を翌年度繰越欠損金とするものです。

その他資産、負債、資本の内容及び状況については、貸借対照表に記載のとおりであります。今後とも医療サービスの一層の向上と経営の健全化に向け努力してまいります。

次に、認第 2 号平成 14 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成 14 年度の水道事業は、前年度に認可を受けた第 4 次拡張事業の本格的な推進の年度として、建設改良

事業に着手するとともに、良質水の安定供給の確保及び水道水の有効利用、健全経営の維持などを重点目標に事業運営を進めてまいりました。

建設改良事業では、第4次拡張事業における主要な建設工事として、木の沢配水池増設工事、配水管布設工事、中央監視設備の更新などを実施しました。また、下水道工事等の公共事業に並行して、配水管布設工事等に積極的に取り組むとともに、配水管の維持管理、自己水源の保全、漏水調査など経営基盤の強化を図りながら市民サービスの一層の向上に努めてまいりました。

財政運営については、経費の節減、効率的な予算の執行及び計画的投資により、健全経営の維持に努めてきたところであります。

以下、決算の概要を御説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出であります。収入面では、公共下水道の普及に伴う使用水量の増や、世帯数の増加による給水件数の増加がありましたが、全体の有収水量が減少したため、給水収益は前年度比2.1%の減となり、水道事業収益総額は12億2,792万2,712円で、対前年度比1.8%の減となりました。一方、支出面では、経費の節減と予算の効率的な執行を図りながら健全経営に努め、水道事業費用総額は9億6,150万5,422円で、対前年度比1.8%の減となりました。この結果、収益的収支では、差し引き2億6,641万7,290円、収益が費用を上回る場所となり、純利益として2億3,994万8,443円を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は企業債、工事負担金及び補助金で、収入総額は2億3,649万9,409円となりました。支出は、建設改良費が5億5,221万8,450円、企業債償還金は1億4,029万6,551円で、支出総額は6億9,251万5,001円となりました。この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億5,601万5,592円については、過年度分損益勘定留保資金82万9,851円、当年度分損益勘定留保資金2億1,499万2,038円、減債積立金1億円、建設改良積立金1億1,400万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,619万3,703円で補てんいたしました。

次に、平成14年度水道事業剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

当年度の未処分利益剰余金は、2億9,659万5,718円ありますが、このうち減債積立金に5,000万円、建設改良積立金に2億円を処分しようとするものであります。その結果、4,659万5,718円が翌年度繰越利益剰余金となります。その他剰余金及び資産、負債、資本の内容、状況等については、それぞれ剰余金計算書及び貸借対照表に記載のとおりであります。

以上、2件の決算についてよろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申し上げます。

次に、議第38号平成15年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、寒河江地区クリーンセンター分担金、除雪経費、最上川寒河江緑地整備工事費及び全国大会等出場補助金等の追加並びにさくらんぼ生産振興事業費、小中学校の耐震化優先度調査業務委託料などを計上するものであります。その結果、4億6,612万4,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ143億7,662万4,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第1款議会費については、議員定数の削減による議員報酬等の減額が主なものであります。

第2款総務費については、過年度分市税過誤納金還付金363万6,000円の追加等が主なものであります。

第3款民生費については、児童手当負担金返還金を追加計上するものです。

第4款衛生費については、普通交付税に寒河江地区クリーンセンター分として措置された3億2,186万3,000円を追加計上するものです。

第6款農林水産業費については、さくらんぼ生産振興事業費として750万円、果樹産地強化緊急対策実践事業費として550万円を計上するほか、土地利用型農業活性化対策推進事業費136万5,000円、森林病虫害防除業務費102万円の追加等が主なものです。

第7款商工費については、市産業立地促進資金貸付金 4,290 万円を追加計上するものです。

第8款土木費については、古河江横道線街路事業費 1,098 万 7,000 円を減額するほか、除雪経費 6,712 万円、最上川寒河江緑地整備工事費 1,083 万 7,000 円、公園緑地樹木維持管理業務費 926 万 3,000 円の追加等が主なものです。

第10款教育費については、小中学校の耐震化優先度調査費として 300 万円、受電設備改修工事費などとして 620 万円を計上するほか、障害児学習援助事業費 450 万円、全国大会等出場補助金 127 万 7,000 円の追加等が主なものです。

これら歳出予算に対する歳入については、市債 620 万円を減額し、地方交付税 4 億 239 万 3,000 円、国・県支出金 2,668 万円、諸収入 4,325 万 1,000 円の追加で対応することにいたしました。

次に、議第 39 号平成 15 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、療養給付費交付金の返還金として 913 万 2,000 円を追加計上するものであります。その歳出予算に対する歳入については、療養給付費交付金繰越金 913 万 2,000 円を追加し対応することにいたしました。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 32 億 3,513 万 2,000 円となるものであります。

次に、議第 40 号平成 15 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護保険事業の財政運営の安定化を図るため、介護保険給付費準備基金積立金 864 万 3,000 円、平成 14 年度の介護保険給付費国庫負担金等返還金 705 万 2,000 円を計上するものであります。これら歳出予算に対する歳入については、繰越金 1,569 万 5,000 円を追加し対応することにいたしました。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 19 億 8,369 万 5,000 円となるものであります。

次に、議第 41 号平成 15 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、医療機器の整備に伴う建設改良費の追加計上など、所要の補正を行うものであります。その結果、収益的収入及び支出総額で 27 億 8,356 万 9,000 円、資本的収入総額で 6,662 万 6,000 円、支出総額で 2 億 2,920 万円となるものであります。

以下、補正予算の概要について御説明申し上げます。

収益的収入については、医療事故の損害賠償に伴い、新たに特別利益を設け 194 万円を計上し、収益的支出については特別損失に 194 万円を追加計上するものであります。

資本的収入については、老朽化した電動式骨手術器械の更新等を行うため、企業債に 2,000 万円を追加計上し、資本的支出については建設改良費に 2,000 万円を追加するものであります。

次に、議第 42 号寒河江市課制条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、同法の引用箇所について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 43 号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、罰金の額について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 44 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

公職選挙法の一部改正により期日前投票制度が創設されたことに伴い、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額を新たに定めようとするものであります。

次に、議第 45 号寒河江市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

日本郵政公社法等の制定による道路法施行令の一部改正に伴い、占用料の減免に係る規定の整備等を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 46 号寒河江市法定外公共物管理条例の制定について御説明申し上げます。



国有財産特別措置法の一部改正に伴い、国から譲与を受ける法定外公共物について、その管理に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議第 47 号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

平成 14 年 11 月 13 日、寒河江市立病院で大腸内視鏡検査を行った際、横行結腸で穿孔し、汎発性腹膜炎を発症させた医療事故について、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議第 48 号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

寒河江みずき団地造成事業により、新たに都市的住環境が整備された市街地が形成されることから、大字寒河江字石田及び字横道の地域について、字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

以上、11 案件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

## 監査委員報告

佐竹敬一議長 日程第 23、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際簡略をお願いいたします。安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成 14 年度寒河江市公営企業会計決算審査の結果につきまして御報告を申し上げます。

第一、審査の対象になりました会計は、平成 14 年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成 14 年度寒河江市水道事業会計決算の 2 会計決算であります。

第二、審査の方法であります。平成 15 年 6 月 13 日付をもって市長から審査に付された決算報告書及び財務諸表が、その事業の経営成績並びに財政状態を適正に表示しているか、計数に誤りがないかを重点的に、さらに会計伝票、関係諸証拠書類の提出を求め照合し、必要に応じて関係職員の説明を求める方法で審査をいたしました。

なお、貯蔵品につきましては、本年 3 月 31 日に行った実地棚卸しに立ち会い、現物の確認をいたしております。

第三、審査の結果であります。審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財政状態を分析した結果につきましては、後日開催されます決算特別委員会において御報告申し上げることを御了承願います。報告を終わらせていただきます。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第 24、これより質疑に入ります。

認第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 38 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 39 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 40 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 41 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 42 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 43 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 44 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 45 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 46 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 47 号に対する質疑はありませんか。那 須 稔議員。

那須 稔議員 議第 47 号について少々お聞きをしたいと思います。

このことにつきましては先般新聞等でも報道されておりますので、その内容につきましてもわかっているわけでありませぬけれども、先ほども市長の方からそれぞれ話がありました。横行結腸の方に、検査をしている最中に穴があくというような事故ということでありますけれども、非常に新聞等で大きく取り上げられましたので、医療ミス、医療過誤ということのような話に市民の間ではなっているようでありませぬけれども、その辺の実態について、どういうふうな内容になっているのか。今回の事故を受けましてどういうふうな思いをされているのか、1点お聞きをしたいと思います。

それから、病院の方ではそれぞれいろいろな医療過誤、医療ミスを防ぐためにいろいろと取り組んでいらっしゃるのではないかなと思いますけれども、いろいろな委員会やらあるいはMRM委員会などを開きながら、ヒヤリハットなどを含めながらいろんなふうにやっていたらっしゃると思うんですけれども、その辺の活動状況、今回の場合は医療ミスというのではなくて事故というように私も思っておりますけれども、その辺どういうふうに取り組まれておるのか、その辺を含めながらお答えをお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 病院事務長。

那須義行病院事務長 それでは二つのことについて質問がありましたので、お答えを申し上げたいと思いま

す。

初めに、医療事故の中身といいますか、その解釈の仕方といいますか、今回の事故に関してでもありますが、それについて最初に説明申しあげたいと思います。

身近な例で説明を申しあげますと、例えばよく病院に行きまして、いろいろな検査をするために、血液検査をするために採血をするというような場合がよくあります。それで、通常は1回で血管に注射の針が入りまして、そこから血をとるということで普通終わるわけですがけれども、私のように太った方とか、あるいは血管の細い方とか、そういう方については1回目でなかなかうまく針が刺さなくて、2回とか3回目でうまく針が通りまして採血をするというようなことがありますけれども、初めに針を刺したことによって中に当然毛細血管がありますので内出血等をしますけれども、これについては1回目の針を刺したこと自体が医療事故というような形で、医療事故という定義は診療行為等によって、患者さんに有害な事象が起こったことがすべて医療事故となるわけでありませぬ。

それで、次に医療過誤という、いわゆる一般的には医療ミスという形で呼ばれていますけれども、これについては同じ注射でも、この注射を本来静脈に薬剤を注入するために注射をするところ、誤って例えば動脈にしてしまった、あるいは誤って皮下、いわゆる血管でないところにしてしまった、ないしは別な薬剤を誤って注射をしてしまった、こういうものについては医療過誤、一般的には医療ミスと言っておりますけれども、医療事故という大きなくりの中の一つの分野で、明らかに医療従事者、お医者さんを含めて医療従事者の方で誤りがあったものについては医療過誤というふうな形で、定義が一般的になされております。

今回の内視鏡の検査につきましては、執行した医師については手順どおりといいますか、標準的な手順に従って、いわゆる劣悪な器具を使ったとか、別な操作を間違えてしてしまったとか、そういうことでなくてやっておりますので、そういう意味では医療事故というような形で院内の中では考えているところです。

具体的に申しあげますと、大腸の内視鏡検査の場合は、大体3センチから5センチの大腸の中に約1センチのファイバースコープと申しますか、内視鏡をずっと通して大腸の中をずっと探っていくわけですがけれども、当然手元で内視鏡の先の方を曲がるところは曲げながらしていきますけれども、3センチといっても全然、前の晩と次の日のする前に全部腸内を洗浄するといいますか、簡単に言えば下剤できれいに流してしますので、腸がべたとなった状態に空気を入れながら膨らましながら、3センチないし5センチのところを、くしゃくしゃ曲がっているところを内視鏡が入っていくということになりますので、どうしても中で内視鏡の先端部分がこすれたり、あるいはひっかかたりするようなことは往々にしてあることなわけですね。

そういうことからたまたま穿孔という字のイメージもありますので、特に報道機関等に私の方で全部穿孔ということで正式な字句で説明をしましたので、大腸に穴があいたというぽっかり穴があいたようなイメージでとらえられていますけれども、現実的には内視鏡の先端部分が腸の壁が約1ないし2ミリの薄い膜ですがけれども、その膜にこすれてひっかかって、そこが約1センチ程度切れてそこから腸の粘液がしみ出した、これを医学的な用語ですが穿孔という言葉であらわしますので、ぽっかり穴があいてしまったようなイメージになりますけれども、事故の内容としてはそういうことだったので、基本的にはいろいろな人の議論で、それをも医療過誤のうちの一つだと唱えられる方もおられます。いろいろな方がおられますが、ただ、病院の中では、一応医療従事者の中では、それは基本的には一般的には医療事故の段階であるというような形で考えているところです。

ただ、患者さんにとりましては当然事故であれ過誤であれ、そこに現実的に傷ができてしみ出して腹膜炎を併発していますので、その後の治療上の措置とか当然しなければなりませんし、腹膜炎というイメージは皆さんも昔よく盲腸が破れたような場合に、腹の中に広がってそれが腹膜炎を起こして敗血症で死亡するというふうな事態まで当然想定されますので、すぐその後の措置を必要としますので、なおかつ患者さんについては一方的にやはり損害をこうむっておりますので、損害賠償になるというような形になります。

あと2番目の市立病院のこういうことに対する対応の仕方ですけれども、病院の中には医療安全管理指針といういわゆる方針を立てております。この中で医療安全管理委員会とMRM委員会、正式にはメディカル・リスク・マネジメント委員会といいますけれども、こういう二つの組織をつくりまして、特に医療事故については医療事故対応ガイドラインというマニュアルをつくりまして、それに基づいて対応しております。

今回の場合にはこの事故が起きましたので、すぐ執行した医師から事故の報告書を提出していただきまして、それに基づいて院内の中でいろいろ調査、話し合いを内科の医師が行いまして、その結果に基づいて11月13日が事故が起こった日ですけれども、11月19日に院内で医療安全管理委員会を開催しまして、内容、対応等について協議をしております。そういうことから、とにかく患者さんについては誠意を持って対応していくというような形で方針を決めまして、対応に当たってきております。

具体的には67日間の入院がありまして、その後ずっと通院をしております、ことしの8月ころになってやっと患者さんの状態が事故の前の状態に近いくらいに少しずつ軽快をしてきましたので、患者さんの方と話し合いをずっと持っております、結果的には大体同じ状態に近づいたということから、8月26日に自治法の規定により議会の議決により発効するという別紙条件付きの示談書の取り交わしをしていたところです。

以上です。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 今、事務長から詳しい説明がありましたけれども、今回の医療事故については当然本人のいろいろな腸の状況もあるかと思えますけれども、非常に穴のあきやすい状況にあったということで、穿孔結腸ということのような話がありましたけれども、医療事故、医療ミスというような見方もあるようでありまして、私はこれは避けられなかったことで、やはり医療事故ではないかなと思っているところであります。

そういう意味で、まずは病院の方は医療過誤、ミス、これを防ぐためには先ほどもあったんですけれども、病院の安全管理委員会なりあるいはMRM委員会等のヒヤリハット、それを十分に駆使して医療ミス事故を防いでいるのではないかなと思いますが、これは1対29対300という数字、これは安全の方でよく使われるんですけれども、ハインリヒの法則といいまして300の不安な状態あるいは行動があれば、29の軽小の事故があると。それをほうっておきますと1件の大きな重大災害につながるというような法則があるようでありますので、その辺も踏まえながら病院の方ではヒヤリハットをしているようでありますので、今後市民の期待にこたえられる病院ということから、医療ミス、医療過誤は未然に防げるということで期待をして質問を終わります。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第48号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第 25、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 38 号については、議長を除く 20 人を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 38 号については、議長を除く 20 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

## 決算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第 26、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第 1 号及び認第 2 号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く 19 人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第 1 号及び認第 2 号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く 19 人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

## 委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 27、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

委員会付託案件表

委員会	付 託 案 件
総務委員会	議第 4 2 号、議第 4 3 号、議第 4 4 号、議第 4 8 号
文教厚生委員会	議第 3 9 号、議第 4 0 号、議第 4 1 号、議第 4 7 号
建設経済委員会	議第 4 5 号、議第 4 6 号、請願第 3 号
予算特別委員会	議第 3 8 号
決算特別委員会	認第 1 号、認第 2 号



平成 15 年 9 月第 3 回定例会

散 会

午前 10 時 16 分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでございました。

## 平成15年9月8日(月曜日)第3回定例会

## 出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

## 欠席議員(1名)

5番 安孫子市美夫 議員

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

## 事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成15年9月第3回定例会

議事日程第2号

平成15年9月8日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

平成15年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

## 一般質問通告書

平成15年9月8日(月)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	中心市街地活性化対策 について	駅前公衆浴場の存続について、そ の後どのような検討がされているの か	16番 佐藤 暘子	市 長
2	介護予防対策について	高齢者の介護予防対策として、筋 力トレーニング事業等を取り入れて はどうか		市 長
3	中学校給食について	各地で実施され、または実施が予 定されている補食給食に対する考え方につ いて		教育委員長
4	米政策改革大綱につい て	大綱に対する課題と戦略について 農業団体との一体的取り組みにつ いて 水田農業ビジョンの策定について 米の完全流通自由化への対応につ いて	9番 鈴木 賢也	市 長
5	寒河江市ごみ処理基本 計画について	不法投棄の現状と効果的な不法投 棄防止対策について	6番 松田 孝	市 長
6	中山間地域総合整備事 業(葉山の里地区)推 進について	生活環境基盤整備(田代地区簡易 水道)の緊急課題について		市 長
7	農業の振興について	農業改良指導要領について		農業委員会 会 長
8	最上川緑地に建設中の 多面的水面広場の遮水 シートについて	遮水シートの効能や建設コストに ついて 水面広場の利活用について 取水、排水の方法について	15番 松田 伸一	市 長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 2 号によって進めてまいります。

## 一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は 1 議員につき答弁時間を含め 1 時間 30 分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

## 佐藤暘子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 1 番、2 番、3 番について、16 番佐藤暘子議員。

〔16 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党とこの問題に強い関心を持っておられる多くの市民を代表し、通告番号 1、2、3 について市長並びに教育委員長に質問をしてみたい。

たび重なる質問になりますが、事態を切り開く前向きの答弁が得られますことを期待し、質問に入ります。

通告番号 1 番、中心市街地活性化対策、駅前公衆浴場の存続についてお伺いいたします。

平成 4 年度から始まった駅前再開発事業も駅舎移転、姥石踏切移設と南北一体化、道路の新設、店舗の移設、新装と駅前の様相は一変し、今年度は駐輪場と一体となったみこし展示場の完成や新橋のかけかえなども計画されていて、いよいよ終盤に差しかけた感を強くしています。

それにしても、再開発された駅前商店街や中心商店街をどう活性化させるかが大きな課題です。車社会の進展とともにかつての駅前のにぎわいは姿を消し、大型店舗が郊外へ進出するや、中心商店街から人影が消えて、シャッターを閉じる商店が軒を連ね、「シャッター通り」などという言葉がはやるほど全国的な傾向となっています。

このことを重視した国土交通省は、駅前のにぎわいを復活させるため N P O や市町村が実施するソフト事業を中心に支援するまちづくり助成金の創設を 2004 年度予算の概算要求に盛り込む方針を固めたと 8 月 21 の山形新聞に報道されていました。

このような予算が新年度に盛り込まれるかどうかわかりませんが、県内の各地で中心商店街のにぎわいを取り戻そうとする取り組みが商工会や商店主、行政も一体となって動き出していることに私自身励まされているところです。

私は、平成 14 年 12 月議会でもこの問題を取り上げております。「駅前商店街活性化の核として、さらには市民の健康と快適な生活を保障する福祉的な面からも、駅前の温泉として親しまれてきたなか湯を存続させるべきではないか。そのためには、財政的な面も含めた積極的な支援をすべきではないか」と市長の考え方をお伺いしております。

市長は、「なか湯委員会や駅前活性化委員会など地元の方たちと一緒に検討しているさなかであり、さまざまな問題を解決しながら粘り強く検討を続けてまいりたいと思っております」と答弁されております。その後どのような検討がなされ、どのような進捗状況なのかお伺いいたします。

次に、通告番号 2 番、介護予防対策についてお伺いいたします。

日本社会が少子高齢化に急速に広がっていることは、既に御存じのとおりです。65 歳以上の人口が 4 人に 1 人を占めることもそう遠くはないと言われております。寒河江市の平成 12 年度の高齢化率は 22.5% と県平均よりはやや低いものの、着実に高齢化が進行しています。

それに伴い老人医療費の増高や介護保険料の引き上げなど住民への負担も増大し、「年寄りばかりふえて、それを支える若い世代は大変だ」と長生きすることが悪いことのように言われる悲しい状況があります。

高齢になっても不安なく老後が送れるような医療制度の確立、介護保険の充実が望まれるところですが、高齢者が生きがいを持って自分らしく生き生きと最後まで的人生を過ごすことができるよう取り組みを強めていくことも大事なことと思っております。

国においては 2010 年をめどに国民健康づくり運動を推奨しており、これを受けて山形県でも「ゆとり都山形健康づくり 21」の行動計画を策定しました。寒河江市においても「健康さがえ 21」と題した基本計画を策定したことは御案内のとおりです。この計画書によりますと、急速な少子高齢化が進む中、生涯にわたり健康



で心豊かに生き生きとした社会生活を送るため市民みずから積極的に健康づくりに取り組む必要があることをうたっています。

その目標を推進するために、寒河江市においてはハートフルセンターを拠点とし、保健、医療、福祉が三位一体となり、地域、家庭、職場、学校などあらゆる機関、団体との連携をとりながら市民一人一人が自分に合った持続可能な健康づくりができるよう環境を整備し、推進を図っていくというものです。

寒河江市は、これまでも乳幼児検診や疾病の早期発見、早期治療のための1日人間ドックや検診に力を入れて効果を上げてきたことは内外からも高く評価されています。

ところで、高齢化とともに体力の低下、足腰の衰えはだれも免れることはできません。だれもが願っていることは、人の世話にならず、自分のことは自分でできる人生です。寝たきりになる大きな原因に足腰の衰え、骨折などがありますが、足腰の衰えをカバーし、骨折を予防する上からも臀部やももの筋肉を丈夫にすることはとても効果的だと言われております。

県内には高齢者の身体機能の回復などを目指した筋力トレーニング事業を実施している自治体が高畠町を含め3自治体あると新聞に報道されておりました。この事業は、トレーニングマシンを使って脚力や大腿筋、中臀筋などを強化し、歩行機能の向上と転倒や骨折の防止を目指すものです。

高畠町の取り組みは、厚生労働省の補助事業として高畠町立病院の1室に6台のマシンを導入し、国保介護課の職員と理学療法士がプロのトレーナーの指導のもとに事業を開始したとのことでした。

参加しているのは、要介護1に認定されるなど、やや身体に不自由さを感じている人たちだそうですが、それぞれに合ったトレーニングプログラムが用意され、指導者の指導のもとに毎週2回トレーニングをしているそうです。参加している方からは、「足がふらふらしなくなった」、「杖が余り要らなくなった」などの声が出ているようです。

幸いに寒河江市には医療、保健、福祉の総合拠点施設としてハートフルセンターがあります。この中には機能訓練室があり、理学療法士も配置されております。高齢者が足腰を鍛え、生きがいを持って元気に長生きできるよう、さらには寝たきり防止、医療費抑制にもつながるよう高齢者の筋力トレーニング事業を実施してはどうかと思うのですが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、通告番号3番、中学校給食について。

各地で実施され、または実施が予定されている補食給食に対する考え方について教育委員長にお伺いいたします。

寒河江市でも中学校給食を実現させようとお母さんたちが中心になって「中学校給食をすすめる会」を立ち上げたのはことしの7月18日のことです。この会には中学校給食の実施を求めている方、趣旨に賛同される方はだれでも気軽に参加していただけるよう教育委員会や市議会議員全員へ案内状を届け、市民へも広範に呼びかけました。

当日の夜、会場のハートフルセンターには給食の実施を求めのお母さんや市民の方約60名が参加し、市内で眼科医を開業されている鈴木一作先生より「中学生の食と心」と題した講演をしていただきました。バランスを欠いた食事が体だけでなく、心の健康にも大きく影響しているという体験を踏まえてのお話に改めての食の果たす役割の大きさを認識しました。

この会では定期的に会を開いて話し合い、学習を深めながらニュースの発行や給食実施校の調査、給食施設の見学、試食などを実施するとともに、議会請願に向けて全市的に署名運動を展開することにしました。

署名運動は、当初目標を1万筆とし、8月1日より始められました。小・中学校の夏休み、お盆と、お母さんたちにとっては常にも増して忙しい時期でしたが、署名運動は人から人へと燎原の火のごとく広がって、1カ月にも満たぬ間に約7,000筆の署名が集まるという画期的な勢いを見せております。寒河江市民のいかに多くが中学校給食の実施を待ち望んでいるかがうかがえるのではないのでしょうか。

「中学校給食をすすめる会」、以下すすめる会と省略させていただきますが、資料として出している山形県

内の中学校給食マップがありますが、このマップを見れば一目で給食の実施状況がわかります。この会を立ち上げるときは実施予定とされていた村山市も中学校の統合を機に、来年平成 16 年度と再来年平成 17 年度の 2 力年にわたり給食を導入することが決定しました。この先二、三年の間に県内の給食マップはさらに「実施」の色で塗りつぶされていくことでしょう。

ところで、ことし 4 月から中学校給食を実施した西川町、来年度から実施をすることになった村山市も主食は持参する形のおかずだけの給食で、補食給食と呼ばれるものです。西村山の西川、大江、朝日で実施している中学校給食は、いずれも補食給食です。

寒河江市の小学校では県下でも誇れるすぐれた自校調理の完全給食を実施しています。私は、中学校でも自校調理の完全給食を実施してほしいと思っています。しかし、市内のお母さんたちの話や「すすめる会」の会員の中でもよく言われているのは、おかずだけの給食でもいいという意見です。「すすめる会」ではこういったお母さんたちの声も尊重し、自校調理、完全給食といったことにこだわってはおりません。

私自身補食給食に対し余り好ましい印象を持っておりませんでした。それは、揚げ物などの既製品が多く、間に合わせ的なものといった感じを抱いていたからです。ところが、現在はおかず給食といっても西川町のように町の栄養士が献立をつくり、母親委員 7 名が給食委員となって給食の内容や量、味などのチェックをし、意見を言っていく。また、調理師 1 名が中学校に配置され、給食指導に当たるなど、生徒たちにより豊かなすぐれた給食内容にするよう努力をしていると聞いております。

また、先生方の負担軽減と食事時間に余裕を持たせるために昼食時間を 10 分間延長するなど、教育的配慮もされております。

生徒たちからも「毎日温かくておいしい給食が食べられてうれしい」、「手づくりの料理も多く、栄養のバランスもよくとれている」など評判は上々とのことでした。

寒河江市の教育委員会が中学校の完全給食は実施しないと結論を出したのは平成 7 年 3 月です。実施しない理由として幾つか挙げておりますが、その中に学校改築やプール建設、グラウンド改修など完全給食の実施よりも急ぐべき事業が多いなどと、財政的に困難な点も理由として挙げております。

自校調理方式の完全給食となれば施設建設や人件費など財政的には相当な負担が伴うわけですが、補食給食の外部委託となれば財政的な負担は余り伴わないと思います。

西郡の 3 町が実施し、来年度からは村山市が実施することを決定した補食給食に対し教育委員会はどのような見解をお持ちか伺います。

次に、合併問題に関する調査研究の中に中学校給食に関する項目は入っているのかどうか伺いたいと思います。

今寒河江市、西川町、朝日町の 1 市 2 町の間で任意合併協議会が設立され、合併に関する協議が行われております。協議会の中には七つの専門部、28 の分科会が設けられ、1 市 2 町の約 1,400 項目の事務事業について調整作業が行われているそうですが、市や町で独自に行ってきたサービスや制度なども均一に調整していくのがこの仕事です。中学校給食についても既に実施している西川町、朝日町と実施しない寒河江市との間には不均衡があり、当然調整されるべきものです。1,400 項目の事務事業の調整の中で中学校給食の調整作業は含まれているのか。当然含まれていることを前提として伺います。

中学校給食については、既に実施している二つの町に歩調を合わせていくという考え方でおられるのかどうか伺いたいと思います。

以上で第 1 問といたします。

市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、駅前公衆浴場の件でございます。

先ほどもございましたように、昨年 12 月定例議会の議員の質問でなか湯の存続について、寒河江駅前活性化・店舗等対策委員会で地元と一体となり、検討中ということでお答えしておりますが、その後についてでございますが、なか湯の所有者で元の経営者であった方に再建築を依頼し、採算のとれるような賃貸借案も提案して、継続をお願いしてきておりましたが、なか湯を再建する意思がないようでありますし、また、なか湯所有者の土地については、既に仮換地指定されており、駅前土地区画整理事業地内にあることから、地元では土地を借りて何とか温泉公衆浴場を存続したいとの考えから土地の賃貸借をお願いしましたが、所有者は賃貸する考えはなく、譲渡したいという強い意思があるようでございました。また、温泉利用権も温泉協同組合に返還したようで、このように建築主体、土地及び温泉利用権などの難しい問題があり、簡単に結論には達しない状況でございます。

このようなことから、温泉公衆浴場の実現性可能性を検討するため、本年 3 月に地元商店街の方々を中心に商工会及び市関係者から成る寒河江駅前活性化・温泉公衆浴場対策委員会を新たに設置しております。

温泉公衆浴場対策委員会において建築主体及び運営主体を駅前商店街協同組合、新たな企業組合、株式会社及び N P O などとした場合の法人設立の問題、経費の面及び財産の取り扱いなどの点から検討を行い、また温泉施設に軽食コーナー、エステなどを組み合わせた複合施設を想定した場合の初期投資や運営形態等について議論しているところでございます。

現在は駅前商店街協同組合が建築主体、運営主体となった場合はどうかということで、さまざま話し合いをしている段階でございます。

新たな温泉公衆浴場を建設するということは、建築費用や運営経費などの費用負担、利用者の動向など、現実の問題があり、さらに建築主体や経営主体となる方々の将来に向けた大きな決意と関係者の意思統一が必要であると思っております。市といたしましても、中心市街地の活性化を図る上でにぎわいを形成する施設の一つになるであろうと将来のことを考え、温泉管本管からの分岐工事を行っております。また、商店街協同組合が建築主体となる場合の助成などについて、経済産業省や国土交通省に要望等を行ってきておりますが、このことについては難しい状況にあります。

今後とも温泉公衆浴場対策委員会、商店街協同組合、地元関係者と一体となり、どうすれば温泉公衆浴場が実現可能であるか検討を続けてまいります。

いずれにいたしましても、地元の考え方、意向というものが重要であると思っております。

次に、筋力トレーニング事業についてお答え申し上げます。

ご質問の高齢者筋力トレーニング事業も介護予防対策の一つではありますが、これはパワーリハビリテーションと呼ばれ、高齢者向けの各種トレーニング機器を使用して筋力をつけ、柔軟性を養い、バランス能力を高めるための包括的なトレーニングを行うことにより、運動能力の向上を図るもので、積極的に身体機能の回復を図り、寝たきりなどの要介護状態になることを防止しようとするものでございます。

身体機能回復に有効であるとして最近において行われるようになったものでありますが、普及するには解決すべき課題もあることから、現段階ではモデル的に実施されている事業であると考えております。

高齢者がトレーニング機器を使用しての筋力アップ運動を行う場合は、一人一人の体力や運動能力が著しく異なることから、事故防止や逆に体を傷めることのないよう留意する必要があり、個人ごとに作成された運動プログラムによる指導など、緻密な対応が求められるものでございます。

また、筋力アップの効果があらわれるまでには3カ月程度の期間継続する必要があると言われておりますし、また、このようにして強化した筋力もトレーニングを途中でやめればたちまちもとに戻ってしまうこととなりますので、中止することなく継続した指導が必要であると思われまます。

このように見てみますと、医師を初め理学療法士、健康運動指導士、保健師などの専門スタッフが連携した指導体制を整備する必要があるなど、課題解決が必要で、また、筋力アップ教室終了後のフォローアッププログラムも確立されていない状況の中では一定の効果が出ることは間違いないものの、限られた機械の使用からいって極めて少数の高齢者に限られたものになるのではないかと考えられます。

本市では介護予防対策として身近な公民館等を会場に在宅高齢者が集い、生きがいづくりや健康の保持増進を図る「高齢者ふれあいサロン事業」、集団体操や創作活動、レクリエーションなどを通じて身体機能が低下した高齢者の社会参加を支援する「機能訓練教室」、介護予防に関する講義や筋力維持のための集団体操を行い、転倒や骨折予防への啓蒙を図る「介護予防教室」、自宅に閉じこもりがちな高齢者や介護予防が必要と認められる高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援する「生きがい活動支援通所事業」などを実施しており、老人保健事業の中でも「筋力アップ教室」を実施しております。

本年度は、新たに65歳以上の虚弱高齢者を対象に、家庭でも継続できるような体力や筋力の維持向上プログラムを紹介しながら「お達者運動教室」を開催したいと考えているところであります。

これら介護予防教室や機能訓練教室などを開催する中で、身近にあるものを使って自分でできる簡単筋力トレーニングの指導、普及に努めるとともに、要支援者等に対しハートフルセンターに備えられている設備を使用したりハビリ教室への参加を呼びかけるなど、対象者の拡大に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 中学校給食についてお答えします。

学校給食については、文部科学省の区分によりますと三つに分かれており、完全給食とミルク給食のほか、おかずを提供する補食給食があります。本市では小学校において完全給食を実施し、中学校においてはミルク給食を実施しております。現在小学校で実施しております完全給食は、主食が御飯であるかパンであるか、あるいはめん類やませ御飯であるかなど、主食の種類やその量的なものによって副食を栄養面や肉、魚、野菜などの食品構成を調整するなど、主食と副食を一体のものとして総合的、計画的に献立を作成して行われているものです。

これにより、栄養面はもとより多様な食品群の構成が図られ、主食と副食のバランスにもすぐれたおいしく楽しい学校給食の提供がなされているものと考えております。

現在、中学校での給食を求める保護者の方々の声の中に完全給食ではなく補食給食だけの実施を求める声もあるということであり、そして、それをどう考えるかとのことですけれども、本市教育委員会として中学校の給食は現在のミルク給食方式を変える考えはありません。

また、財政面のこともあり、必ずしも自校調理方式による完全給食にこだわらず、主食と副食を切り離し、おかず提供ということだけを考えれば民間委託や民間事業者の協力を得るなどを含めて多様な実施方法なども視野に入れて考えられるのではないかというようなお尋ねでございますが、これにつきましても先ほどのとおりであり、現在の方式を変える考えはありません。

次に、町村合併に向けた取り組みの中で学校給食の実施についても検討すべき課題ではないかという御質問であります。寒河江市、西川町、朝日町任意合併協議会において決定された合併に当たり協議すべき項目として 26 項目があり、その中に学校教育事業がございますが、学校給食事業の実施いかんまでは含まれておりません。

現在 1 市 2 町の現状を把握する作業が進められているところでありますが、合併によってできた新市では必ずしもすべての施策が統一されるというものではないと聞いております。

そこで、合併に向けての検討課題としての考えについてでございますが、中学校給食に関する基本的な考えは、ことし 6 月定例会市議会でお答えしたとおりであります。本来食と健康に関する基本的なことは、それぞれの家庭の中において実施されるべきものと思っており、小学校では完全給食、中学校ではミルク給食を実施していくという考えは、現在も変わっていないからであります。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 公衆浴場の存続について答弁をいただいたわけですが、今もその交渉が続いているというようにことだったわけですが、あくまでもこの建築主体はNPOあるいは駅前の商店街、そういう民間の建築主体で考えているというようなことだったわけですが、もちろん私が考えるのは、民間の活力を生かして、またそういう活力が盛り上がってくるのが一番と望ましいことだというふうに考えております。

けれども、今なぜ商店街の方あるいはNPO、それから商工会も含めてですけれども、その民間の力が盛り上がり欠くのかということを考えてみた場合、駅前の商店街、再開発をしまして、新しい店舗なんかもつくりました。その店主たちには非常に多額の負債なんかも抱えているということがありますし、またこの不景気の状態の中で果たして今後どうなるのだろうかという不安を非常に抱えていると思うんです。見通しが明るいというのであれば、商店街の方あるいは地元の方たちもやってみようというような意気が上がるのだと思うんですけれども、今のこの経済情勢のもとで地元で頑張ろうといってもなかなかその力が出てこないというのが現実ではないかと思うわけです。

できないのであれば、それじゃそのままにしておくのかということになりますと、それもまた駅前を再開発して商店街を活性化させようという意味がなくなってしまうと。ただ多額の投資をして、失敗に終わったというわけにはいかないわけです。何としてもあの商店街を活性化させて、寒河江市全体の活性化につなげるような方策をとっていかねばならない。そういうことだろうと思うんです。

駅前の皆さん、地元の皆さんの元気を引き出していくにはどうすればいいのかということが非常に大きな課題になってくるというふうに思うんですけれども、この前の質問の中でも私申しあげました。市としてどれくらいまでだったら援助をしていけるのかというようなことを市長に申しあげたところでしたけれども、市長は引き続き粘り強く検討していく、交渉していくというような答弁だったわけです。その結果まだその点が明らかにされていない。そして、あくまでもその商店街の方たちの力を引き出していくということにかかっているわけですが、引き出すにしてもこれくらいだったら市の方でも援助ができるんだというような具体的な提案をして、これでどうかと。みんなで頑張っていけないかというようなことをやる必要があるのではないかと私は思います。

ですから、中村さんですか、もとのなか湯の経営者はもう土地も貸さない。売却しか道がないんだというようなことを言っておられるそうですけれども、そうであれば、やはりそこを市が買い受けて、地元の方にそこをお貸しするというような考え方に立てないのかどうか。そして、あそこの公衆浴場にさっき市長のお話の中にもありましたけれども、さまざまな集客ができるような施設なんかも組み込んで、あそこをもっと人が集まれる楽しめるような場所にしていけば、必ず発展につながるのではないかと私は考えているわけですが、そのところ、市長の考え方をもう一度お聞かせをいただきたいと思います。

それから、筋力トレーニングについては病院とか理学療法士とか、そういった方の力も借りなければいけないし、高齢者だから骨折をしたりとか、事故が起きたりとかしないような十分な体制で臨まなければいけない。さらに、少人数しか該当者がいないのではないかと、その期間が終わればまたもとに戻ってしまうんじゃないかというような心配があるようです。

確かにそれはあると思いますけれども、やはり、今寒河江市内なんか見てみましても杖をついたり、あるいは足を引きずったりして歩いている高齢者の姿が非常に多く見られるわけです。ですから、こういう方たちが継続してリハビリができるような、そういう筋力トレーニングができるような計画の実施が必要でないかというふうに考えているわけです。

今寒河江市でもいろいろ 65 歳以上の虚弱高齢者を対象にしたリハビリ教室なんかも開くんだというようなことがあったわけですが、いずれにいたしましてもやはり高齢者が元気で長生きできるような、そうい

う施策を考えていただきたい。

そして、それが生きがい対策にもなりますし、また介護予防にもなる。そして、医療費の抑制にもなるというような方法として非常に今から重視をしていかなければならない問題ではないかというふうに考えているところです。

ぜひこれは、そして期間が2001年から2010年までという健康やまがた21ですか、この期間は非常に長いわけですので、この中でそういう事業、筋力トレーニングという事業なんかも考えあわせて実施をしていただきたいというふうに思います。

それから、給食問題についてですが、ほかの西川町あたりでも進めている補食給食についての考え方をお聞きしたわけですが、補食給食なんかも考えの中には入れないと。ミルク給食をしていくことに変わらないんだという教育委員長の返事であったわけですが、ずっとその考えは変わりがないわけですが、給食が必要でないという考え方、今までの教育委員長の答弁ではもうお母さんたちは納得しません。また、世間に行ってもそういう話はもう通じない時代になっております。そこをよく御認識いただきたいと思います。

教育委員長が教育委員会としてそういうお考えを持っているということわかります。子供たちの給食に対してもいろいろな考え方があるということもそれはわかります。ですから、それは一つの考え方として、いろいろな考え方があるということで、それは認めますけれども、それでもそういう教育委員会の考え方をどこまでも変えないと。自分たちはこういう考え方だから実施しないのだということには当たらないというふうに私は思います。自分たちはこういう考え方を持っているけれども、お母さんたちはこういうことを望んでいる。世間一般にもこういうことが必要だと願っている。そういうことがあった場合には、やはり行政の施策というものはそのときそのときによって変わるということをお母さんたちは前の答弁でもおっしゃいました。そういうことを考えたならば、やはり住民の要求に沿った形にしていくにはどうすればいいのかということをお考えいただく必要があるのではないですか。

どこまでも自分たちがこうだからしない、そういうことを貫いていくという考え方に対して、お母さんたちはそんな教育委員会だったらリコール以外にないというような非常に追い詰められた気持ちになっているんです。

ですから、考え方は考え方として持っておられたとしても、住民の要求に沿ったような施策をしていくのが行政というものではないのですか。どこまでもその考え方を貫いていくというのであれば、それは大変なことになると思います。住民を無視した、住民の声に耳を傾けない、そういう行政になっているのではないですか。

それから、合併の調査項目の中にこの給食の調整というもの、1市2町の間での給食の実施状況に対して不均衡があるということで、その調整はなされないのかということをお聞きしました。その中でもたとえ新市になったとしても自分たちの今とっているミルク給食を旧寒河江、この町にとってはミルク給食がいいんだから、それを続けていくのだというお考えのようですが、そうなれば住民はどうでしょうか。そんなことを容認できるはずがないじゃありませんか。例えば、新しい市になったとして、同じ市の中で一方は補食給食をする、一方はミルク給食しかしない、そんな不平等なことは許せませんよ。この検討項目の中に入っていないというふうに言われましたけれども、そんな理不尽なことはないと思います。

検討項目に入っていないということは、それをどうなんでしょうね。項目に入れるかどうかということは、どこで判断するんですか。

そういうことで、第2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 駅前中心市街地の活性化を図るためにいろいろな考えと、またその方法を考えておるわけですが、そういう中での公衆浴場ということになるわけですが、やっぱり問題は、地域に密着したものとしてこれから、あるいは駅前の公衆浴場として駅前の活性化にプラスになるようにと、このように今考えながら進めておるわけですが、やはり何にしましてもこれは土地の問題が出てくるわけですが、そしてまた、それをだれが建設するか、だれが運営するかと。あるいは採算に合うかというようなことを見定めた上での検討というものが十分これが必要なわけですが、その肝心な土地にいたしましても先ほども申しあげましたように、前の土地所有者の仮換地先ということが何とか、こう確保したいと、こういうことでございますけれども、土地の所有者の考え方は先ほど申しあげたとおりでございますし、また、こういう状況の中でだれが建築主体になり、運営主体となるかというようなことについては、種々議論を重ねてきておるわけですが、非常に厳しくしか見えてこないという状況にあるかと思っております。

まずは温泉権にしてもしかりでございますが、そのような課題を抱えておる中でいろいろ検討を重ねておる段階でございますが、みんなが欲しいんだというような気持ちは地元の方にもありますし、協同組合の方々にもそういうお気持ちは抱えておるわけですが、肝心なものが決まってこないという状況の中で、いろいろ模索を続けておるということであろうかと思っております。

それから、筋力トレーニングのことでございますけれども、1問でもお答え申しあげたように、現在市がいろいろな教室あるいは事業として取り上げている中でこれを果たしていくということは可能かなと、このように思っております。



佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 施策というものは、社会状況の変化に対応して進んでいくべきだというふうにはお答えしてきた経緯がございますが、これは学校給食に限らずすべての事柄について言っていることであり、これは当然のことだというふうに思っております。

お尋ねの周辺の地区でいろいろな学校で補食給食が行われていることは私たちもマスコミ等でよく存じております。これからもこのことについては的確な把握に努めてまいりたいと思います。

今まで教育委員会の一方向的な判断でいろいろなことをやっているというふうなことがございましたが、私たちもいろいろな状況、寒河江市の状況をこれまでも何度もお話ししましたが、考えて現在の寒河江市の中学生を健全に育成する上には、この方法が一番よいというふうに今まで考えた末のこういうような結論でございます。一方向的に教育委員会の二、三名で話したというふうなことではなく、その前に検討委員会もやっております。そのような結果を踏まえながら十分慎重審議した上の結論でございます。以上です。

合併問題については教育長の方から答弁いたさせます。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 合併問題についてのお尋ねがありましたので、お答え申しあげたいと思います。

基本的には先ほど委員長が申しあげたとおり、協定項目に入っていないということであります。

それから、一つ一つの事については、それぞれ必ずしも統一されるというものではないんだということでもありますので、先ほどのお答えを繰り返す以外ございません。

なお、そこには食と健康に関する基本的な考え方として、やはりこれまで繰り返し申しあげたように、中学校、殊に自己確立期にある中学生の精神的、身体的発達を考えた場合やはり何回か申しあげた弁当、これは家庭教育力の再生の一つの切り口であるというふうに申しあげました。こういう一つの視点がございます。

今文化庁の長官をしていらっしゃいます河合隼雄さんがその著書の中に、家庭教育はしつけの分野が多いわけでございますけれども、しつけというものは教えるものではない、見せるものであるという言葉を書いています。本当にそうだなというふうに実感しております。先ほど申しあげた自己確立期の中学生が親や兄弟やあるいは私たちの身の回りにいる人たちの姿を見て考えようとしています。それが生活体験であり、社会奉仕活動であり、それから学んだものを自分で試してみようという生きる力につながってくるんだろうというふうに思います。

もう一つの側面は、この中学生の時期における個性あるいは自主性、あるいは実践力といった側面がございます。今県の第 5 次教育振興計画が策定中でありまして、ごく最近新聞紙上にも出ましたようにその骨格、スケルトンですか、骨格も出されました。一つは「命」であります。二つ目のキーワードは、「学び」であります。そして、最後は「自立」となっております。「命、学び、そして自立へ」という序詞がついてございます。そういう子供たちが自立しようとする芽が、この前の 6 月の定例会でも申しあげたように、寒河江市の中学生の中に、弁当を自分でつくってみるとい実践の中に芽生えているということを御紹介申しあげました。御理解いただきたいと思います。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 なか湯の公衆浴場の問題ですけれども、これはやはり終わりの年度が決まっているわけですね。駅前再開発事業の終わりがもう決まっているわけです。ですから、いつまでも結論を出さないままですと引き延ばしするというわけにはいかないと思うんですね。ですから、やはりここで行政の英断を下すべきではないかと私は考えます。

ほかの町なんかも見えますと、今非常に商店街が落ち込んでいるということで、さまざまな企画がなされ、商店街を盛り上げようという機運が高まっているわけですが、その中で有利な補助事業を入れたり、また行政の力なんかも借りながらやっているという現状です。ですから、土地の問題が一番ネックになっているのではないかなと私は思うわけですが、そのところを行政の方でバックアップする。そこを市が何とかするからというような英断を下せば、商店街の方たちも力が出てくるのではないかと私は思います。

また、そういうどうすれば商店街の方の力が出てくるのかということと同時に、さまざまな援助や指導というものを行政の方でもしていただきたいと、そういうふうに思います。

行政の方でもいろいろと考えていらっしゃるんだらうなというふうに私は感じているところですが、もう一押しそこを市長の方から頑張って土地の面なんかを解決するという力強い決意を伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、中学校給食の問題ですけれども、教育委員長の話の中に行政の施策というものはそのときそのときの状況によって変わっていく。これは給食だけではないというようなことをおっしゃいました。私も同感です。

ですけれども、この給食問題が始まってもう 12 年間ですね。その間に市民の中にはまだ実施しないのかと。何とかしてくれという声が多くなっているわけです。私たち今回署名運動をしているんですけれども、この署名も爆発的な勢いで広がっていると。この前 9 月 1 日に新聞折り込みで中学校給食の運動をしていますというようなチラシを入れました。その裏の方に署名の用紙も刷りまして折り込みしたんですけれども、その署名を書いているから取りにきてくれとか、または封書でわざわざ送ってきてくれると。そういうふうな事態が続々と続いているわけです。そのように、市民の関心というものは非常に強いですし、要望も非常に強いわけです。ですから、市民の声というものを無視はできないのではないかと私は思います。

また、教育長の答弁の中で弁当が一番と育ち盛りの子供にとっては心身ともにいいのだというようなお話がありました。それも前々から同じお考えだということはわかりますけれども、それではなぜ文部科学省あるいは山形県の保健体育課でも給食を進めなさいと言っているのでしょうか。そんなに弁当がいいのであれば、弁当にしなさいというふうになるわけではないですか。それがまた新たにこういう時代、大変な飽食の時代と言われながらも食の貧困、そして栄養の偏り、また子供の心の乱れ、そういうものが出てきている。だから、給食が教育として子供たちの義務教育の中の教育として給食を位置づけて、心身ともに健全な子供にするのだというのが文部科学省の考え方なんです。

そして、教育長は、親の姿を見て子供は育つのだということもおっしゃいました。そして、弁当によって家庭教育、子供に対するしつけですか、そういうものを家庭で行っていくべきだと。それを象徴するのが弁当だというようなことをおっしゃいましたけれども、今母親たちがこの現状の中で本当に子供たちの手本になる、そして弁当の内容にしても子供たちに十分家庭の味を伝えられるような弁当づくりができていくかということになりますと、それが非常に今難しくなっているというのが現状だと思います。

よく弁当もつくれる親が出てきているというふうにも言われますけれども、その弁当もつくれる親にしたというのは一体だれの責任なんですか。そして、その親たちを教育するということは、今文部省あたりが言っているのは、親のそういう教育も給食によってしていくのだというような内容を言っています。給食を通して

家庭の教育力も高めているのだと、そういう意味を給食は持っているのだということを言っています。

ですから、子供たちが例えば給食の中でおいしいものを食べた。そうした場合に「給食ではこういうものがきょう出たんだよ。お母さんつくってくれないか」と、そういうような会話、そして、それじゃどういう材料を使ってどういう調理法なのかというようなことを親が関心を持ってそこで子供の食事をつくるというようなこともあるわけです。

ですから、給食の中身というものは、給食が始まった当初から見ると非常に意味も違ってきているというふうに思うんです。ただ子供たちの腹を満腹させればいいというような給食ではなくて、親たちをも一緒に教育していく、そういうのが給食の内容なんですね。そこをよく認識していただいて、いつまでも弁当が子供たちの成長には必要なんだという考え方、そういう考え方は考え方としていいと思いますけれども、やはり親たちの求めているもの、そして今文部科学省が求めているもの、そういうものを御理解いただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 公衆浴場の問題ですけれども、行政もこれまで大変考えて、そしてまた現在もいろいろ考慮の対象の一つとして取り組んでおるところでございます、そういう中でこれまでもいろいろ関係者と接触をして話し合いをしてきたところでございます。

また、対策委員会なども設置したわけはそういうところにもあるわけでございます。

今後ともそういう対策委員会の中でさらに協議を進めてまいりたいと、このように思っておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 いろいろな中学校で給食をする運動というのがあるという事実も存じております。そういうことを考えてもやっぱり我々が今まで給食をしない理由を述べてきた、それを覆すほどのものでは、我々の考えてきたことが正当でないというふうな結論には我々は達していない。

したがって、給食は現在いろいろな社会状況とか、それからそういうふうな運動なんかあったとしてもやっぱり給食を今までのとおりの方がいいんだというふうなことを考えてこういうふうな結論に達しているわけです。

それで、そういうふうな要求がいろいろありますけれども、我々の考えをよく理解してほしいというふうなことで今考えているわけです。

その他については教育長の方から。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 家庭教育力にかかわって大変難しい御質問がございました。確かに家庭教育の家庭における教育力が落ちているというようなことはずっと言われてきて長いわけでございます。そのためにいろいろな教育の分野だけでなく、あらゆる分野でその施策のためにそれを再生するために努力してきているというふうに理解しておりますし、教育分野でもそのためにもさまざまな活動や施策を通して実現に向けてきているところであります。

なかなか難しい問題だろうと。なぜそうなったかというようなこともこれはわかりません。これはもう過去の歴史の中からどうなったのか。そして今はどうなのかと。我々が真剣に問われている問題だろうというふうに考えております。

先ほど弁当即家庭教育力の再生というふうなふうに受け取られた面があるのかなというふうにも思いますけれども、そうではなくて、今求められている家庭教育力の再生、それは親子のつながりでさまざまな場面があるでしょう。食事もあるでしょう。それから語りもあるでしょう。あるいは、一つの本を読んだりして、そしてお互いに親子が感動し合う、考え合うという場面もあるでしょう。そういう家庭におけるさまざまな営みの中につくり上げられる、再生されていく一つのきっかけがあるだろうと思います。そのつながりの一つが弁当であろうというふうにとらえているわけです。これは、12 月の定例会においてもかなり長くお話し申し上げてきた経過がございます。

なお、給食は先ほど委員長が答弁申しあげたように、完全給食とミルク給食と補食給食の 3 方式があります。先ほどから繰り返しになりますけれども、中学生の場合の給食は現在のミルク方式でよしいというふうに考えているところでございます。以上です。

## 鈴木賢也議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 4 番について 9 番鈴木賢也議員。

〔 9 番 鈴木賢也議員 登壇 〕

鈴木賢也議員 おはようございます。

通告番号 4 番について緑政会の一員として質問いたします。

大綱に対する課題と戦略について。

生産過剰を背景に米をめぐる環境は厳しさを増すばかりであります。

さらに、来年度からは米政策改革がスタートすることになります。いわば米産地の選別が一段と進むことになります。このため、産地が一丸となって寒河江産米の名声を高める努力が求められております。稲作農家は、減反が年々強化され、価格低迷が続き、大きな岐路に立たされております。

本市は幸いに佐藤市政のもとで米を基幹とし、園芸作物や畜産を組み合わせた複合型農業を推進し、農業者の所得向上と意欲ある農家の育成に努めてこられたことは先見性が極めて高かったことであり、敬意を表するものであります。

これからも産地として生き残りを図るためには、米の安全、安心の確保は何よりも優先する課題であり、土づくりを基本とした環境に優しい米づくりを前面に打ち出し、品質や食味の向上にも取り組まなければなりません。

そして、低コストで価格競争力をつけることも重要であります。

また、消費者に好まれる米づくりの研究も大切であるとともに、販売力向上も大きな課題になります。いわば生産から販売まで一貫した取り組みを工夫しなければなりません。消費者を大いに意識し、売れる米づくりが主眼となり、消費者のニーズとは何か、どんな商品を望んでいるのか、どんな売り方ならいいのかといった視点から検討する必要があります。

以上のように、2004 年から実施に移される米政策改革大綱は、今後の米づくりのあるべき姿が示されております。その中で米の需給調整策として従来面積配分から生産数量配分へ切りかわることになります。面積配分ではなかなか実効性が上がらないため、数量配分によって確実に需給調整するわけであり、これからの需給体制は、消費者ニーズ、市場動向をもとに需給調整をし、売れる米と売れない米の差がやがて生産調整にも反映されると見られるのであります。

栽培農家は、共通認識のもとに安全で高品質の米産地を目指し努力することが大切となっております。

そこで、市当局の米政策改革大綱の受けとめ方や今後の地域農業の取り組み戦略と将来展望などについての考え方をお聞きいたします。

また、銘柄産地間の競争が激化することが予想されます。高品質米の寒河江米を日本一販売価格が安くおいしい産地として全国に発信する考えはないかどうか。

さらに、これらに対応するには産地体制の再構築を急ぐべきと考えておりますが、市長の考え方をお聞きいたします。

次に、大綱を受け農業団体との一体的取り組みについてお伺いいたします。

農業協同組合の発足以来半世紀を過ぎました。農協合併で広域化し、規模も大きくなったが、農業者の階層分化もじわりじわりと進んでおります。このようなときに米政策改革大綱を受け、農協の果たす役割は極めて重要であると認識しております。消費者ニーズを適切に把握し、寒河江産米の販売に不安のないように生産現場にフィードバックし、銘柄産地の司令塔としての取り組みが重要となっております。

さらに、農協のあり方については担い手を中心とした実質的で公平な事業運営がなお一層大切になってきて



おります。

また、2002年度の食糧、農業の動向に関する年次報告の中でも新しい農業の未来を開くため、制度や改革を大胆に取り組む姿勢が基本的に重要であると力説されております。

農業の基幹となる稲作では、30年以上続いてきた減反による生産調整の対応が限界にあることを示したものであります。稲作改革については、農業者みずからの主体的取り組みとともに、行政、農協の連携による指導、支援が重要とうたわれております。

このことを踏まえ、市当局は効率的で安定的な農業経営を実現するため、農協と一体となって経営の多角化、農業法人の育成、企業との連携、構造改革特区の導入、集落営農などについて取り組む必要があると考えますが、考え方をお聞きいたします。

次に、水田農業ビジョンの策定について。

水田農業の構造改革を進めるに当たっては、地域農業の将来を明確に描く水田農業ビジョン、将来像の策定をしなければならないということになっております。その中には生産計画を明確にすることになっております。具体的に申し上げますと、だれがどの土地でどのような方法でどれだけいつつくるのかなどであり、寒河江市農業の現状を厳しく分析すれば労働力の高齢化と耕作放棄地の増加が続き、農家数も減少していることから、経営規模の拡大で農地が集積されるなら、構造改革を加速する好機にもなります。米政策の転換によって農協、生産者は産地での自主的取り組みが欠かせないのであります。

ここまで米の自由化が進むと、好むと好まざるにかかわらず、それらへの対策を講じなければなりません。米は基本作物であるが、今やほかの農作物、食料品と同じ商品になったことを認識するときであります。

そして、行政と農協の緊急課題として地域水田農業推進協議会を設立して、水田農業ビジョンの策定、誘導に当たるべきであります。

また、水田営農実践組合の立ち上げも必要と考えますが、市当局の取り組みについてお聞きいたします。

米の完全自由化への対応について。

国はとにかく米の生産流通の責任から手を引きたいということであり、今後農家は生産調整のメリットと米づくりをはかりにかけ、個々に生産調整するか否か、農業団体に米を売るか、自分で売るかを選択していくこととなります。生産調整は、現状以上に崩れる可能性があるかと心配されます。生産調整が崩れれば、米の過剰が累積し、米価格は下落し続けることが懸念されるのであります。

また、計画流通制度の廃止により残るのは農協米と非農協米となり、完全自由化になってまいります。既に県間、産地間、農業団体間の熾烈な競争政策がしのぎを削っているのであります。多様な消費の実態に応じ、値ごろ感があり、生産歴の確かな米づくりが求められるのであります。

米販売に当たっては、農業団体単位のレベルでの本格的な米共販体制も求められております。今後とも生産調整は不可欠であり、揺るぎない寒河江市の複合型産地づくりに生かしていく必要があります。

生産を真に担っているのは個人や集落であり、米を自家販売する人も農業団体に売る人も集落のレベルとともに転作に取り組む体制の中で、転作を実際に担っている人に助成金やとも補償金が帰属するシステムもこれ以上必要であります。

大綱は、2010年までに農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿の実現を目指しています。国による生産調整の配分を必要としない状態が本来あるべき姿であるわけであり、現状での構造改革の推進状況から見ても、その実現は不可能に近いと推察されるのであります。

また、地域水田農業ビジョンの策定を掲げ、担い手の明確化と担い手への土地利用集積の目標を取りまとめることとしており、集落の地区段階において合意形成に向けた話し合いを進め、要件の設定については制度のチェックと寒河江市としての対峙案の研究を広く進める必要があります。

米問題のアキレス腱は、米消費の減退にあります。若い世帯層の米をベースとした日本型食生活離れを無視

することはできません。育ち盛りの年齢期の食が一生を支配することを考えれば、児童生徒に対するトータル的な教育も求められており、食農教育はその原点と考えるものであります。

以上の点から寒河江市の農業は、これまで関係者の一体的取り組みにより、県下の先進地として高く評価されてきました。今後の米の自由化への対応について、農家や農業団体のあるべき姿について市長の御所見をお聞きいたします。以上であります。

佐竹敬一議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午前 11 時 5 分といたします。

休 憩 午前 10 時 50 分

再 開 午前 11 時 05 分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、米政策改革大綱についてでございます。

米の過剰基調が続く中、米価が低落し、米生産農家の経営が圧迫される一方、後継者不足もあって、地域農業、とりわけ米の生産をめぐる情勢は大変厳しくなっております。

こうした中、水田農業を取り巻く環境の変化に対応し、減反を中心とする米政策から脱却し、担い手農業者を主役とした消費者重視、市場重視の政策への転換を図るという米政策改革大綱が、御案内のように昨年 12 月国から示されたところであり、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図るため需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を実行し、平成 22 年度までに米づくりの本来あるべき姿を実現しようとするものでございます。

この大綱を受けまして、米の生産流通については市場原理がこれまで以上に強く働くことになり、産地間競争の激化や多様化する消費者ニーズに応ずる「売れる米づくり」がより一層求められることが予想されます。

本市においてはこれまで良品質米の生産に努める一方、米の生産調整を契機としまして、さくらんぼを中心とした果樹、野菜、花卉などの収益性の高い園芸作物の導入、施設化を積極的に推進した結果、寒河江型農業として大きく発展してきたものと思っております。

しかし、本市においても農業従事者の高齢化や担い手不足は、今後の水田農業の存続にかかわる課題となってくると考えられ、国の米政策の転換を踏まえ、今後の本市農業のあり方を検討する機関として、この 5 月に農業振興研究会を設置したところであり、農業関係機関、団体、さらに作業受託組織の代表である大規模稲作農家の方などからもメンバーに入らせていただいております。

この研究会において、作物振興策や地域における担い手農家の育成による地域営農の推進など、本市農業の目指す方向や産地間競争に打ち勝つ米の生産販売などについて、十分論議を深めていただきたいと考えております。

また、寒河江米の産地を全国に発信すること、及び産地体制の構築についてでございますが、近年農協では安全、安心を求める消費者の声にこたえて「土づくり安心米」などの売れる米づくりの生産と首都圏への販売拡大に取り組んでおりますし、本市ではこれまでも補助事業を活用した「土づくり事業」や市独自の「良質米生産向上対策事業」、さらに県などととも米づくり推進運動の実施などに取り組み、高品質米の産地づくりを農協や生産者などと一体となって推進してきたところであり、今後ともそうした取り組みを支援してまいりたいと思っております。

2 番目として農業団体との一体的な取り組みについての御質問がございました。

このたびの米政策改革で、農協は新たな米の需給調整システムの主役となることが求められているほか、需要に応じた米の生産販売、地域特性に応じた水田農業の戦略づくりへの積極的な参画などにおいて中核的な役割を担うことが期待されております。

本市におきましては、これまでも農業生産の振興や観光農業の推進、認定農業者、農業後継者の育成などに市と農業団体、生産者が一体となって協力して取り組んできたところであります。

今回の大綱を受け、地域における水田農業の将来方向を明確にすることが求められておりますが、農業経営の多角化や地域営農安定対策の取り組み、地域における担い手育成などの問題について、引き続き市と農協関係団体等が一体となった取り組みを図り、着実に実行していかなければならないと考えております。

次に、水田農業ビジョンについてでございます。

今回の米政策改革基本要綱では、地域の作物戦略販売、水田の利活用、担い手の育成、土地利用集積などの将来方向を明確にした地域の水田農業全体のビジョンを作成し、生産対策及び経営対策を一体的に実施することにより構造改革を促進していくこととしております。

この地域水田農業ビジョンは、市町村、農協、担い手農家などが一体となって作成することとされており、本市では農業振興研究会で素案を作成することとしております。

現在事務局と農協で策定準備を進めているところであり、国の新たな助成措置となる産地づくり推進交付金について、算定方法やガイドラインなどの具体的内容が国から示されました後、9月中旬に第2回目の研究会を開催してまいります。なお、研究会の協議を踏まえ、12月上旬をめどに素案を作成し、集落説明会で意見を伺いながら今年度中にビジョンを策定する予定でございます。

最後に、米の完全流通自由化への対応についてでございます。

米政策改革大綱では、流通制度について創意工夫が発揮できる米産業を発展させ、需要に応じた「売れる米づくり」を流通面から促進するため、現在の計画流通制度を廃止し、流通規制を必要最小限度とすることとしております。米の流通を国が管理している計画流通制度の廃止がされれば、米の生産流通については、市場原理の導入が加速するものと考えられ、産地間競争がより一層激化することが予想されるところでございます。

このため、「米はつくれば売れる」という生産者の意識を改め、コストの削減に努めながら「消費者ニーズにこたえる米づくり」、「売れる米づくり」に取り組むという姿勢がなければ産地として生き残れなくなるのではないかと思います。

今後は、少量でも付加価値の高い米の生産、他産業と連携した米の生産など、他の産地との差別化を図りながら今後の米づくりを考えていかなければならないのではないかと考えております。

その意味で、現在農協では多様化する消費者の要求にこたえるための「土づくり安心米」や自然乾燥米などにこだわり、米の生産拡大を図っており、また県内の他の農協と連携して統一基準による減農薬栽培米を首都圏の生協に販売する仕組みも行われるようではありますが、こうした産地間の競争に打ち勝つためのさまざまな努力が、今後さらに必要になるのではないかと考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 鈴木賢也議員。

鈴木賢也議員 どうもありがとうございました。

やはりこれからは生産調整の面積配分から数量配分に移行して、その後は販売の自由化に移るわけでありまして、やはり計画流通制度とか備蓄米の運営、また生産調整がいずれも機能が不全になっております。やはり生産調整がこれ以上崩れますとまた崩れる可能性があるわけでありまして、生産調整が崩れればやはり過剰米も多くなってまいりまして、備蓄米 150 万トンもあります。それも流通市場に参入してくることになります。それによってやはり米の価格水準が大幅に下落するということも考えられます。

やはり米の価格が下落すれば、一番困るのは農家の方でありまして、やはりこれからは消費者ニーズと市場の動向によって売れる米と売れない米の差が出てくる銘柄産地間の競争が、また市長が言うように激化してくると思っております。やはり寒河江市の水田農業でも生産から販売まで一環した米づくりの中で、省力化と低コストによって高品質米と価格競争力をつけた米づくりをしなければならないと私も思っております。

寒河江の複合型農業においても転作農地の活用、配置、耕作期における作物の集団栽培、転換など市内の集落でいろいろ考えまして、効率的に安定的な農業経営を実現するためには、地域農業の将来を明確にするビジョン、将来像をつくっていかねばならないと私は思っています。

やはり、地域対策に対する農業経営を今既に西川町の大井沢地区においては水田を畑地化にして、あの寒冷地において適地、適作をつくるという栽培を行うということをしておりますし、また朝日町の大谷地区では大規模農場をつくってやはり集団化して省力化して、低コストで高品質米をつくっている現状であります。やはりいち早く農業の多様な取り組みは、2010 年までに推進しなければならないと私は思っております。やはり改革に残されている時間はもうわずかでありまして、手をこまぬいていればこのスパイラルを回避する道は永遠に失われてしまうと私は思っております。

それでは、思い切ったこれからの水田農業の施策を市長からお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 思い切って米の水田農業の転換が図られるということが求められてきておりまして、これは何も国から言われたからということじゃなくて、やっぱり農家自体としてもそれに取り組んでいかななくてはならない事態に入ってきているんだと、このようにつくづく思っておるわけでございます、そういう中でやはり米づくりというものを生産面、それから流通消費面と考えていかななくてはならないだろうと、このように思います。

生産面におきましては、やはり土づくりを図りながら、無農薬あるいは減農薬の米をつくるというようなことをやっていかななくてはなりませんし、そして米づくり專業化というようなものも十分考えられなくてはならないと、このように思っておりますし、そして販売面ではやっぱり消費者が求めているのは安全、安心というような面からのことを留意した米づくりということにこれまで以上に留意した対策を講じていかなければならないと思っております。

それでいろいろ 1 問でも答弁申しあげましたように、現在市におきまして 5 月から立ち上げました研究会で議論しておるわけですが、何もこういう対応というものは 5 月の研究会でスタートしたわけではございませんけれども、改革大綱が出されたということを踏まえて、より一層これからの寒河江の農業というものをどうするかということでの対応全体を、これは農業全体を考えていかななくてはならないということでの研究会なわけでございます、ですから、水田農業も水田問題農業もさることながら、やはり米問題、水田農業は農業全体の中でやっぱり取り上げていかないと私はいかんかなと、こう思っております。

ですから、これからの農業というものが特にこの水田農業というのがどう変わっていくかというようなことをしっかり見定めた中で、そしてどういう農業全体の中でどう寒河江の農業を転換していくかということを勉強しなくてはならない。そして取り組んでいかななくてはならないと、このように思っております。

それにおきましては、観光農業ということだってあろうと。これまでやってきた観光面と農業とのつながりというものも重視していかななくてはならないだろうし、あるいは新しい転換作物というものを寒河江のさくらんぼ、あるいはバラというもの以外に何が考えられるかというようなことも十分見定めていく必要があるかとも思っております。

あるいはまた、ほかの産業、観光産業のみならず、あるいは食品、文化、あるいは食産業というようなものとのつながりというような中で米農業、水田農業のあり方というものを見詰めていくことで寒河江の農業をより一層競争に耐え得るような、これは国内的にもあるいは国際的にも耐え得るようなものにしていかななくてはならないと、このように思っておるわけでございますので、これまで以上に行政のみならず関係団体との協調というもの、そしてまた生産者との連携あるいは消費者の意向を十分受けとめるというふうなことをやっていかななくてはならないし、またそして、売れる農業あるいは流通面での対応というものもそれからお一層力を入れていかななくてはならないものと、このように思っておりますので、1 問でお答え申しあげましたようなことをなお一層これからも力を入れていって、これまで何とか寒河江の農業というのは寒河江型農業と、あるいは農協あるいは関係団体との協調というのがうまくいってきたと言われておる寒河江でございますけれども、それまで以上に留意してまいりたいと、このように思っておるところでございます。以上です。

## 松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 5 番、6 番、7 番について、6 番松田 孝議員。

〔6 番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は日本共産党を代表し、多くの市民の意見や要望をもとに以下通告内容について、市長並びに農業委員会会長に順次質問いたします。誠意ある答弁を期待するものであります。

最初に、通告番号 5 番、寒河江市ごみ処理基本計画について伺います。

戦後私たちの暮らしは、豊かさと便利さを求め、驚くべき速度で製品の開発が行われ、価格の安い製品が大量に消費されたこと、さらには輸入品なども破格の価格で購入できるなど、大量生産及び大量消費で物質的には大変豊かになりました。その到達点は爆発的な普及、消費に比例するように、不必要になった膨大な量の廃棄物が全国であふれ出すとともに、その処理、処分が大型化、複雑化などで社会的な環境問題を引き起こしています。

経済の発展とともにここ数十年の間に私たちのライフスタイルも大きくさま変わりし、機能的にまだ十分使えるものや道具の買いかえ、さらには故障があっても未修理のまま処分するなどの浪費型の生活スタイルとなっていることが大きな特徴であります。

このような社会構造の中で、有限である資源の有効利用と最終処分場の延命を図ることの必要性が全国的な緊急課題となり、ごみの減量化とともにリサイクルの推進と対策が行われるようになってきました。

このような状況を踏まえ、寒河江市においてもごみ処理基本計画を平成 8 年 3 月に計画され、豊かな自然環境の保全と清潔で文化的な生活を営むことを目的に策定されました。

その後 5 年後の平成 13 年 6 月に社会状況の変化などもあり、全面的に計画の見直しを実施、その計画と予測は大幅に変更されました。

ここ数年の寒河江市でのごみ総排出量が、平成 9 年度の家系ごみの発生源単位 1 日 1 人あたりは 628.7 グラムの実績であったものが、その翌年に寒河江市を含む 1 市 3 町がごみの有料化を実施したことで 376.2 グラムと、ごみの量が前年比で 4 割も激減しました。しかし、徐々にごみの量もふえ、平成 11 年度は 413 グラム、平成 12 年度は 428.9 グラム、平成 13 年度は 493.4 グラム、平成 14 年度は 508.7 グラムとふえ続け、この 5 年間で 26%も増加しています。

この間平成 13 年度施行の廃棄物処理法改正で一部例外を除き野焼きが全面的に禁止されたことや、同じ年 4 月には家電リサイクル法の成立でテレビ、冷蔵庫、洗濯機及びエアコンの 4 品目は特定家庭用機器として指定されたことで、市は収集をすぐに廃止しました。

ごみの処分の方法も以前は自前で焼却していたごみ、無料で回収されていたごみの有料化、家電のリサイクル化による負担など、住民にとって思いもよらない負担がふえ続けています。

その影響か、家電製品の壊れたものや粗大ごみ、不要になった生活用品の家系ごみを初め農業関連廃棄物などが山林や耕作放棄された農地に不法投棄されることが多くなってきています。

さらには、崖地や急傾斜地など回収困難な場所に捨てられることが多く、土地所有者、管理者にとって対策がとれない状況になっています。

特に不法投棄は人目につきにくい場所、人通りの少ない場所、時間帯などにねらわれ、投棄されることがほとんどであります。

これらの対策として寒河江市は、不法投棄防止の看板設置や山間地や河川敷などのパトロールを初め、情報提供を受けた場合には迅速に対応する対策もとられております。

こうした中で寒河江市は、不法投棄箇所やその状況について調査を実施しているとのことですが、不法投棄場所、箇所数とその放棄されている廃棄物の状況などの調査結果を伺いたいと思います。

さらには、寒河江市では村山地区不法投棄防止対策協議会と住民の協力を得て大量に不法投棄された箇所について現状回復事業を適用させ、毎年1カ所の回収作業が行われております。その量は毎年3トンから4トンで、廃プラ、家電、農機具などが主に回収されているとのことです。

こうした行政的な取り組みと不法投棄未然防止のために地域と連携し、監視体制の強化を実施していますが、いまだ過去に不法投棄された廃棄物を初め、一般の方が目に触れない場所に捨てられている廃棄物が秋が深まるとともに目につくようになってきます。

そこで伺います。大規模に不法投棄されている箇所について原状回復作業が順次行われております。しかし、小規模廃棄物や単品廃棄物の不法投棄問題が多くなってきている中で原状回復をすぐに実施しなければ今後その箇所にさらに廃棄物が増加し、環境悪化が進むこととなります。不法投棄の芽は小さいうちに摘み取ることが大切と考えますが、市長は小規模の不法投棄された箇所について対策として原状回復作業をどのように進め、回復を図っていくつもりか見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号6番、中山間地域総合整備事業の推進について、特に生活環境基盤整備事業、田代地区水道施設整備について伺います。

私たちが毎日何げなく飲んでいる水は、市民一人一人が健康で文化的な生活を送るために1日も欠かすことができない大切なものです。特に日本では古くから生水をふんだんに飲める安心な水が豊富にあったことで、その水を探し求め、その土地に居住を構えた歴史があります。

しかし、生水を安心して飲んでいた私たちも最近はペットボトルに入ったミネラルウォーターを飲んだり、台所の水道蛇口に浄水器を設置するなど、水に対する意識の変化が出てきています。このことは、これまで日本の特色とされてきた生水文化の危機が進行していることを物語っております。

こうした中で近年の寒河江市の水事情は、寒河江町当時寒河江川の伏流水を水源として水道整備事業が行われ、昭和29年7月に給水を開始して以来49年が経過し、平成14年度決算で給水戸数1万1,939戸、給水人口4万3,464人で、普及率が99.6%まで普及してきています。

この間に先送りされていた幸生地区にも簡易水道が昭和54年から整備され、翌12月に給水が開始されています。

しかし、同じ山間地域である田代地区にはいまだ公共的な水道施設整備が行われず、現在も住民の手で整備をした小規模水道から給水しての生活であります。

同地区には五つの小規模水道施設と組合があり、それぞれの組合で維持管理と衛生対策、さらにはこれらの費用負担も自前で行われております。

このような状況の中で地域住民からは公営的な水道施設の整備を願う要望が出されています。また、平成10年3月に作成された寒河江市農業振興地域整備計画書の中で生活環境施設の整備目標では全市の上水道化を図るために、特に田代地区の公営簡易水道を推進していく必要があるとしています。

幸いにして葉山の里を中心にした中山間地域総合整備事業が平成12年度からスタートしました。この事業の中で田代地区の水道施設整備事業が採択されましたが、いまだ事業化が進まない状況であります。

水道法の目的にありますように、水道を整備することによって清浄にして豊富な低廉な水の供給を図ることで、公衆衛生の向上と生活環境の改善につながると考えます。

そこで市長に伺います。最近の新聞報道で米沢市の関地区の小規模水道組合の浄水から原虫の一種ジアルジアが検出された問題や過去においても同様の病原性原虫クリプトスポリジウムが発生するなど水道を巡っては深刻な問題が数多く発生しています。このことから、田代地区などの小規模水道に対して、安全でおいしい水を供給できるように当面指導と支援を図っていくべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、寒河江の水道整備事業が着工、創設時から半世紀が経過し、これまで第1次、第2次拡張事業では町村合併により行政区域の拡大に対応するために、市中心から周辺部への給水を目的とし、全市水道化を目標に整備が行われてきました。その後第3次を経て平成14年度から新たに将来の水需要に的確に対応し、安定供



給を図る理由で寒河江市上水道第4次拡張事業が進められています。

一方で、田代地区は山間地域で遠隔地に位置していることなどの理由から、これまでの拡張事業にも組み入れがなされず、現在に至っています。水は生活する上で最も重要で安全なものでなければなりません。そのためには公的に管理の行き届いた水道施設整備を最優先課題として検討すべきと考えます。

現に中山間地域総合整備事業の中で進められている生活環境基盤整備事業での田代地区水道施設整備は、何年度に予定されているのか伺いたいと思います。

最後に、通告番号7番、農業振興について農業委員会会長に伺います。

国の農業政策のひずみなどから農家・農業生産者の労働意欲は低下し、同時に我が国の自給率も低下の一途をたどっています。これまで市内中心部や周辺部では、生産性向上を図る目的で水田のほとんどが圃場整備や用排水の条件整備が行われてきました。

また、樹園地についても基盤整備などが実施され、生産性の高い農用地として有効利用されています。

一方では高齢化の進展、担い手の不足、後継者不在などの波が特に中山間地域に著しく押し寄せて、かつての国民の食生活を支え続けてきた水田や畑は、その面影を残すこともなく荒廃してきています。

特に山間地の農地は、自然的、地形的条件も悪く、生産性が低いことや過疎化が進行していることで耕作放棄地がふえ続けています。特にここ数年は県道沿いや市道沿いの農地までが雑草や樹木が生い茂り、管理をする人影もなく、耕作放棄されている状況が目につくようになってきています。

ところが、こうした農用地に特に建設廃材や残土、製品加工による残土を農地や遊休地、耕作放棄地などに農地改良名目で埋め立てられています。

このような実態が多くなりつつある中で寒河江市農業委員会は、西村山1市4町の農業委員会を中心に現地調査や協議を重ね、違反転用や周辺農地への劣悪化を防止するため寒河江市農業委員会は、農地改良指導要領を他市に先駆けて昨年9月に施行されました。その後指導要領に基づき指導、助言などを行っているとお聞きしております。

そこで伺います。寒河江市農業委員会農地改良指導要領の第2条では「農地改良とは現に耕作している農地を生産向上のために盛り土などで区画形質の変更をすること」を定義づけています。ところが、指導要領が施行したにもかかわらず、山間地域では以前と変わらず、遊休地や耕作放棄地への残土による盛り土が行われています。こうした行為は、農地改良の趣旨にそぐわないと考えますが、具体的な指導について農業委員会会長の見解を伺いたいと思います。

次に、指導要領の第5条では周辺に迷惑にならないように盛り土の高さ制限を設けています。その内容は、乗り入れの道路面より30センチ以内の盛り土までと制限を加えています。しかし、平坦な農地であればこれらの制限で十分対応できると思われれます。御存じのように、山間地の農地は急斜面やなだらかな斜面に位置し、棚田的な農地がほとんどであります。この棚田の上層部に乗り入れの道路がある場合、極端ですが、沢一つが埋まる状況にもなります。しかも農地改良と称して棚田状態の斜面を残土捨て場として活用し、盛り土を行うことになれば農業の多面的機能が全く失われ、大雨などで大きな災害を引き起こし、単に農家だけでなく、やがて地域にも大きな影響を与えかねません。

委員会では届け出に記載された内容について審査や必要な指導を行い、受理書を交付しているとしていますが、さらに周辺農地などへの障害や影響を防ぐためにもり面の高さ制限、排水溝などの整備基準を設け、安全対策を図るべきと考えますが、農業委員会会長の見解を伺いたいと思います。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業委員会会長。

〔武田 浩農業委員会会長 登壇〕

武田 浩農業委員会会長 農地改良指導要領について松田議員にお答えします。

農業を取り巻く厳しい環境の中、中山間地における耕作放棄農地の現状につきましては、農業委員会としても憂えており、大きな課題としてとらえています。

平成 11 年度には農業委員会独自で実態調査なども実施しているところでございます。

さて、御質問の農地改良指導要領につきましては、違反転用防止を目的に昨年 9 月に制定いたしました。県内の対策状況も十分考慮し、策定したところでございます。

農地の改良につきましては、農地法の許可が不要ですが、盛り土などの農地の形質変更を伴うことから、これまでは実施する農家に対して現況変更届の提出を任意で求めておりました。しかし、近年単なる残土処分、悪質な場合は建設廃材の埋設ではないかという疑念の持たれる事例が発生していたことから、農業委員会としてもより適切な厳正な指導を行うため、農地改良指導要領を制定しました。

発生した事案につきましては、不適切なものの撤去、耕作に適した土の入れかえなどを指導し、改善をさせているところでございます。

次に、中山間地などの耕作放棄地などの農地改良につきましてお答えします。

指導要領では農地改良は現に耕作している農地を対象としておりますが、耕作放棄地につきましては、周辺の耕作農地への悪影響もあることから当然耕作復帰が望ましいと考えております。したがって、耕作を条件にこれを認めているところでございます。

しかし、これが悪用され、他の目的で利用されるのであれば、趣旨に反しますので、歯どめ措置を行っておるところでございます。

一つは、当該耕作放棄地の所有農家の意思で農地改良を行うことが確実で、耕作計画が適切な農家について農地改良届提出の際には、地区農業委員の認証を受けることを義務づけております。

次に、完了した場合は地区農業委員にもう 1 名の農業委員による複数確認を義務づけております。作物の作付をもって完了と認めるなど、厳密な監視を行っているところであります。

昨年の指導要領制定以後、本年 8 月末現在までに 37 件の農地改良届が提出されております。うち 5 件は、農業委員の日常的な農地パトロールにより発見され、指導の上提出させているものです。

次に、山間地の傾斜農地の農地改良を実施する場合については、従前の農地面積に比べて造成後の農地面積がどの程度確保できるのか、その耕作計画は適切なものかを審査の上受理をしているところでございます。

また、のり面保護や排水の問題については、提出された造成計画について建設関係課より指導を受けるとともに、工事中の排水問題が懸念される場合には土地改良区との事前協議を義務づけているところでございます。

指導要領制定後間もなく 1 年が経過しようとしておりますが、この間の事案についての指導内容の自己評価を行いながら、御懸念いただいたような事例が発生しないよう今後とも適切な指導に努めてまいりたいという所存でございます。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 どうも答弁ありがとうございました。

それでは、2 問に入らせていただきます。

不法投棄の実態についてお聞きしましたけれども、やはり大型の捨てられている場所は 3 カ所程度だということでお聞きしておりますけれども、そのほかに小規模な場所については 23 カ所把握しているような状況と聞いております。ですけれども、こうしたところが一般的に今全然回収が行われていない状況になってきております。ですから、これを何とか地元の人でも何とかする方法はないのかなという声が非常に多く出てきております。

それで、この答弁の中で減免制度などもあるようですけれども、実際にこうした減免制度の中身を市民は全然知らないんですね。ただ、環境課の窓口で電話すれば何とかしてくれるんじゃないかというので電話している状況です。ですから、こういう減免制度をきちっと設けているのであれば、市報とかあるいは広域の広報などでやっぱり住民に知らせるべきだと思いますけれども、この辺について市長はどう考えているのかお聞きしたいと思います。

それと、やはりこうした小型のやつで特に家電製品が他人から自分の土地に捨てられた場合には自分で負担してこれを処分しなければならない状況になってくるんですね。ですけれども、今町を歩きますと、特に電気屋さんの前とか、あとはちょっとした見えないところの畑とか、そういう場所に家電が非常に多く捨てられているんですね。実際家電製品の販売店に行きますと、私の家でもこの場所に家電の廃棄物を置いておくんですけども、実際次の朝見ると 2 台とか 3 台テレビ置いてある、そういう状況が今現実には発生しているんです。

ですから、先ほども市長は自分の責任である程度そういうことのないように管理、監督しなければならないという答弁もありましたけれども、これは実際としてそこまで果たして管理できるかなと私は思うんですけれども、この辺の減免制度みたいな形である程度していかないと解決しない問題ではないかと思うんです。

なかなか非常に難しい問題でしょうけれども、この辺にも行政として一つの考え方を今やっぱり示すべきではないかと思っておりますけれども、この辺についてもお聞きをしておきたいと思っております。

あと、実際としてこういう不法投棄を減らす方法として、今全国でクリーンセンターなどの営業を土曜日、日曜あるいは祭日を月 1 回とか月 2 回とか設けているセンター施設があります。ですから、こうした不法投棄を防止するためにも、このクリーンセンターあたりの日曜営業をぜひ寒河江市からも要望していただきたいなと思うんですけれども、この辺についても市長は理事会などでもいろいろ議論されておるとは思いますが、この辺もやはり市民の立場からいえばやはりごみを仕事上の関係で、普段の日にクリーンセンターに搬入できない人が多くおります。ですから、ある程度年末年始なんかは日曜日もある程度の祭日というか、の中で 1 日か 2 日かやっていますけれども、実際は非常に込み合うんですね。ですから、日ごろ月 1 回でもこうしたことを行ってもらえば非常に周辺が明るく、環境のいい地域になっていくのではないかと思いますので、この辺についても市長の見解をお聞きしたいと思っております。

今、クリーンセンターの営業を行っているのは果たして民間の業者委託の中でやっているのか、または直営でやっているのか私も余り調査していませんけれども、やはり民間であれ事業者であれ、いろいろな中で調整をしながらある程度サービスをしていく時代じゃないかと私は思いますので、この辺ぜひ検討していただきたいと思っております。

それから、中山間地の総合整備事業についてですけれども、この問題を出したのは、やはり米沢市の原虫の問題で新聞に非常に大きく報道されましたけれども、この問題についてもやはり寒河江市では特に田代地区が今地区として 5 カ所の組合がありますけれども、この地区で自分たちでまるっきり管理して検査とか管理もやっておる状況です。しかし、最低の項目だけしかこういう検査項目とかあるいはそういうものをやっていない

んです。

あと滅菌器なども独自で設営して、これは滅菌器なども約 20 万円ぐらいしますけれども、これも 5 年ぐらいで器具がだめになって、それを更新しているようになっております。ですから、費用負担が地元としては非常に大きくなってきているんですね。そのほか電気代とか建物の維持とか、そういういろいろな負担がかかっております。

それとこの維持管理については、特に田代地区は雪が非常に深いものですから、水漏れした場合、水が出ない場合特にその組合の管理者に電話するようになっておりますけれども、実際にはその管理者が 4 キロも冬道を歩いて水が出ないところを探し求めて、そして一たん帰ってきて、またいろいろな部品や道具を持って補強するような状況が常に起きています。

ですから、先ほど市長は一般の水道料金も住民は払っているんだから、それと同じように負担をお願いするような話もされていましたが、現実的にその費用負担は毎月一つの組合に聞いてみましたけれども、2,000 円ぐらい負担しているんです。それと滅菌器だの、そういう大型の設備をしたときにはまた新たに徴収しているような状況であります。

ですから、維持管理するための作業の負担が非常に地元としては大きい問題になっているんです。特に高齢化が非常に高い地区でもあって、やはりこの作業に出られない人は新たな負担金としてまた徴収されるような状況になってきています。

ですから、こうした問題も各地で起きているんだと思いますけれども、今回原虫が発見された米沢市などでは非常に対策はとられていたんですけれども、こういう問題が発生してきたんですね。この米沢市の関地区は七つの組合があって、それぞれ組合で管理はしているんですけれども、検査項目については全部市の負担でやっているんです。そのほか設備に関してもある程度、工事費の 3 分の 2 を助成しているんですね。そして、今年度の小規模水道に関する補助金が 359 万円ほど補助しているんです。これだけ実際地元負担させてもいろいろな障害が出てくるんです。

確かにこういう問題ばかりじゃなくて、やはりいろいろ管理するに当たって非常に困難さもあることから、こうした事業を米沢市は実施しているのだと思いますけれども、このほかにもほかの市町村でもやはり事業費の費用負担、あるいは補助金を出しているいろいろとカバーしているような状況もありますけれども、この辺についてももう少し行政としてやはり公正な負担をすべきは本当でしょうけれども、一部この辺についても配慮も必要ではないかと私は考えていますけれども、もう一度市長の見解をお聞きしたいと思います。

あと田代地区の水道施設の整備について平成 9 年度あたり要望書が出されたと思うんですけれども、なかなか地元では採択はなったんですけども、いつやってもらえるのか非常に待ち望んでおります。ですから、一日も早くこうした田代地区に水道施設の完備をお願いしたいところなんですけれども、実際県の予算もあって、非常に採択するに難しい、そして大型というか、非常に大きい予算がかかる予定になっておりますので、なかなかこの事業に踏み切るのが困難な状況だと思っておりますけれども、ぜひ地元のためにも一日も早く採択された用件でありますので、地元のやはり地域住民のアンケートやそういう対策の中で協議して最優先に進めていただきたいと思いますけれども、その辺についての今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

あと農業委員会の会長に伺いますけれども、今非常に耕作放棄地が多くなっておりますけれども、2000 年の世界農林業センサスの結果を見ますと、寒河江市においても平成 7 年度から 12 年度の対比で 71.8%耕作放棄地が非常に多くなっているんです。特に山間部では極端にここ数年の間ふえておりますけれども、やはり農業を振興させる上にはいろいろな諸条件はあると思います。先ほども鈴木議員の中でもいろいろありましたけれども、この地域の山間地域の耕作に対してやはりいろいろな指導、援助をしていかないとどんどん耕作放棄地がふえている。そして、高齢化も伴ってこうした問題が次々と大きな地域として課題も残ってきております。

農地改良の目的にあるように、やっぱり現に耕作しているところであれば正式に手続上は可能なんですけれ

ども、現に今第1問にも申しあげましたけれども、現に耕作放棄地に今非常に大型のダンプカーを入れて残土を積み上げているような状況になってきております。これはやっぱり将来農家としては、結果的に平らにすればある程度自分でも利用できる。または、やっぱり他人も借りる人がいるのではないか。そういう目的である程度しているんでしょうけれども、実際農業委員会の方の農業委員なんかもいろいろ指導なさっておりますけれども、実際にはもうまた荒れ地に戻っているような箇所が多く出てきております。

そして、実際私も現場いろいろ見てみますと、数年前に清水山のちょっと下流になるんですけども、残土が非常に大きく盛り上げた場所があるんです。実際そこに行ってみると大分路肩が崩れて、土どめをしているんですけども、非常に大雨によって土砂が流されて崩れているような状況で、排水溝も埋まっているような状況が見られます。

そして、その水の流れた後を見ますといろいろな鉄筋やいろいろな残材があらわに出てきているんですね。ですから、非常に農家に責任はあるんでしょうけれども、やはり行政として監督すべき農業委員会がこの残土の内容、残土といっても非常に土としての区分が非常に私は難しいと思います。土というのはどういう状態かということ表現すれば一番いいんでしょうけれども、残土として区分するにはちょっと難しい面もあるのかなと思います。

ですから、最後の30センチぐらいは耕作できるような土を入れてくれということで指導なっておるようですけども、実際にはこの中身の対策などももう少しきちっとすべきと思います。

それから、路肩の問題とか、あと盛り土の高さ制限、これは本来はやはり要領ではなくて、きちっと法律でできれば本当は一番いいんでしょうけれども、県の条例なんかもなく、農林省あたりのあれですとやはりその自治体で監督しているんだから、自治体の管理の中でいろいろ条例をつくったりすべきだと言っておりますけれども、やはり今後要領だけで対応し切れない部分が非常に大きくなってくると思います。

今現に千葉県とか埼玉県あたりを見ますと、ほとんど条例をつくってこういう対策をとっております。ですから、今後やはり農業委員会レベルでこうした対策もある程度一定は可能だと思いますけれども、今後やっぱりいろいろ行政に働きかけて条例化なども制定するような動きをつくっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

第2問終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 2 問にお答えいたします。

不法投棄箇所も行政あるいは関係者の力添えによりまして減ってきておるわけでございますが、現在は 2 カ所ということになっておりまして、この 2 カ所につきましても今対策を講じておるわけでございますが、こういう不法投棄箇所がふえないようにこれからも十分監視の目を光らせながら、あるいは市民の御理解も得ながら、このように思っております。

それから、市民のみならず、どこから来るかわからない原因者不明というようなものもございますので、そういう面にも十分目を光らせていかななくてはならないと、このように思っております。

それから、この減免制度の問題につきましては担当課長の方から詳しく具体的に申しあげたいと思っております。

次に、やはり何にしましてもモラルの問題だと、このように思っておりますが、いわゆる公衆道徳というのがやっぱり徹底していかないと不法投棄という失態は出てくるわけでございますので、先ほども申しあげましたように各種団体等あるいはボランティア活動等で 60 団体余もの方々にお力添えを賜っておるわけでございますけれども、それでもまだ不法投棄なり、あるいはばい捨て等々ということが起こるわけでございますが、残念でならないわけでございますが、何かにおいても行政任せあるいは他人任せ、他人に後始末をさせるという観念はやっぱり払拭してもらわなくてはならない。自分の地域は自分できれいにすると。そして、ごみは投げないんだというようなことを徹底して意識の改革というものをなお一層必要だろうと、このように思っております。

それから、日曜祭日等のクリーンセンターの稼働についてでございますが、これは広域行政事務組合の中で検討させていただきたいと思っております。

それから、田代の水道組合に対する負担助成についてでございますが、これは先ほども答弁申しあげたとおりでございますが、受益者は受益者なりにそれなりの負担をしていかななくてはならないと、このように思っております。

それから、県なり市というものは、十分安全という面での配慮というものを十分これは検査なりあるいは監視体制というようなものは、これはとっていかなくてはなりません。なお一層そういう徹底をしてまいろうと、このように思っております。

それから、中山間地域の総合整備事業の中でございますが、現在先ほど申しあげましたように農業生産基盤というものから始めておるわけでございますが、その後生活環境基盤というように入っていくということを聞いておりますし、また見直しの中で事業施行期間も延長されるということも聞いておるわけでございますので、できるだけ早く実施できるようにこれからも県の方に要望してまいりたいと、かように思っておりますのでございます。以上です。

佐竹敬一議長 農業委員会事務局長。

小松仁一農業委員会事務局長 お答えをさせていただきます。

先ほど松田議員がおっしゃったいろいろな問題がこの問題についてあるわけですが、それらを踏まえながら法的なあれもないということで、この農業改良指導要領をつくったわけですので、また設置をして1年ということですので、そこら辺を見きわめながらこの後は進めていきたいというふうに思っております。以上です。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

石山 修生活環境課長 お答えいたします。

クリーンセンター等に搬入する場合には、通常のごみでありますと指定袋で搬入しているわけでございます。これが不法投棄されたごみを地域の方々が集めて処理していただくという場合には、一つとしてはボランティア袋をお配りいたしまして、そのボランティア袋に燃やせないごみ、燃えるごみの二つの分別で分別していただいて、最寄りのごみの集積所にその燃えるごみの日は燃えるごみ、燃やせないごみの場合には燃えないごみを出していただくようお願いしているところでございます。

ただ、大がかりにクリーン作戦を展開しながらボランティア袋を使用しないで、例えばトラックとかに積み込んでクリーンセンターに搬入する場合には、直接持っていかれても不法投棄されたごみ、いわゆるボランティア活動で集めたごみという区別がつかみませんので、私どもの方に事前に連絡していただいて、クリーンセンターと私どもの方で協議して、何日に何時ごろどこの地区の何という方がクリーンセンターの方に不法投棄ごみを搬入するのでよろしくお願ひしますという形の連絡をとるようにしてございます。

これは、一つは、そのごみの処理料の減免の手続が必要なためでもございます。搬入されたごみの重さをはかって、幾ら幾ら減免という形で対応するようにしてございます。

あともう一つは、直接搬入する場合にはクリーンセンターに搬入できないものもございまして、そういう場合もございましてから、私どもの方に御相談していただきたいと。搬入できないごみについては、どう対応するかもそのときに地域の方々とお話を持っている状況でございます。

あと、この手続などの広報についてでございますけれども、ボランティア袋はほとんど多くの市民の方々がボランティア活動に参加していただいて、ボランティア袋を使用していただいているわけでございますので、ボランティア袋については御存じだというふうに理解しております。

あと、大がかりにやる場合にはやっぱり 1 人ではできませんので、恐らくは地区とか地域とか団体が実施するだろうと思います。その際には私どもに連絡していただきたいと。これまで町会長さんの集まりや衛生組合長さんの集まり、廃棄物減量等推進委員の集まりの中でこういう場合にはこうしてほしい。あとはごみの減量化、不法投棄の防止、あとモラルの向上などについてももろもろお願いして周知しているところでございますので、そのように御理解お願いしたいと思ひます。



佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 不法投棄の問題については大体大方わかりましたけれども、やはり住民に徹底させるということが先決問題だと思います。ですから、この町会長さんとか衛生組合長さんとかに連絡はしてあるんでしょうけれども、やはり広報で一般的な市民に知らせることも私は必要だと思いますので、ぜひこの辺も検討してもらいたいと思います。

そして、先ほども市長はモラルの問題とかいろいろ出ていますけれども、現に周りを見ますと地域によっては非常にきれいになってきました。モラルもマナーも少しは住民運動でクリーン作戦などやっている中でやはり向上しているのかなと私は思いますけれども、ただ、今現状を見ますと、従来にあったものがほとんどなんですね。やはりただ新しい道路が切られたところとか林道が切られた場所については、また新たに出ているようですけれども、一般的に私の家の周りを見ていまして、やはり以前に捨てられたごみが多いことから、やはり少しこの辺で具体的に対策をとれば、将来ともきれいな環境になっていくのではないかと私は思っておりますので、ぜひ小規模なごみの対策も少し目を向けていただいて、徹底的に回収して、いい環境にしていきたいなと思います。

それから、田代地区の水道整備についても今後やはり早い時期にしなければいろいろな費用の負担とかいろいろな問題で高齢化の中で住民負担が多くなってきます。ですから、これらを今維持するために地域でも頑張っていますけれども、少しでも検査費用ぐらいはやはり行政で負担してもらえば、ある程度いい安全な水を確保できるのではないかと考えております。

今田代地区には庚申水ということで非常に有名になってきておりまして、周辺からもいろいろな水をもらいにくる人が多くなっています。ですから、こういうおいしい水を確保するためには、やはり徹底して安全対策をとっていかなければ地元民ばかりでなく、いろいろな住民が影響を及ぼすこともあり得ると思うので、この辺について今後検査費用とか、そういう費用ぐらいはぜひ検討をしていただきたいと思います。以上で終わります。

## 松田伸一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 8 番について、15 番松田伸一議員。

〔15 番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 遮水シートの効能や建設コストについてお伺いいたします。

この質問に関しては、ことしの 3 月議会でも取り上げました。御答弁いただいたその後ですけれども、私なりに疑問を感じたり、環境カウンセラー仲間から専門的な情報や市民が抱えている率直な疑問点なども交えながら質問してまいります。

質問もできるだけ簡潔にいたしますので、市民の皆さんにもわかりやすく将来を見据えた市長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

遮水シートにかかわる質問に入ります。

多面的水面広場の漏水防止対策で市長は、今考えているのは価格も安くて水に強く、膨張力、膨潤力の高いベントナイト系シートを考えているとの答弁がありました。そのとき私はベントナイトと聞いて、あああのベントナイトかと少し安心したわけです。私のベントナイトに対する知識は、戦時中に食べたビスケットなどの増量剤として用いられた記憶と、深井戸のボーリングなどで途中からの水どめや石油掘削などに潤滑剤として用いられているという程度、その程度の知識でした。ベントナイトそのものからの環境負荷が少ないものと判断したわけです。

その後、私の所属している山形県のカウンセラー協会の総会で、工業部門を担当しているカウンセラーの方から「寒河江市で遮水シートにベントナイトを使用する工法がとられると、そのような情報を聞いているが、いろいろ問題がありそうです」という情報をいただきました。早速担当課に伺いましたところ、どんな問題があるのか実験をしているとのことでした。

市長の答弁にもありましたが、ベントナイトは水に合うと水分を吸収し、膨張します。適度な水分を与えますと隙間に膨張したベントナイトが浸透し、水を遮断する力を発揮することになり、トンネルのコンクリート内に用いられたり、遮水効果を発揮して防水の役割を担うということです。

種類もナトリウム系とかカリウム系とかあることも知りました。いろいろな用途に加工され、高膨潤性、中膨潤性、低膨潤性などのほか、鋳物の型や工業製品から化粧品、医薬品までに用途が多岐にわたっていることも知りました。

私は、寒河江市で用いようとしている遮水シートの実物を拝見したわけではないのですが、私に情報を提供してくれたカウンセラーによれば、遮水に用いるビニールなどの裏側に二、三ミリ程度ベントナイトを塗布し、ベントナイトでビニールを保護し、ベントナイトを裏面に張りつけたビニールを順次湖底に敷き詰めて防水する。そのような工法を採用するのではないかという話でした。

伺います点は、この方法では問題があるということのを市ではいつごろ入手したのか。実験の結果、結論を出すには長時間かかると予想していますが、現段階での問題点は何であるかを伺います。

また、ベントナイト遮水工法で問題が生じた場合、不相当となった場合、この方法にかかわるどんな工法を採用する予定なのか。コストはベントナイト工法に比べ、どの程度価格差が生じるのか。

次に、水面広場の利活用について伺います。

市長は、大会の開催など、これから考えると答弁されましたが、完成時の使用目標はこんなふうでありたいとの目標は描かれていると思います。完成時には「このような利用ができません」とかを市民に知らせておく必要があるのではないかと考える者の 1 人ですが、建設途中でこれから利活用や利用目標を早く示すことにより、市民の意気込みも違ってくるのではないかと考えております。現実的な利用を示すことにより運用の方法、方

向づけ、市民からの活発な発想も可能になるのではないかと考えています。どのようなものでしょうか。

例えばインターハイの誘致とか、各高校へのトレーニングメニューなど、アピールを今からしておくに対応の仕方も必然的に生まれてくるのではないかと考えます。現段階ではどんなものを想定しているのか伺います。

また、この前の質問とちょっと重なるようになりますが、工事の進捗により部分的に順次供用開始するのか、全部完成してから供用を開始するのか伺います。

3番目に取水、排水の方法について。

まず、取水の方法ですが、源流からそのままポンプアップによる取水をすることですが、それ以外にはどんな方法があるのかを検討するのか、幾通りぐらい検討されたのか伺います。

また、平常時取水現場で揚水の揚げる高さをどの程度見ておられるのか。それから、取水を始めてから満水までの所要時間をどの程度時間を見ているのか。

それから、最後になりますけれども、排水は閑散期を利用して行うと想定しておりますが、毎年実施するのか。行うとすれば何月ごろ行う予定を立てているのかを伺いまして、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 何点かの点についてお答え申し上げます。

まず、遮水シートの効能や建設コスト等々についてでございますが、最上川寒河江緑地の整備につきましては、市民のさまざまなスポーツ、レクリエーション、自然との触れ合いの場としまして最上川の水資源を活用した水上スポーツが可能な多目的水面広場を初め、グラウンド広場、芝生広場を主施設として整備しようとするところでございます。

本年 3 月に国土交通省より占用並びに掘削の許可を得て、現在平成 14 年度の繰越事業として多目的水面広場の掘削、土砂運搬、また堤防に土を腹づけする工事を行っているところであります。

今年度の工事といたしましては、多目的水面広場のはけ口の工事を予定しており、その構造物の詳細設計について現在国土交通省と協議中であり、最上川の湧水期となる冬期間に合わせ、施工計画をしているところでございます。

まず、多目的水面広場の遮水シートについてでございますが、先般の議会における質問に対しベントナイト系遮水シートを考えている旨のお答えをしたところでございます。

当時の段階では、基本計画の中でさまざまな種類の遮水シートを比較したところ、当該シートによる遮水は、シートが破損した場合にベントナイト層が膨張し、止水する修復機能があり、傷に耐える耐外傷性が高い特徴があります。また、国土交通省の公共事業で使用された実例も数多くありまして、よりよい一つの方法として考えていたところでございます。

ただ、これら遮水シートについては、通常頻繁に土木工事で使用されるものではありませんし、非常に特殊な製品でもあります。

施工に当たっては、現地における土質や施工法など詳細な適合性について現地テストを行い、十分調査した上で慎重に検討し、最終的な選定をしなければならないと考えているところでございます。

そのようなことで、ことし 3 月末に国土交通省からの掘削許可がおりるのを待って現地を部分掘削し、実際にベントナイト系遮水シートを敷き、現地テストを実施したところでございます。

どのような遮水シートを選定するかについては、水槽に万が一、人が誤って入った場合の安全のため、シート表面が滑らないこと、それから遮水が確実なこと、そして耐久性にすぐれていること、加えて掘削した下地になじむこと、また単価、施工方法を含めた経済性などを設置条件と考えているところでございます。

使用を考えているベントナイト系遮水シートの現地テストを行った結果、何点かの条件はクリアするものの、シート接合方法が幅の広いビニールテープで張り合わせる程度であり、確実性に乏しいこと、のり面に施工したシートのベントナイト層が不均一になりやすいこと、また、一度水を含んで膨らんだベントナイトが、冬期間に水を抜いた場合に凍結し、さらに膨らみ、解けたときに遮水効果が減少することなどが懸念されたところであります。

以上のようなことから、当該製品は本件の水面広場には向かないのではないかと判断したところでございます。

それにかわるものを選定するため、さらに検討を重ね、全国の公共事業でも使用実績の多いゴムアスファルト系の遮水シートについて先進地視察などを行いながら、安全性、施工法、コスト及び維持管理等について研究、検討を重ねてきたところであります。

その結果、シート表面が滑らず、下地になじみ、接合方法の確実性、耐外傷性、いわゆる外傷性に耐える耐外傷性が高いなど、設置条件に合致し、かつベントナイト系シートと比較して経済的にも安価なゴムアスファルト系の遮水シートが最適と考えているところでございます。

今後においても遮水シートに限らず、実施設計の段階でさまざまな観点から検証し、安全性、効率性、耐久性、コスト縮減策を講じながら事業促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、水面広場の利活用についてでございます。

多目的水面広場をレーシングカヌー競技 500メートルの公認コースとして常設することにしており、中学、高校生のジュニアクラスの全国大会や東北大会及び県内の国体予選などを誘致してまいりたいと考えております。

レーシングカヌー競技については、御案内のように寒河江高校、谷地高校の生徒が全国大会においても優秀な成績を残しているところであり、これらの部活動の練習コースとしても利用できるところでございます。

また、水面広場は、レジャーカヌーやゴムボートはもとより、たる船競争などアイデアを駆使した水上運動会など、市民が気軽に楽しめるところでございます。

さらに、水面広場とグラウンド広場を一体的に利用したミニトライアスロンなども考えられ、より幅広く利用していただけるものと思っているところでございます。

そのほか、ラジコン水上機の大会などを開催したいという話も聞いております。

以上のようなことを想定しているところでございますが、今後カヌーなど水上スポーツが小学生のスポーツ少年団活動、中学校の部活動にも広がるよう底辺拡大を図ってまいりたいと考えております。

今後とも水面広場を使った多目的な利用について、市民の方々より幅広い御意見を伺ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、供用開始のことについてのお話がありました。完成した施設から部分的に順次供用開始していくのかということですが、現在全体計画の中で多目的水面広場については、堤防側に位置し、掘削等も伴うことから、効率的に工事を推進するため、優先的に施工し、最初に完成させてまいりたいと考えております。もちろん施設の有効利用の視点からも完成した時点で順次供用開始してまいりたいと考えております。

それから、取水、排水の方法についてでございますが、ポンプアップ以外の方法も検討されたかというような御質問がありました。取水方法としましては、自然流入による取水、無動力による取水、そして今回選定している動力を使ったポンプアップの3通りを検討したところでございます。

最初の自然流入による取水でございますが、以前にもお答え申しあげましたが、最上川本流から自然勾配による取水となりますと、この緑地の上流の此の木橋付近を取水位置としなければならないのでございまして、引き込み区間のルートの確保が非常に難しく、多額の工事と維持管理費用を要するものでございます。

それから、無動力による取水方法でございますが、ちょうど最上川寒河江緑地の対岸に中山緑地がございますが、ここで現在使用されているポンプが無動力方式でございます。全国で初めて設置されたものでございます。ランニングコストを考えた場合、無動力は魅力でありますので、これについても検討したところでございます。この方法は、水車とポンプが同軸で動く構造になっており、取水する量に対しその動力となる水車を回転させる水量は約30倍を要するものであり、少量の取水に適しているものでございます。

また、水車を回すためには一定の落差も必要で、上流部から配管を引いてくる必要があります。自然流入と同様、ルートの確保が困難であることが挙げられます。さらに、汎用性がなく、受注生産であることから、製品価格も高額なものとなります。

ポンプアップについては、電力は必要なものの工事費、維持管理費等が前の二つの方法と比較し、低く抑えられるため、水中ポンプによる揚水方法で計画しているところでございます。

それから、揚水高低差についての御質問がございます。取水地点については、取水のロスを少なくするため、極力導水管延長が最短となるよう、緑地の最上川上流部の水面広場に近いところからの取水を考えております。

この取水地点における最上川の平常時の水位と国土交通省の河川将来計画のデータに基づいて設計した水面広場の水位の高低差は約3メートルになっております。

それから、満水までの時間はどの程度必要なのかと、このようなことでございます。多目的水面広場の規模については、御案内のように長さが 600 メートル、幅が約 120 メートル、水深が 1.5 メートルでございます。容積が約 11 万立方メートルでございます。取水ポンプの能力が 1 分間に約 26 立方メートルであることから、水面広場が満水になる所要時間は約 3 日間の 72 時間ぐらいになります。

それから、排水は、毎年実施するのかというような質問でございますが、水面広場の利活用は、今申しあげましたようなレーシングカヌー競技などの水上スポーツなどで、春から秋にかけて利用されるものであり、現段階では冬期間の利用については無理かと思っております。したがって、冬期間は安全性、経済性を考慮し、排水しておくことが望ましいと考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 御答弁ありがとうございました。

私は取水時間とか排水時間とか高低差とかお聞きしましたのは、今試験的に遮水シートの実験をやっているという話ですけれども、遮水シートも何も使わないでそのまま用水を自然のまま任せると。どのぐらい1時間当たりロスする時間がかかるのか。そういうふうな実験もする必要があるのではないかと考えたわけです。

何も使わないでするというのは余りにも唐突かもしれませんが、もしできれば湖底に粘土層を張ったりしてある程度の皮膜をします。そんな工法、何も使わないでする方法が需要と供給のバランスである程度競技期間だけとか、あと取水の量がある程度調整すれば満水状態になっているのではないかと、そんな実験もする必要があるのではないかと。漏水を最初から計算しておくという方法です。こんなことしたらどうかと。もしつくるのであればすけれども、日本古来のいろいろな遮水方法がとられているものがたくさん大きな堤とか、それから取水法の防水対策とかいろいろ漏水対策とか、そんなものがあるのではないかと考えたわけです。

そういうふうな意味でまだ実質的な貯水期間に入る前に幾通りかの遮水シートを実施計画に移すまでの期間もあると思いますので、そのような実験もしてはどうかということです。

あと、競技の使用目標ですけれども、これからインターハイの予選とか国体の予選とか、いろいろ挙げられましたけれども、完成時に一応イベントとか考えるのがやっぱりそういうふうな大きな事業の中には必要ではないかと考えたわけですが、そのような他団体とのさまざま関連する機関があると思いますけれども、そういうふうなところと連携をいつごろから本格的にとられるのかお伺いいたします。

それから、冬期間の休んでいる時間に、これは担当課とも話ししたんですけれども、なかなか難しいようですけれども、のり面がある程度長くできるわけですから、それを利用してある程度の冬期間のミニスキー場としての利用できないかというような話はしたんですけれども、それはいろいろ不可能なようですけれども、そんなこともありました。

それから、順次これからは、この前の答弁では全部完成してからというお話でしたけれども、周囲でいろいろそういうふうな逐次利用を広めていくというお話でしたので、まずそれは安心しました。

それから、実際に今度もカヌー場ができたとすれば、カヌーの舟艇庫とか、それから着替え室とか、それから予備室、準備室とか、そういうふうな附帯設備も必要になってくるのではないかと考えます。

そんなものもこれから多々事業がまた膨らんでくるのではないかと思うのですけれども、利便性が利用者には非常に大切だと思います。そんなことも含めまして、これからの周辺的な環境整備をどのように進めていくのか。

それから、私が心配しているのは、一応つくられた人造湖であります。そこで練習になじむ風の向きとか、ボートには非常に横風が危険なわけですが、風の向きとか、そういうふうなことの調査なども気候風土とあわせて風の方向とか、もし必要であれば風よけネットなども必要になってくると。そのようなことも考えられるのではないかと思うわけです。

そういうふうなことを総合的にカヌーで大会としての名声を上げるような利用価値の高い水面広場にするのであれば、そういうふう利用者に気を配った施工方法もこれから検討していく必要は生まれてくると考えているわけです。

そんなことも考えあわせまして、まず第2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 この寒河江緑地の建設、そしてまた将来の活用方法等につきましては、やはり何にしましても建設費を安くして、そして運営費も低廉に抑えていかれるというようなもの、そしてまた将来的に利用するというような場合につきましても市民の方々から初め、あるいはカヌー等々の公式競技にもうまく活用して地域の活性化に資するというようなものでなければならないと思いますし、また、市民のスポーツ振興等々に大きく貢献するというようなものでなければならないなど、このように思っておりますし、市民のみならず、広く県内外からいらっしゃるというようなことも考慮に入れなくてはならないと。これこれを考えて今いろいろ計画に入っておるわけでございますが、具体的な自然のままに遮水シートをどうするとか、イベントをどうするかというようなことは担当の方から具体的なことにつきましては、答弁させていただきます。以上です。



佐竹敬一議長 都市計画課長。

柏倉隆夫都市計画課長 お答えいたします。

遮水シートの選定に当たりましては、種類といたしまして塩化ビニール系、それからポリエチレン系、それからゴムアスファルト、それからベントナイト系というような中で、各メーカーもございますけれども、7種類ほど選定の中に入れてまして検討をいたしました。

ただ、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、傷がつくということに対しては、やはりある一定の厚みが必要でございます。そういった中ではゴムアスファルトシート、それからベントナイト系、これが特に厚みがございます。さらに、耐外傷性が強いというようなことで、その中での二つの選定の中で現地テストをベントナイト系で行ったと。ゴムアスについては、施工している現地を見ながら、その選定に検討をしたというようなことでございます。

それから、管理棟とかそれからボートを入れておく、カヌーの器具等を入れておく艇庫ですか、そういったものについてもこの事業費の中に入れてた中で計画をしているところでございます。

それから、風向き等につきましては、現在寒河江高校、それから谷地高校がカヌー競技をされておりますけれども、一つのタイムレースということではなくて、順位を争うレーシングカヌーというようなことでございますので、現在のところ風向きの調査というものは考えてはいないところでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 自然現象の横風の状況というのは、レースそのものにはそういうふうな影響はないと思いますが、レクリエーションとして用いる場合いろいろなボートとか、いろいろなそういうふうなレクリエーション的なものも利用するとすれば、当然風のことも何メートル吹いたときには使用させないとか、そういうふうなことも考える必要があるのではないかと考えているわけです。

あと、遮水シートでいろいろベントナイトのことがいろいろ徐々にわかってきましたけれども、当然湖水には水が入るわけですが、湖底にかかる圧力が均一でないというか、下の方のできれば下の方の湖底の状況が凹凸が激しくなってきたりして、その突起物でビニールを破る傾向があるということで、ベントナイトシートがうまくないというような話ですが、それと同じようなことがどんなシートを使っても起きるわけです。

それに実際どの程度耐えられるのか、私は専門家ではありませんのでわかりませんが、あと例えばゴムアスファルトを使用するような状況になれば、当然アスファルトは有毒なものがたくさん含まれているわけです。そんなものも精査して、溶け出すものがあるかないか、そんなものを十分検討して、注意しながら施工していただきたい。

自然の負荷をいかに少なくなるかということも十分考慮に入れながらやって、それから湖底に当たる部分の湖底をゴムシートの上に保護する土砂とか、そういうふうなものは入れないのですか。湖底の部分は、皮膜が露出しているわけですね。そんなこと、もし市長の話ではできるだけ滑りにくいものという、滑りにくいものというのは、上に土砂で皮膜したときにその土砂が滑りにくいものという意味合いでとっていいのかどうか。そういうふうのであれば、やはり皮膜するのであればぜひ同じ皮膜するという意味でもその下に自然のもの、粘土とか何かを用いてもいいのではないかと私は素人なりにこれは考えるんですけども、あと漏水をある程度予測しておくということも何年か使用することによって沈殿物でその穴を、毎年毎年使用をやめるわけですから、そんなこともだんだんと保水力が強まってくるのではないかと私なりに考えたわけです。

そんなこともありまして、どうせできるだけ安く上げるというのであれば、何も使わないで漏水をある程度計算して、それにポンプアップで水を補うような状況であれば、もちろん夏場とか自然蒸発で補給する水が必要になってくると思いますし、あと夏アオコの発生とか、さまざま実質面での問題が出てくるわけだと思いますけれども、そのような対策なども十分考慮に入れながら事業を進めて……、私はこのボートコース、水面広場というのは私たちもいろいろ子供のころからそういうふうな、とどまっている水の広場というのは寒河江市内には案外少ないわけです。特に寒河江本町には少なく、私たちはそういうふうなものにずっとあこがれてきたわけですが、実際そこに人工的につくとすれば、よりよいものをつくっていただきたいということと、それから将来コストがかからなくて、そして利用面の広いものをつくってもらいたいという気持ちがあるわけです。

さまざまこの段階でシートの遮水の問題とか、それから利活用の問題とか、私は大変な問題が潜んでいるような感じがします。

この大事業に取り組むに当たって市長の決断は大変なものがあったと思いますけれども、やはりこういうふうにもっと費用のかからなくて市民が同じように楽しめるものの方向づけとかも、もしもう一度考える必要があるのではないかと考えています。

さまざまな公共事業体ではボートコースよりも、もっともっと公共性の高い事業が見直されている時節でもありますので、もう一度この水面広場の利活用の方法とか、それから市民にどれだけ受け入れられるのか、その面を十分考慮されまして、もう一度考慮していただきたいという意味で、私は同じような質問を3月とこのたびもしたわけです。大変大きな金額もかかりますし、もう一度この事業を根底から水面広場のことについて、

もう少し費用のかからない面とか、ボートコースにこだわらない、とどまった水の広場をつくってもいいのではないかと私は考えているわけです。

これで第3問を終わりますけれども、市長の感想、御意見などをお伺いして終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 多目的水面広場の建設運営、そして利活用ということになります。議員の意図するところは、水面広場のまず建設方法だろうと思いますが、一つはやっぱり遮水シート、600メートル、120メートルのものを遮水シートをして大きいプールにすると。俗な言葉で言えばそういうわけですが、そういう方法をとるのか、あるいは自然のままただ素掘りでいって、沼のような格好にして、その上を使うということが考えられないのかということだろうと思いますし、また、さらにコンクリートを張ってプールのようにするのかなというような、大きく分ければそういうことが考えられるのではなかろうかなと思っておりますが、沼のような、そのまま自然に素掘りということになりますと、これは土砂もたまるだろうし、利用するに非常に清潔という面からも衛生という面からも問題が出てこようし、あるいは公式競技ということになりますと、それらは全然該当外になるということだろうと思っております。

それから、じゃコンクリートというふうなことになりますと、これは莫大な費用等々がかかると私は思っております。

そういう中で遮水シートを敷くということで、先ほども話ございましたように、遮水シートという場合には、いろいろベントナイト系とかあるいはゴムアスファルト系とか、あるいは塩化ビニール系とか、ゴム系とか、いろいろあるわけございまして、そういう中でいろいろテストして、あるいは将来とも経費等を考えた場合には、ゴムアスファルト系が最も寒河江の緑地については最適じゃないかと、こう思って現在それで考えておるところなわけでございます。

いずれにしても建設費用はなるべく安価に上がって、そしてまた運営費も上がるような、そして最上川から取水するわけでございますから、取水するに当たっても一番やりやすいといいますが、経費のかからない方法でうまくいく方法というようなことを考慮に入れながらこれまで進めてきたところでございまして、そういう中で先ほど答弁申しあげたような方法ということがとられるのが一番いいのかなと、こう思っておるわけでございます。

さらに、この緑地の利活用方法でございますが、先ほども何回も申しあげましたように、これが市民のみならず競技等々の場としても使える、そして全体として地域の活性化につながるということ、そして、多目的水面広場と芝生とか公園、それらがうまく一体的に機能してうまく使われるということが望ましいと、このように思っておるわけでございますし、また、緑地そのものだけでなく、いわゆるこの最上川ふるさと総合公園とか、あるいはクア・パークとか、あるいは下流にあります長崎の水面広場とか、そういうものとうまく連携をしながら、最上川の水辺プラザというようなものとのつながりというようなものも出てくるような利活用というものを当然考えておるところでございますので、多方面に多目的に使うということでこの最上川寒河江緑地というものを将来の寒河江のために、あるいは山形県の財産として生かされるようにというようなことを願って、そして考えておるところでございます。以上です。

## 発言の申し出

佐竹敬一議長 午前中の佐藤暘子議員の一般質問に関連し、教育委員会教育長より発言の申し出がありますので、これを許します。大谷教育長。

大谷昭男教育長 16 番の佐藤暘子議員の一般質問の中学校給食に関する質問の中で、第 2 問にも合併のかかわりの質問がございましたが、その答弁を訂正させていただきます。

佐藤議員に対する答弁の中で、学校給食は任意合併協議会の「検討項目」に入っていないと答弁いたしました。これは学校給食は任意合併協議会の「協定項目」に入っていないとの間違いでありましたので、おわびして発言の訂正をお願いいたします。

なお、寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会において決定された 26 の協定項目の中に、学校給食という協定項目はありませんが、学校教育事業という協定項目の中の一つの事業として学校給食がありますので、任意合併協議会において学校給食について 1 市 2 町の現状を把握し、合併後の新市における取り扱いを協議することになります。

しかし、合併によってできた新市では、必ずしもすべての施策が統一されるというものではないとお聞きしております。

以上、おわびして訂正をいたします。

平成 15 年 9 月第 3 回定例会

散 会

午後 2 時 2 2 分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでございました。

## 平成15年9月9日(火曜日)第3回定例会

## 出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

## 欠席議員(1名)

5番 安孫子市美夫 議員

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

## 事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成15年9月第3回定例会

議事日程第3号

平成15年9月9日(火)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議



平成15年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

## 一般質問通告書

平成15年9月9日(火)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
9	農業生産基盤の整備について	沼川下流部の整備促進について 有害駆除対策について	12番 高橋 勝文	市 長
10	医療保健行政について	高額医療費償還払いの実態と課題 対応について		市 長
11	再度、合併問題について	市民の意識調査の実施と結果の尊重について 任意協議会の協議のあり方について (イ)自治体間の取り組みの違いと 温度差をうけて	20番 遠藤 聖作	市 長
12	震災対策の遅れについて (宮城県北部地震の教訓をどう生かすのか)	公共施設の耐震調査について 民間住宅の耐震調査への助成措置 について		市 長
13	花咲かフェアINさがえについて	「日本一さくらんぼの里づくり」 「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」を本市のまちづくりの原点にしているが、市長の所感は 花咲かフェアINさがえでのアンケート調査結果と反省点は 花咲かフェアINさがえをなお一層盛り上げる対策について	8番 石川 忠義	市 長
14	2004年の市制施行50周年について	昭和の大合併から50年経過した、 市長の所感 市制施行50周年の記念事業について		市 長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

## 高橋勝文議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 9 番、10 番について、12 番高橋勝文議員。

〔12 番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 おはようございます。

通告をしております 9、10 につきまして、以下簡潔に質問をいたします。市長の前向きな答弁をまずもって期待いたします。

通告 9 農業生産基盤の整備につきまして、まず最初に沼川下流部の整備促進につきまして質問をいたします。

沼川の下流部、本楯の北橋から沼川排水機場までの河川改修についてであります。この質問につきましては、過去において何回かなされたことでもあります。言うなれば、長年の課題と思われれます。今回は新たな気持ちで質問をさせていただきます。

本市西部の工業団地周辺を源とし、市街地を貫き最上川に合流する沼川。市街地の大宗の雨水、生活・工場雑排水などを集め、下流部におきましては三度川、赤沼川、横井川の流れをも吸収し、非常時におきましては昭和 51 年度竣工を見ました強制排水機場によって最上川に放流されております。流域面積は 17.3 キロ平米、流路延長は 5.8 キロメートルの一級の河川であります。

山形県の河川便覧平成 12 年度版によりますと、沼川の河川整備は昭和 33 年から着工され、昭和 48 年竣工の局部改修事業から始まりまして基幹河川改修事業、災害復旧事業、放水路整備、そして街なみ環境整備事業などを取り入れまして年次的に整備がなされまして、平成 17 年度までには沼川遊歩道整備によって治水、利水、環境面において人間と河川とのかかわりがより一層保たれるようになるようで、上流、そして中流に位置する住民にとりましてはまことに喜ばしい限りであります。

しかしながら、本楯の北橋から最上川の合流地点までの 1,700 メートルにつきましては昭和 33 年から昭和 48 年までの事業における局部改良事業の暫定改修で、話によれば土羽工法による整備ということになります。暫定改修の土羽工法であるがゆえに堤防ののり面すべてに草が生い茂っております。年に 1 回、中向地区の耕作者 450 名による草刈りが約 13 年間続けられてまいりました。多年生、そしてつる性の雑草、さらには雑木が年々歳々多くなってきており、草刈りに出てくるボランティア精神の中向耕作者も高齢化の一途をたどって、なかなか厳しい環境にあるようであります。

北橋より上流部は平成 17 年度をめでにほぼ事業完了が見込まれる今日、下流部の整備について市長はどのような取り組みをしていこうと考えているのかお伺いをいたします。

有害駆除対策につきまして質問をいたします。

自然界の中の人間であり、自然界と共存しなければ生きることができないことを理解しつつ、人間がみずからの生活範囲を拡大した結果、生じた課題が今日難問題に突き当たっております。

当市におきまして、昨今ムクドリやカラスという鳥類だけが有害鳥獣駆除の対象にはならない時代を迎えようとしております。皆さんも御案内のように醍醐地区にクマが出没し、リンゴなどの果樹に被害が出て捕獲したことは聞いたことがあると思いますが、今回は柴橋地区にも本年 6 月ごろにクマが出没し、その対応に苦慮していると聞いております。一般的に言われることでありますが、昔は人間がクマを山奥に追い出す、今日ではクマから人間が追い出されようとしているようであります。

いずれにおきまして、現実として農地や耕作地にまでクマが出没するという実態は、農業を営む人々にとってはゆゆしき問題であります。そして危険きわまりない。農作業に行くことをちゅうちょするというような結果となっており、さらに耕作放棄地の拡大にもつながることが心配されます。人間の生命を守る、耕作放棄

地の防止上の観点から当局ではどのような対応を現在とっているのか。そして、将来に向けてどのように対応する考え方なのかお伺いをいたします。

通告ナンバー10番、医療保健行政、高額療養費償還払い制度の実態につきまして質問をいたします。

昨年10月の老人保健法改正で、75歳以上の高齢者の医療費の自己負担額が所得に応じて決められた限度額を超えた場合に、各市町村の窓口へ返還を申請し払い戻しを受ける制度が発足いたしました。平成14年10月分の還付が実施されたようであります。資料によりますと、平成14年10月診療分につきましては、平成15年6月1日現在寒河江市、当市の場合、該当者が240人、うち申請者が219人であり、県内44の市町村がありますが、当局の事前指導の徹底も、そして担当者の努力の賜もあって13市の中では未払い金額では7万3,278円、未申請者数は21名で、いずれも最低であり、市民の一人として敬意を払う次第であります。

しかし、この償還払い制度はまだ緒についたばかりであって今後の推移を見守りたいと、このように思っておりますが、市町村の評価がこのような制度におきましてもなされる実態でありますので、以下質問をいたします。

一つ、老人高額医療費の償還払いの総額は10月分で幾らだったのか。

二つ目、本年8月末現在で何月までの償還払いとなっているのか。

三つ目、未申請者に対してどのような方策でもって対応しているのか。

四つ目、当市では支給申請後の申請の取り扱いを年1回としているようですが、支給申請後の取り扱いについて、以後の申請不要にできないのか。さらに、できないのならその理由をお聞かせいただきたい。

五つ目、長崎県では79の自治体があつて、うち22自治体が未申請者ゼロであるようであります。これは老人医療受給者証交付の際、高額医療費に該当した場合、自動返還される申請書を取りつけているようであります。当市においても、申請者の利便性、簡便性に配慮した方法はできないのか。以上であります。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、農業生産基盤の整備についてでございます。

御指摘もございましたように、沼川は本市の中央工業団地周辺を源といたしまして、市街地を東西に横断し、日田向地区で最上川に合流する総延長 5.8 キロメートル、流域面積 17.3 平方キロメートルの知事が管理するところの一級河川となっております。

本市におきましては、この河川について市民の河川愛護精神の向上を目的に毎年 7 月と 9 月、沼川をきれいにする会や一級河川沼川下流の環境を守る協議会、本楯区、東新山町会、日の出町会の皆様からごみ拾いや堤防の除草作業を実施していただいております。河川の浄化に寄与するものと感謝しているところでございます。

この沼川は、御案内のように昭和 51 年 8 月 6 日に発生しました集中豪雨では大洪水が発生し、浸水面積 350 ヘクタール、浸水家屋 1,450 戸という未曾有の大災害を引き起こしております。

沼川の改修につきましては、これまで鯉瀬橋から北橋の区間 1,320 メートルについて局部改良事業により改修完了となっております。丑町橋から沼川橋の区間 480 メートルにつきましてはふるさとの川整備事業により取り組んでいただいております。また、沼川放水路、沼川バイパス事業につきましては、延長 2.3 キロメートル、毎秒 60 トンの流下能力を持ち、昨年完全通水の運びとなっております。これらの改修事業により、今後洪水の不安が解消されるものと思っております。

御質問の北橋から最上川合流地点までの下流部についてでございますが、昭和 33 年から 48 年に局部改良事業で暫定改修しております。現況は護岸に草が生い茂っている河川、河川改修事業では蛇かご工護岸としまして実施いたしまして、長い間に土が流れ込み、草が生えている状況でございます。そういう状況でございます。しかし、沼川放水路が通水したことにより、現在は暫定改修区間から整備要件のない改修完了区間となっております。

また、これからの河川改修につきましては、多自然型川づくりが全国で行われており、山形県でも河川改修を行うすべての河川で、この多自然型を基本とした川づくりを行っている聞いております。これまでの河川改修事業は、いかに丈夫で効率的に行うかを考えて行われてきたことにより、魚や昆虫、植物等が生活しにくい川がつけられる場合がありました。それを見直そうと始まったのがこの多自然型川づくり事業でございます。この事業は、魚が休む空間をつくったり、護岸の冷たさを土で覆い隠し表面に植物を植えることにより、優しいイメージをつくるなど、人と自然が調和できる事業となっております。

以上のような状況から、沼川下流部については現状のままで見守るほかはないものと考えております。しかしながら、除草に支障となる堤防の大きな木の伐採等については、県に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、有害駆除対策の御質問にお答え申し上げます。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき山形県が策定している第 9 次鳥獣保護事業計画の中で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化の基本的理念と鳥獣保護事業の実施に関する基本的考え方が示されております。その概要は、鳥獣は人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。

一方、これらの鳥獣が生活環境、農林水産業及び生態系に対して被害をもたらす場合があり、こうした事態に対しましては鳥獣の個体数調整を含む被害防止対策の実施など、適切な対処が必要となってくるわけでございます。鳥獣が健全な状態で生息できるよう鳥獣の保護を図り、これとあわせて狩猟の適正化を推進することは生物多様性の確保及び生活環境保全、さらには農林水産業の健全な発展にも寄与するとともに、自然環境の

恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資するところとなると書いてあるわけでございます。

御質問の有害鳥獣捕獲についての基本的考え方については、この鳥獣保護事業計画の中で有害鳥獣の捕獲は鳥獣により農林水産業、または生態系に係る被害が現に生じているか、またはそのおそれのある場合にその防止及び軽減を図るために行うものとする。その捕獲は原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとなっておりますわけでございます。この鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による有害鳥獣の捕獲許可等の事務処理は、山形県事務処理の特例に関する条例により県から市町村に権限移譲されておりますので、市が許可することとなっております。

また、県からは有害鳥獣捕獲許可事務取扱が示されており、この中で生活環境、農林水産業、または生態系に係る被害の防止のため有害鳥獣として捕獲できる鳥獣は、主なものとしてニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、クマなどがございます。特にクマの捕獲の許可については、生活環境、農林水産業、または生態系に係る被害の防止のほかに、人畜等に危害を加えるおそれがある場合に限り許可できることとされております。

有害鳥獣の捕獲許可に当たっては、責任ある者の指揮監督のもとに、広域的にかつ効果的に有害鳥獣の捕獲を実施するため法人、法人といたしますと環境大臣が定める9法人、それから農業協同組合、森林組合等がございますが、これらが主体となった捕獲を指導するようになっており、捕獲を実施する際には事故が発生しないように広報活動を十分に行い万全を期すように指導しております。

このクマ出没時の広報活動方法としましては、クマを見たとかクマによる農作物の食害があったという連絡を受けたときには区長や町会長に連絡し、地域住民やその地域に来た方に注意を呼びかけるため、主要な道路に警告板を設置するようにしております。また、看板設置のほかに同じ地域に何度もクマが出没したり、住宅地の近くまで来た場合や来そうな状況の場合は、その地域全戸にチラシを配布し注意を喚起しております。農作業、山菜とり、キノコとりなどで当該地域に立ち入る場合には、危険を回避するため鈴やラジオなどを携帯して、危険防止の手だてをとるように周知しているところでございます。

また、クマの出没により耕作放棄地が拡大することへの懸念でございますが、農作業などでクマが出没する地区に入るときには、今申しあげたように、危害を加えられないような手だてをとって作業するように指導しておりますので、今後とも耕作地で農作業をする場合には、農協などの関係団体を通じてなお一層の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。したがって、一時的にクマの出没があったとしても耕作放棄には直接的につながらないものではないかなと思っておりますのでございます。

次に、医療保健行政の問題でございます。

御案内のとおり、我が国の国民医療費は年々増加し、約30兆円規模となっており、このうち高齢者にかかる老人医療費は11兆円と医療費全体の3分の1を占めているところでございます。平成12年度から介護保険制度がスタートし、老人医療費とは別建ての制度となったところでございますが、老人医療費の伸びは相変わらず大きく、これが国民医療費を押し上げている原因となっているところであり、また長引く景気の低迷による保険料収入の伸び悩みなど医療保険の財政は厳しい状況となっており、今後の医療保険制度のあり方を視野に入れながら安定的運営を図ることを目的に、御案内のように、平成14年8月に健康保険法等の改正が行われ14年10月から施行されたところでございます。

この14年10月より国民健康保険制度では、一部負担や高額療養費の見直しなど、また老人保健制度の改正では、老人医療受給対象年齢を70歳以上から75歳以上に、公費負担割合も50%まで段階的に引き上げることとし、一部負担金の上限制、診療所での定額制が廃止されるとともに、高額医療費の見直しが行われたところでございます。

この高額医療費償還払い制度でございますが、このたびの改正で老人医療受給者が外来や入院等で医療行為



を受けた場合、かかった医療費の1割、一定以上の所得者、いわゆる課税所得が年額124万円以上の方とその世帯に属する方は2割の負担を窓口で支払いすることになりましたが、自己負担限度額を超えるような高額な医療費となった場合は、払い戻しの申請により後から償還されることになったものでございます。御案内のとおりでございます。

御質問についてでございますが、14年10月分の償還払いの総額は101万9,303円となっております。それから、何月診療分まで償還払いですかというような質問でございますけれども、平成14年12月分までの申請がありました。それ以後につきましても、制度内容の通知やお知らせを含め、できるだけ早く申請されるよう指導していきたいと思っております。

それから、制度がスタートした10月分の未申請者への対応でございますけれども、現在未申請者が多くないこともあって電話連絡によって申請を促しておりますが、今後とも未申請者に対し再度申請書などを郵送し、申請書の提出方についてさらに指導してまいりたいと思っております。

次に、支給申請後の取り扱いについてでございますが、初回のみ申請で以後不要にはできないかという御質問があったわけでございます。これらの対応につきましては、県内の市町村においても同様ではありませんが、本市においては基本的に事務手続上のミスを防ぐこととともに、受給者の医療費に対する意識を高める話し合いの場を持つことなどから、1年に1度の申請をしていただいた方がよいのではないかと考えておるところでございます。しかしながら、高額医療制度の対象者が高齢者であることなどから、初回のみ申請で以後は不要の取り扱いに改善する方向で検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、長崎県の例を出されております。いわゆる老人医療受給者証交付の際に高額医療費の償還申請書を取りつけることで、未申請者をなくしているとのことでございますが、現段階では、本市としましてはこれらの対応については考えておりませんので御了承願います。

いずれにしましても、国や県の指導なども踏まえながら、高齢者が事務的な面で負担にならないよう改善すべき点は改善していきたいと考えておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 それでは、今市長から答弁をもらったんですけれども、もう少し話をさせてもらいたいということで第 2 問をいたします。

まず、沼川の河川改修の関係でありますけれども、今市長の答弁では県の判断、そしてその中では現状を見守るしかない。さらに、今後の川づくりは多自然型というような話をお聞きした中でありますけれども、県の判断は県の判断で、県の河川でありますから私は当然だと思っておりますけれども、私は県の河川であっても寒河江の行政エリア内にある川だと、こういう視点で私は市長からもっと前向きな答弁が出てくるのではなかろうかと、このように正直期待をしておった中であります。

今、地方分権と言われるような時代に入っております。川づくりは、確かに昔は人の命、そして財産を守る一つの中で川づくりが行われてまいりました。今までのさまざまな反省から、自然とも共生する川づくりに移行してあることも私は理解をしております。

やまがたの河川と海岸ということで 2002 年度の資料で 9 ページの方にも書かれておるようであります。多自然型の川づくりということで、これからは多自然型の川づくりが基本となります。川づくりの方法というのはどういうものかというような中身も記載されており、私も同感をする中でありますけれども、沼川、先ほど市長が話されましたように、沼川の幹線があって、その幹線にはいろいろな川から水が流れてきまして最上川に放水されると、こういう一つの中身。

赤沼川があります。赤沼川には本楯の地域の水を吸収する番外排水堰があります。番外排水堰というような呼び名で地域の方々は何んか呼んでおるようであります。大体、番外排水なんていうのは字のとおりでありまして、本当の番外ということでなかなか整備がなされない一つの水路になっております。その地帯は中向の一画にも入ってまいります。そして赤沼川の下流部の左岸は右岸よりも低い。そして大雨が降りますと低いところの農地の方に冠水すると、このような状況にもなっております。

沼川が完全に最上川に放水できれば問題はなかったんですけれども、それがなされない場合、非常に下流部の農地の冠水が今日まで問題になってまいりました。1 問でも申しあげましたけれども、上流、中流は非常に整備がなされました。そしてバイパスも放水路もできまして、最上川の方に流れてくる水は確かに計算上は減ったと思っております。しかしながら、大雨が来ますと放水路に流すものは流れますけれども、今住宅も年々歳々ふえておりまして、水田の湛水機能が失われつつある今日、最上川の下流部に耕作する農家にとりましては非常に大問題とこのように思っています。

簡単に言うならば、見えるところが非常に川の整備がなされておりまして、見えない下流部はそのままと、このようにも私判断せざるを得ないと、このように思っております。川は川上があって川下があるんです。川下がなければ川上から水は流されないと、このようにもなるわけでありますので、県がさまざまな判断をしておるようでありますけれども、市長として最上川の下流 1,700 メートルある中でありますけれども、多自然型の川で結構ですけれども、私も同感しますけれども、水の流れがスムーズにいくような川づくりの提案を県の方に再度要望していただきたいと、このように思っております。よって、市長からもう一回、ひとつ実情を市長はわかると思っておりますので、再度お答えをお願いしたいと、このように思っております。

それから、有害駆除、有害の捕獲関係であります。私どもは寒河江の旧市内に住んでおりまして山に住所、居住地、それから耕作地をつくっているわけではありませんで、クマ、猿、シカなどの話を聞きますと対岸の火事、それから高みの見物などというような感じのする話でありますけれども、農業者の一人として、農家の一人として、対岸の火事、それから高みの見物では私はいられない心境であります。

市長は先ほど自己保全対策で鈴をつけて農作業に行くとか、それから看板等でクマ出没の注意を喚起する、そしてクマの出没が毎日出るものではなかろうというような判断だと思っておりますけれども、耕作放棄地にはつな

がらないと、このような話のように私は受け取りいたしました。人間がクマよりも強ければそれで結構だと思っています。ムクドリやカラスのように農家が自衛手段でネットでもかければ対策化できるということであれば、今の農家の能力の範囲内では私は可能だと思っておりますけれども、クマになればちょっとわけが違っていると、このように私は思う次第であります。

なかなか自然界の中でのクマの出没ということで、いろいろな問題につきまして難しいものだと思いますけれども、今寒河江市は 139.08 キロ平米の行政範囲、その大宗が山になっておるわけでありまして。大宗が山、数字で言うと大体 3 分の 2 ぐらいが山、このように理解をしております。今まではどちらかというと醍醐の方でのクマの話であった中でありましてけれども、今回は中郷の方にも出たということで、クマが出てなかった地域に出たということで、地域の方々には驚いておるといことが私は実態だと思っております。

ひとつ、なかなか対策を講ずることは難しい課題だと思っておりますけれども、今後市町村合併も今進んでおる中で 1 市 2 町が、例えば合併した場合に、ますます山の面積エリアが拡大されると、このように思っております。そこまでの考え方は必要でないと思っておりますけれども、当面寒河江でできるようなことを、ひとつ前向きに市長から行政対応を今後期待したいと、このように思っております。

参考になると思っておりますけれども、8 月末から猟友会のメンバーで捕獲作業に入ったやに聞いております。なかなか捕まえることができないと思っておりますけれども、まずお話だけつないでおきます。

それから高額療養費の償還払い関係でありますけれども、先ほど 1 問でも申しあげました。13 市の市町村の中では最高の未申請者、そして償還払いの未払い金額が非常に少ないということで最高の対応だと、このように思っております。市としての償還払いの申請者に対するさまざまな対応は画一的でなくても私はよいと、このように思っております。医療費が高騰する今日、被保険者からもさまざまな医療制度を理解していただくという部分で、画一的でなくて寒河江は寒河江のカラーがあつて私はよいと思っております。

今、各地方自治体が比較対照されるような時代になってきたと。マスコミでさまざま各市町村の比較がなされる昨今であります。ひとつ、比較されながらも自信を持った対応と、このような見解であれば私はそれでもよからうと、このように思っております。ひとつ、私も自信を持って今市長が答弁したような方向の中で市民の方にも伝えていきたいと、このように思っております。

昨年の 10 月 28 日、緑政会報でこの老人高額療養費償還払いにつきまして、老人保健法が改正になるということで緑政会の広報誌に記載をいたしました。そういうことであつた関係から今回の質問をした中でありまして。なるべく緑政会の広報誌も市民に少しは周知する部分もあつてよからうということで記載をした関係上もあつて、ひとつ私も自信を持ちながら今市長の言った話を市民の方にもつないでいきたい。

ただ、なるべく申請者に不便を来さない方向の中で今後取り組んでもらいたいと、このように願う次第であります。

以上で第 2 問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 沼川の件でございますが、御案内のように、これは県管理の一級河川でございます。そして、改修も完了したわけございまして、そんなことでもう暫定というよりも完了だと、こういうように考え方がなってきたわけでございます。

それは、今も答弁申しあげましたように、河川の改修というのはやはり下流から改修していくわけでございます。そして、沼川にしましてもそのとおりやってきたわけでございますけれども、そういう中で沼川パイパスは完成して完全通水ということになったわけでございますし、今度は多自然型という方向での考え方で改修が行われるということに、国はもちろん国民の考え方もそのように変わってきておるわけでございますので、いずれにしましても改修が完了したというような判定といえますか、になつてきておりますので、これからはやはり沼川を浄化する、あるいはそしてまた余りにも樹木が発生して、あるいは草が伸びておるといような状況ならばそれらを除去するというような方向で、河川の改修というのではなくて、そういう方向に持っていくということが考えられるのではなからうかなと、このように思っております。

したがって、県には話はしてみますけれども、やはりこれは無理な話だと、まずはほとんど受け付けられない話だなと、このように思っておるところでございます。

それから有害駆除の問題でございますけれども、サクランボ、リンゴ、ブドウ等の果樹に被害が多く発生しておるわけでございますけれども、被害のうち約 7 割がムクドリとスズメによるものでございまして、クマによる被害は昨年は白岩と醍醐地区に発生したわけでございます。ムクドリとスズメにつきましては、毎年春と秋に農家からの申請を受けまして、農協が主体となって猟友会の協力を得まして銃器による捕獲を行っている状況でございます。

クマのことでございますけれども、クマが人家近くや農地に頻繁に出没する、そして大規模な農作物の被害が発生して人畜も危害のおそれがあるというような状況になりますれば、そして捕獲以外に防止策がないということになりますれば、有害鳥獣としてのクマの捕獲を含めまして関係機関とも連携いたし、また地域とも一体となってこの被害防止に向けた対応をとるということになるわけでございますので、これまたそのように御理解いただきたいと、このように思っております。

それから高額医療費の償還払いでございますけれども、1 問におきましても答弁申しあげましたように、1 年に 1 度でいいのではないかなと思っております。そういうことにさせていただきたいと思ひますし、それよりも初回のみでの申請でもいいのではないかなというようなことも検討しておるところございまして、いずれにしましても該当者が高齢者なわけでございますので、足を運ぶことに不便を来すことのないようにと、こういう考え方でこの高額医療費の償還払いにつきましては対応してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひ申しあげたいと思ひます。

以上です。

佐竹敬一議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 3 問目になります。要望を一つ言わせてください。

沼川の河川改修につきましては、今の市長の話では話はしてみますけれども、県ではなかなか受け入れは不可能であろうと、このような話であった中でありますけれども、ひとつ市長、県の方の河川担当者と一緒にあって、中向の組合も設立されておって組織化されております、それらの方々と年に通常時、それから異常災害時、年 2 回ぐらい現場を見てもらうように県の方にひとつお願いしてもらいたいものだと、このように要望をいたします。

それからクマの関係でありますけれども、平成元年から平成 14 年まで県内でクマが捕獲された数は約 2,200 頭だそうです。そしてクマの出没も隔年的な傾向があるようで、昨年が捕獲数が非常に少なかった。本年は捕獲数が非常に多い年であろうと、このような話もあるようであります。

質問を終わります。

## 遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 11 番、12 番について、20 番遠藤聖作議員。

〔20 番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 おはようございます。私は日本共産党と通告してある諸問題に関心を寄せている多くの市民の声を踏まえて、以下質問をいたします。

最初に、合併問題について伺います。

このことについては、昨年来同僚議員も含めまして何度も一般質問で取り上げられてきました。重複や繰り返しを避けて質問したいと思いますが、事態の進展に伴って改めて取り上げなければならない課題や問題も出てきていることを了解いただきたいと思います。

ところで、この合併問題については 6 月議会でも指摘をしましたが、最初から唐突な印象と強引な進行が目についているところであります。それは政府が定めた合併特例法での特例債などの適用期限が 2 年後に迫っていることと無関係ではないと思います。このたびの市町村合併の推進が政府の危機的な財政事情からスタートしていることから、特例債や特別交付税などの金をちらつかせて、いわばエビでタイを釣る方式の手法が露骨にとられているからであります。

特例債などの特典は、合併後 15 年経過した時点で全くなくなります。現行交付税制度が存続する前提で見ますと、合併後の人口などの交付税交付基準で計算される交付税額は大幅に減額されてしまう、そういう事態を迎えてしまいます。いわば、国の財政危機のしりぬぐいを地方自治体に押しつけることで切り抜けようという意図が明白なのであります。いわゆるスケールメリット論などは、そのために採用された議論と言うしかありません。そうした政府の意図を敏感に察知しているからこそ、全国の町村長会や議長会が一致して強権的な合併推進や財政上の締めつけなどはやめるように決議を上げているのであります。

ところで、朝日町、西川町の両町では今回の合併問題について、6 月議会でも申しあげましたけれども、法定協議会への移行前に住民のアンケート調査を実施して、最終的に合併に進むか否かを判断する。両町とも決定権を住民の、町民の総意にゆだねるということでは一致しているのであります。

一方寒河江市については、佐藤市長の 6 月議会での答弁では「合併の是非の判断に住民投票制度を活用する考えは持っていない」、また、アンケート調査についても「今後合併協議会が設立され、その中で現実的な合併後の将来像が示された段階で市民の意向を聞くことも考えられるが、6 月の時点では考えていない」という見解でした。その根拠について市長は、我が国の地方自治制度が、公選による首長と議員による間接民主主義を基本としているからと説明をしています。

しかし、まず市長について言えば、直近の市長選挙では合併問題は公約にもなっていなかったし、市民の中で議論にもなっていませんでした。また、議員については今春の議会議員選挙直前の 3 月議会で施政方針の合併問題部分の差しかえという形で、議会開会直前に合併準備室を立ち上げるということが急遽発表されたということもありまして、定例議会では一般質問にも間に合わず、市議選で合併の是非を選挙広報などで取り上げた候補者は、数えたところ 5 人でありました。

さらに、間接民主主義について言えば、首長や議員に市の存続にかかわるような大問題について、どの程度決定権がゆだねられているのかということについては、制度的には議会の議決をもって可とすると言われていましたが、今日では必ずしもそれで十分とは言いがたい時代になっていると言わなければなりません。むしろ、住民の自治意識の高まりにつれて自治体の将来を左右するような大きな課題に取り組んでいく場合などは、意向調査や住民投票などの手法を採用する自治体が多くなってきていることも事実であります。

現に寒河江市でも、古くは全市下水道の導入の是非や駅前再開発について、最近では振興計画策定などの際に市民意識調査を実施して、市政の課題について行政執行と市民意識との間に落差や格差が生じないようにし

てきたという前例があります。無論、その前提として市民への情報提供は徹底する必要があります。それも行政側からの一方通行ではなくて、さまざまな角度からの情報提供がなければなりません。市報などには合併問題についての市民の声や投稿欄も設けるべきであります。佐藤市長は合併問題の市民との座談会を持って市民の声は聞いたということも言っていますが、参加者が全体で 300 人弱と少ないことや、参加者の顔ぶれなどその内容も吟味する必要があると思います。

また、任意協議会はこの間 3 回開催されてきましたが、徐々に朝日、西川両自治体と寒河江市との間で、合併協議の進め方についての認識の食い違いが表面化してきているように感じられます。その違いの中心点は、両町では最終的には住民に判断をゆだねたいとしているために、明確な意思表示がなかなかできないということがあります。一方、寒河江市は必ずしもそうは考えていないという、その大きな違いにあると思います。

市役所の位置や名称をどうするかという議論にしても、両町ではそこまで踏み込むことにためらいを持ちながらも任意協議会に参加している様子が見受けられます。西川町のホームページや町報では、その点について任意協議会に参加することになったからといって、合併ありきで参加しているのではない。合併したらどういふことになるかを検討するために任意協議会に参加しているのだ。並行して自立の道も検討しており、最終的には町民が決定するのだということ町民にきちんと説明をしています。

長い間、住民に親しまれてきた一つの自治体が消滅するか否かという、瀬戸際に立たされている人たちの立場に寄り添うことも必要なことと考えます。しかも、今回の自治体合併の推進が専ら政府の側からの財政上の都合で進められてきたことを考えればなおさらであります。

改めて寒河江市民に対して、この 1 市 2 町の合併について投票、あるいは最低でも大規模なアンケート調査を実施するなど、問いかける、意向を聞くという作業が不可欠であることを提案します。このことについての市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号 12 番について伺います。

去る 5 月 26 日の宮城沖地震に続きまして、7 月 26 日に発生した宮城県北部地域の直下型地震は私たちに大きな衝撃を与えました。特に、今回の直下型地震は、その被害の大きさと内容の点で山形盆地活断層を抱える私たちにとって人ごとでない事態だと思えます。宮城県北部地域で 7 月 26 日未明から夕方まで連続して 3 回発生した最大マグニチュード 6.2 の直下型地震は、同県北部の 18 の市と町の自治体にわたって大きな被害をもたらしています。

その内訳は、負傷者が 675 名、住宅の全壊が 583 棟、住宅の半壊が 1,793 棟、一部損壊が 7,444 棟、合計 9,820 棟であります。しかも、火災が 3 件発生し、水道の断水が 1 万 3,721 戸、電気の停電が 11 万 5,000 戸。住宅を除く建物の被害が 3,222 ヶ所、道路の陥没など土木施設 が 499 カ所、産業施設の破壊、あるいは損壊が 2,346 カ所、学校などの文教施設の損壊が 268 カ所、保健福祉施設、病院などの損壊などが 72 カ所に及んでいます。一般住宅を除いた被害額は約 300 億円に達すると言われていています。

今回の地震発生のメカニズムについては、同地域には複数の断層が交差していて、最終的にはどの断層が動いたか断定するには現在のところまだ至っていないようではありますが、宮城県北部、石巻市周辺の河南町を中心に北東から南西方向に向かって直下型の逆断層が動いたということは確認されているということでもあります。

私は、先日地震の被害の一番大きかった自治体の一つであります河南町を視察してまいりました。町のいたるところに現在もお屋根に青いシートを張って雨漏りを防いだ住宅が見られ、傾いたブロック塀や急傾斜の崩落なども多く見受けられました。一見すると何ともないように見える住宅や商店も、玄関や入り口に行政の手によって赤や黄色の紙が張られ、何かと思って近づいて見ると「危険家屋」であるということの表示でありました。はりや柱などがずれていて、人が住むには危険な状態の家屋なのだそうあります。

多くの公共施設も被害を受けていました。断層の真上に位置していると思われる北村小学校というところでは、校舎が全壊、体育館も半壊状態で、厳重な立入禁止措置がとられていました。この最大の地震が午前 7 時

ちょっと過ぎだったということもありまして、子供たちがいないときの地震であったために救われたと思いますけれども、これが授業中や子供たちがたくさんいるときであったならと考えますとぞっとしたものであります。

案内していただいた同地日本共産党の阿部町会議員によりますと、これまで何度も議会で耐震調査の実施を要求したり、老朽化した公共施設の建てかえなどを求めてきたが、なかなか具体化しないうちに今回の地震が起こってしまったと言っていました。私は今回災害現場を調査してみまして、改めて防災対策の充実と地震に対する備えの重要性を実感してきました。

さて、寒河江市のことに戻って具体的に質問をしたいと思います。今回の補正予算で小・中学校の校舎の耐震調査について一部予算化されたことを私は歓迎します。早急に調査をし、必要な耐震構造への補強工事に着手されるよう強く願うものであります。しかしながら、これで十分とは言えないのであります。さらに対策を加速させる必要があることは言うまでもありません。

耐震調査が必要な施設は、学校に限りません。例えば保育所。特ににしね保育所の場合などは地盤調査も必要なのではないかと思えます。文化センター、市の庁舎、あるいは市が取得したフローラビルなどは耐震対策を盛り込まれた建築基準法の改正がなされた 1981 年以前の建物であったり、以後の建築物であったとしても民間の施設として建てられたもので、耐震構造がどのようになされているのかも判然としていないようであります。公共施設は大勢の市民が用事で訪れ、会議や集会などで利用することもあることを考えれば、すべての公共施設について調査の是非も含めて検討を開始して、具体的な調査計画を策定する必要があると考えます。この点について、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、民間住宅への耐震調査への助成措置について伺います。

冒頭に紹介しましたように、今回の宮城県の地震では学校などの公共施設の破壊とともに、民間住宅の被害も実に数多く発生しています。予想もしなかった被害に、住宅の再建に手がつかず今も仮設住宅で生活している住民も大勢いました。河南町で住宅が半壊した佐藤太一郎さんという方と話すことができましたけれども、「仮設住宅暮らしも 2 カ月近くになって、6 人の大家族なのでもう限界だ」と言っていました。耐震調査など考えてもみなかったということでもあります。「今回の地震の被害に遭ってみると、前もって調査して補強工事をしておけばこんなに被害が大きくならなかったのでは」とも言っていました。

一方、政府はようやく重い腰を上げ内閣府として、震災で被災した住民に来年度概算要求として全壊家屋の再建に最大 200 万円、補修に最大 100 万円、賃貸住宅の崩壊で新たに賃貸住宅を確保する住民には最大 50 万円を援助する制度の創設を行うということを決定したようであります。また、宮城県ではそれに先立って全壊住宅の再建に一律 100 万円、補修に最高 50 万円を支給することを決定しているようであります。

しかし、一番肝心な被害の拡大を極力防ぐための対策、いわゆる住宅の耐震力の補強、強化については全く手が打たれていません。今回の宮城県北部地震でもまだ調査結果が出ていないので何とも言えませんが、事前に耐震調査を行い、補強工事を施していれば被害の拡大は避けられたと思われる事例が数多くあると思われるのであります。

市民の生命・財産を守るのが自治体の大きな使命であることを踏まえ、積極的な対策として個人住宅の耐震調査について助成制度の創設を検討すべきときだと考えますが、6 月議会に続きまして改めて市長の見解を伺いたいと思います。

以上で第 1 問を終わります。



佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、合併問題でございます。

寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会は、新市の将来構想案の作成と 1 市 2 町の合併に関する協定素案の作成を主な任務として去る 7 月 1 日に設置され、今まで設立会議のほか 3 回の協議会を開催してきたところでございます。

その協議におきまして、議員は朝日、西川両町と寒河江市の認識の食い違いが表面化してきているのではないかなとおっしゃっておりますが、協議の中においていろいろな意見が出てくるのは当然のことでございます。意見が多く出るによりまして 1 市 2 町での認識の食い違いが表面化しているということには当たらないことございまして、それだけ真剣に議論されているということであると思っております。任意合併協議会の設立趣旨、任務についての規約は委員全員一致で決定しているので全委員とも認識が一致しているものと理解しております。

市民の意識調査についてでございますが、ことしの 6 月議会において議員から同じような質問がなされたわけでございます。そのときの答弁といたしまして、今の段階ではアンケート調査等の実施は考えていない旨答えております。

現在西川町と朝日町では、任意合併協議会で作成する新市の将来構想案、合併に関する協定素案と町独自に作成する合併しない場合の町の将来の姿を住民に示し、アンケート等を行って合併の是非を判断し、法定協議会に移行するかどうかを決定するという意向のようでございます。このことは西川町、朝日町の住民にとっては市と合併することになるので、なれ親しんできましたところの町の名称が消滅することになり、合併に対して期待と不安を感じているのではなからうかなとも思います。

また、合併しない場合に今後の人口減少や高齢化の進行によって、従来の行政サービスが十分に受けられるのかどうかというような、あるいは財政を乗り切っていけるのかどうかなどの不安もあるのではないかなと思っております。また、一方寒河江市と合併し、将来のこれら不安の解消を期待する向きもあるのではないかなとも思っております。

西川町、朝日町両町と同時期に市民の意識調査というようなことについて、再度実施すべきかどうかという御質問でございますが、市町村合併につきましてはこれまでも幾度となく市長としての考えを述べてまいりましたが、これからの市町村は広域的な生活圏の中で地域の発展を考える必要があり、市町村合併は避けて通れない課題であると思っております。さらに、西村山郡における本市の立場、西村山地方の中核都市としての役割、いわゆる本市は西村山地方全体の発展を担う使命と責任があることから、西村山郡内で合併に前向きな町と合併を進めたいと申しあげてきました。このことについては、各地区で行った座談会でも、議会でも申しあげておりますし、また、合併に関する話をする機会にも常に申しあげており、御理解をいただいているものと思っております。

また、任意合併協議会設立後に開催されました協議会の中で、新市の事務所の位置は当面は現在の寒河江市役所とすることが決定されたように、1 市 2 町が新設合併しても人口規模、都市的形態などからいって寒河江が核になることはだれでもそのように思うことと思っております。寒河江市は合併後も市のままでございまして、住民にすれば合併前と合併後の日常生活において、さほど大きな変化を感じないのではないかなとも思っております。

このようなことから、寒河江市民と西川町、朝日町民とでは、合併に関しての住民の置かれている状況が大きく異なっているものと思っております。これらのことから西川町、朝日町が住民アンケートなるものを実施

するからといって本市でもアンケート調査等の実施をするというようなことは、現時点では考えていないところでございます。

次に、震災対策につきましてお答えいたします。

本市で所有する公共施設、公用施設は膨大な数となっておりますが、耐震上で考慮しなければならない施設は、一つには建築基準法に基づく旧基準、いわゆる 56 年 5 月 31 日以前の基準でございますが、その旧基準で建築されたもので、建築物の耐震改修の促進に関する法律により特定建築物とされているもの。二つ目としましては、市の防災計画で避難場所として指定している施設で、同様に旧基準で建築確認された施設。これらが耐震調査の主たる対象施設となります。

一つ目の本市所有の特定建築物は、学校関係では寒河江中部小学校など 7 校の校舎 10 棟、市営住宅関係ではひがし団地の 4 棟、それに市役所庁舎となっており、全部で 15 棟となっております。また、二つ目の避難施設については、学校の体育館や中央公民館、地区公民館、市民体育館、各保育所など 17 棟となっております。

これらの施設の耐震化の規定についてでございますが、特定建築物については法では耐震診断、耐震改修に努めることとされており、義務化されているものではなく、また、避難施設についても義務規定がないものでございます。本市においても、これらに係る耐震診断につきましてはこれまでも実施してこなかったのが現状でありますし、平成 15 年度の当初予算においても耐震診断関連の予算は計上しなかったところでございます。御案内のことかと思えます。

しかし、文部科学省の学校施設耐震化推進指針が 7 月に示され、説明会は 7 月 29 日であったわけですが、また、学校施設は地震発生時に地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、今議会において小中学校の耐震化優先度調査費を補正予算に計上したところでございます。御案内のとおりでございます。

耐震化優先度調査は、建築年やコンクリートの強度、老朽化の状況、想定震度等によって建築物の耐震度を簡易に判定するための調査でありまして、危険度、緊急度などのランクを設定し、どの学校から耐震診断を実施していくか、その優先度を調査するものでございます。このように公共施設の耐震化につきましては、まずは市内各地に満遍なく配置されており、避難場所ともなり得る学校から手がけ、今申しあげた優先度調査を順次実施いたしまして、財政状況を見ながら 2 次診断へと進めていきたいと思っております。

それから、民間住宅に対しての対応と、こういうことでございますが、お話もございましたように、去る 7 月 26 日に起こった宮城県北部の地震は震度 6 強、弱の地震が 1 日に 3 回も起きまして、阪神淡路大震災をはるかに上回る地震観測史上最大であったと言われております。その地震では住宅の全壊が 218 棟、半壊が 1,180 棟、重軽傷者 628 名、幸いにも死亡者はいなかったと報道されております。また、倒壊のあった建物は地震基準が大幅に改正される前の昭和 56 年以前に建てられた木造建築物に多かったとも聞いております。

地震による建築物の被害を最小限に抑えるには、建築物ががけ地などの危険なところに建てられている場合は早目に安全な地域に移転すること。安全なところに建てられている場合であっても、耐震性の高い建築物であることが重要であると考えております。

御案内のとおり、市ではがけ地に住んでおられる方に対しましては、がけ地危険住宅移転事業として補助することにより、安全な地域への住宅移転を奨励しているところでございます。

それで、個人住宅への耐震調査に対するところの対応でございますが、国では住民が直接耐震診断士に依頼した場合や、県あるいは市が民間の木造住宅の耐震診断実態調査をコンサルタント会社などに委託した場合の経費について補助する制度を創設しております。

この制度の県内の取り組みにつきましては、今年度初の試みとして、県が事業主体となって耐震診断実態調査事業を実施する予定であると聞いております。その実施方法は、住宅密集地区を指定し、一戸建て住宅 100 戸の耐震診断をコンサルタント会社に委託するというものであるようでございます。

また、国と県では住民への意識啓発の一環として「わがやの耐震診断と補強方法」についてのパンフを作成し、専門的な知識がなくても今住んでいる住宅が地震に対して安全かどうかを、簡易な診断方法により知ることができるようにしております。

本市におきましても、耐震診断に関するパンフレットを住宅フェア開催時などに配付するなどしまして、これまでも市民に対して啓発を行っているところでございます。御案内のように、本市には建築士会などの建築関係 11 団体で構成する寒河江市住宅建設推進協議会がありまして、その協議会の活動の一つとして毎年住宅フェアが開催されております。今年度は 10 月 25、26 日に開催する予定になっておりますが、初の試みといたしまして、昭和 56 年以前に建築された住宅を対象に市民の応募に対しまして住宅無料耐震診断を企画していると聞いております。

詳細につきましては、今後の住宅フェア実行委員会で決定されるものと思っておりますが、現在のところ構成メンバーである建築士会西村山支部の会員の皆さんや、県の建築担当職員の専門的立場の方々によりまして、簡易な診断方法ではありますが、住宅無料耐震診断を実施するものと聞いております。このような専門家が自主的に対応していただくことについて、私といたしましても非常にタイムリーで積極的な取り組みと考えているところでありまして、今後とも継続していただければなと思っております。

したがいまして、住宅の耐震調査につきましては、耐震診断に関するパンフレットによるところの市民がみずから行う方法と、住宅フェアによる手法で対応してはと考えておりますので、耐震関係に対する助成制度というものについては現在のところ考えていないところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前 11 時 10 分といたします。

休 憩 午前 10 時 57 分

再 開 午前 11 時 10 分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 今回は、市民に意向を聞くべきではないかという点に絞って質問をしたわけでありませけれども、寒河江とほかの 2 町の合併にかかわる立場や影響が違ふというふうな説明で、寒河江は合併しても基本的には変わりはないのではないかと、だから住民に意向を聞く必要や、あるいはアンケート等をとったりする必要はないのではないかというふうな概略説明でありました。

ところが、これも以前から問題になっていますけれども、交付税が合併後の人口や、あるいは面積等にかかわって、道路の延長とかいろいろなものがありますけれども、そういうのかかわって大きい人口の自治体になりますと、基本的には計上分の交付税や事業費に対する補正率が変化してくるわけでありませ。これが 1 市 2 町の場合は合併した場合はどうなるのかということに関しては、寒河江、西村山の合併を考えるというので出した資料によりますと、補正係数が想定できないので寒河江市の補正係数を使ったというふうな説明をしています。測定単位の数量と補正係数がよくわからないというふうな説明でありました。

寒河江市の補正係数を使って 11 億円の減収になる、交付税の減額になるというふうな説明なされています。これは人口でいきますと天童市などとほぼ同じようなまちになっていくというふうなことが考えられますけれども、それでも 3,000 人ほど天童の方が多いんですけれども、それから面積は天童の方が半分ほどになりますので単純比較はできませんけれども、計上分の普通交付税については、天童は 42 億円であります。42 億 7,600 万円ほど、14 年度の決算の合計でこの数字が出ていますけれども、寒河江市分にも満たないというふうなことになります。

要するに、国のねらいが自治体を減らして、手間のかかる自治体については交付税を節約しようというふうな発想があるものですから、そういうふうなことになるんですけれども、もし、寒河江、朝日、西川が合併した場合に適用される、一つは事業費補正は幾らになるのか。どういう補正係数を使うようになるのか。それから臨時財政対策債などについても補助負担額が違ってくるわけですね。人口規模、あるいは自治体規模によって、そういう分はどういうふうになっていくのか。今の寒河江市と同じような係数が使われるのか、それはわかりませけれども、それをお聞かせいただきたい。

いずれにしろ、自治体規模に応じて、大きくなればなるほど交付税額は少なくなるという仕組みが今交付税制度全体の仕組みでありませ、これは合併しようがしまいが同じなのであります。それで、大きくなれば減収するというのが特徴でありませ、そういう財政面での大きな負担が将来出てこないかという懸念があるわけでありませ。だから、寒河江市は合併しても変わらないのではなくて、いわば西川、朝日も巻き込んだ形でその財政的な減少分を担っていくというふうになるわけですから、交付税についてですけれども、そういうことなので市民にとっても無関心ではない。

それから合併特例債をどのような形で使われていくかという問題もありませ、これも 3 割の財政負担が当然伴ってくるわけですから、そういうものの活用の方法等々が依然として示されていませないので、心意気というのはわかりますけれども、一つ一つそういう点をクリアしないと、しかもその問題については市民に対する説明もないといけなではないかというふうに思います。

それから自立の道を歩むことを決めた白鷹町や大江町、大江町は 1 万を超えていますけれども、白鷹町などは 1 万を割っているわけですね、1 万は超えているか。その中でも、1 万を切っている自治体でも合併しないということを県内の自治体の中でうたった自治体も幾つか出てきています。あるいは合併協議会に参加したんだけれども、途中で脱退するというような自治体も出てきておりませ、例えば飯豊は 1 万を切っていますね。それから鮭川、5,900 です。舟形、6,900、戸沢、6,000 というふうな、真室川なども 1 万すれすれ、あるいは金山などもそうですけれども、そういうふうな自治体も今回の特例期限の 17 年には合併しないという基

本的な立場を打ち出して頑張っていこうというふうになっているわけですが、県内でもそういうふうに合併に対する対応がさまざま分かれているわけです。それで西川にしる朝日にしろ千々に乱れているというのが実態ではないかというふうな気がするわけです。

それで、任意協議会についても大いに議論する場として参加していこうというふうな点ではあるわけですが、同時に一方では当然自立していく道も模索しようというふうなことで、いわば町政の執行部にしても議会の多くの議員の人たちも、いわばどっちを選択するかということでは非常に迷いのある時期に今差しかかってきているのではないかというふうな気がします。そういう意味では、最終的には住民に判断してもらうという姿勢をとっているのはうなずけるわけですが、寒河江市だけが圏外にあるという指摘はやはりどうも当たらないような気がします。そこら辺、再度もう少し明快な形でのお話をお伺いしたい。

そして、これまで議会や座談会等ではしゃべってきたし、そういう市長の考え方も打ち出してきているので問題は無いのだというふうな、それだけでいいのだろうかというふうなことを今回取り上げたわけでありまして、改めて総意で進んでいくと、市民の大多数がそういう方向に行きましょうという気持ちが判然とした段階で私たちも当然それは支持し従っていくわけですが、そういう点での民意の所在がまだ確認されていないというのが現実なのではないか。

それは確認されているんだという意見もあれば、もう心配ないんだというふうな意見もあると思いますけれども、いかんせんそれはその人たちの周辺にいる人たちの声でありまして、全体として、市民全体がどう考えているかという点での意思の確認はとられていないわけでありまして。そういう点で最低限意識調査、意向調査、さっきも言いましたように振興計画などをつくる時は毎回とりますよね、意向調査、意識調査をやります。私も経験ありますけれども、駅前開発やるときにも1回アンケートやりました反対が強く断念したといういきさつもあります。そういうふうな住民の意識に離れたところでの行政執行ではなくて、意向を確かめながら前進するというのが執行者としての役割、責務なのではないか。一步間違うと、これをやらないと独裁になってしまうわけです。そういう点では十分配慮した進め方をしていただきたいという立場からの意見でありますので、ぜひ検討していただきたい。

それから震災ですが、一般論として私はこの震災対策を取り上げたのではありませんで、過去3度もこの問題を取り上げてきましたように、私たちの足の下には山形盆地活断層が最大7.8のマグニチュードの地震が発生するかもしれないというふうな国の研究所の調査結果を踏まえて指摘しているわけでありまして、この県が発表したマニュアルによりますと、震災が起ると山形県はどうなるかというふうな調査結果なども出ておりまして、死者まで出るというふうな調査結果が出ています。死者が2,100人、発生する時間とか時期なども関係あって、これはひとり歩きすると大変なことになりますけれども、被災者が21万、火災が840戸、断水なども半分以上の世帯で断水、あるいは停電するというふうな想定が、県が発表した想定の数値があります。

実はこの活断層は、今回起こった宮城県北部地震の活断層と同じ性格のものなんです。いわゆる逆断層で直下型。そういう同じ性格の断層、しかもこの断層の調査は十分やられていなかったんです。今回、全国でやられた調査、山形県の山形盆地活断層も正確にそれをつかめたのもその調査がやられたからでありますけれども、その調査がやられてなくて、いわば不意打ち的に起こった断層のずれであります。そういう意味での被害も大きかったし、備えもなかったということがありますけれども、この山形の場合はそれがわかったわけですから、わかった上での対策というのは宮城県よりも進んでやらなければいけないというふうには私は思います。

特に、今回全国の学者が発表していますけれども、今は地震の活動期に入った日本列島ということが指摘されています。ひょっとするとマグニチュード8クラスの地震が全国で起こる可能性がある。しかも、その大きなスポットが東北地方にあるというふうなことも指摘されています。それぐらいまで、ほぼ煮詰まってきたわけですので、ぜひ特色ある対策、しかも住民の不安が取り除かれるような対策をとっていただきたいとい

うのが私の提案であります。

最低、学校はやらなければいけないですね。それから 1981 年の新建築基準法の耐震を義務づけた基準法以前と以後ということが、私も言っていましたし、みんなも言うわけですけども、実は今回河南町を見てきて、それとは関係ないところでの被害も多数あったということも見てきて初めてわかりました。

例えば、さっき言った北村小学校というのが全壊しましたけれども、これはかなり旧の木造校舎です。ところが、そのすぐわきに中学校が昔建ってしまっていて、統合によって空き地になったところにその校庭に特別養護老人ホームが建っていました。これは平成 4 年に建てられた建物、平屋であります。これがバリアフリーでつくられた近代的な特別養護老人ホームでしたけれども、使いものにならなくなっているんです。地盤が浮き上がったたり割れたり、あるいは壁にひびが入ったり。直下型の特徴なんだそうでもありますけれども、やはり地盤対策もあわせてやらないと、上物の建物だけの耐震構造だけでは対応できない、そういうことがわかったんだそうあります。

そういう意味で、特に直下に近いところにある公共施設、あるいは民間住宅についてはやはりかなりの対策を施さないともまずいのではないかと。これは住んでいる人の命や財産にかかわる問題ですので、やはりこれは真剣に行政としても取り組んでいくべきではないかと。そういう意味での、最低でも耐震調査の取り組みは加速させる必要があるというふうに私は思います。

住宅フェアで建設関係の業者さんが無料で診断をするというのは大変な朗報であります。これは大歓迎でありますけれども、住宅フェアだけでなく、もしできれば恒常的にそういうことができるようなシステムができれば大変助かるわけで、そういう方向への進化も行政のお願いによってやれるのではないかという気がしますけれども、ぜひそういう方向に向かって進んでいただきたいというふうに思います。

あわせて、関連しますけれども、防災マニュアルをやはり早急に、震災用の防災マニュアルをつくる必要がある。河南町の場合は、災害後の残土の捨て場に大変困っていました。そういう、いわば案外気がつかないようなことですが、そういう場所の確保などもあらかじめ想定をしておく、そういう取り組みなども実にきめ細かな対策が必要だなというふうに思いました。あわせてホームページなどにもその具体的な対策が載っておりましたので、ぜひ当局の方では見ていただきたいなというふうに思いますけれども、そういう取り組み、さまざまな取り組みがありますので、ぜひ防災マニュアルを早期に完成させていただきたいというふうに思います。

以上で第 2 問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 いろいろございましたが、まずは合併しても交付税はそんなに多くならないのではないかと、メリットはないのではないかとこういうような話でございますけれども、これまでの交付税のあり方、いわゆる人口段階補正、あるいは事業費補正というようなことに算定されてきておるわけでございますけれども、特にこの人口段階補正におきましては、これまで交付税制度のこの調整機能、保障機能という面から見まして、人口の少ない小規模の町村が有利にやられてきたわけでございますけれども、これからの三位一体やらあるいは構造改革という中では、ますますもってこの小規模の町村というものは交付税において不利な状況になってくるのではなかろうかなと、こういうふうに思ってくるわけでございます。

それにおきましては規模の大きさというようなことは、やはりこれからの合併におきましても当然考えていかなければなりませんし、あるいはまた、やはり交付税とか特例債というだけではなくて、なぜ合併しなければならないのかというようなことを、やはりあるわけでございますので、広域的な処理の仕方、あるいは地方分権の中で自立していかれるような自治体というものが望まれておるというようなこともあるわけでございますし、そしてまた、財政的な分野というようなこともあるわけでございますし、さらに加えて少子高齢化の中でいろいろ高齢化の進展に伴いまして福祉面、あるいはあらゆる産業構造面、あらゆる面で重荷になると。でしたらば、公共サービスをこれまで以上に維持していくということになりますれば、やはりそれなりの自治体なりの構造改革なり、あるいは効率的な財政運営、行財政運営というものを進めていかなければならないわけでございますから、単に交付税とか特例債というだけの問題ではなかろうかなと、このように思っております。

そういう中での特例債というものの使い方というようなことが話ございましたけれども、これからいろいろ協定項目 26、それから事務事業 1,400 あるわけでございますけれども、そういうものを詰めていくということでこれからの新しい地域のビジョンというものが、これが出てくるのだろうとこのように思っております。

住民に対しましても、やはりこういう協議会の進捗状況に応じて協議状況、そしてこのビジョンというものが示されるということになりますれば、合併に対するところの御理解というものも深まってこようかなとこのように思っております。

西川、朝日にしましても、前回の協議会におきましては 17 年 3 月をめどにしまして、それを目標、期限内に合併ということをはらんでいくんだということには何も異論がなくて進んでおるわけございまして、ですから第 1 問でも申しあげましたように、いろいろな議論がある、これは当然だろうと思っております。いろいろ、1 問でも申しあげたように、これは思惑があり議論が重ねられるわけでございますけれども、そういう中で将来のビジョンというものが一つ一つ詰めていくことによりましてなお一層の合併に対するところの理解というものが決まっていくのだろうと、このように思っております。

そういうことで、アンケート云々というようなことを再度のお尋ねでございますけれども、1 問でお答え申しあげたとおりでございます。現在のところ実施するという考えはございません。やはり合併するということでの、合併に向けての情報提供というようなものをより一層することによりまして御理解が深まるということもございましょうし、あるいはまた首長にしましても、あるいは議員の立場におきましても、やはりこういう住民の方々をリードしていく、あるいはいろいろな立場からお話を申しあげてリードしていくというようなことも、これも必要だろうと、このように思っております。

それから震災対策の問題でございますけれども、恒常的なシステムというようなことを考えてはどうかとか、あるいは防災マニュアルということでございますけれども、まずはこの特定建築物、あるいは避難場所としての公共施設ということについての第 1 歩を踏み出して現在補正予算にも計上しておるところでございますので、そういう中から今後なお一層優先度調査ということになってきておるわけでございますけれども、それが

今度はさらには第2次診断ということに入ってくるのではなかろうかなと、このように思っておるわけでございます。

民間につきましても、先ほど答弁申しあげましたように、民間のお力をかりてそれをやっていって、あるいは市の広報等々のPRしていくことによりまして、やはり地震に対するところの喚起というもの、あるいは自分の建物、住居、そういうものに対する理解と認識というものを市民一人一人が持っていただくということにもつながっていくだろうと、このように思っておるところでございます。以上です。

防災マニュアル等につきましては、担当の方から申しあげます。



佐竹敬一議長 生活環境課長。

石山 修生活環境課長 防災マニュアルの件について、お話がありましたのでお答えします。

前の議会でも防災マニュアルについては自主防災組織や地域活動団体や消防団など、いわゆる災害に、より詳しい経験のある方々をメンバーとして、それらの意見を取り入れながら防災計画マニュアルをつくっていきたいということをお話ししたところでございます。

今それらの準備を進めているところでございまして、内容としては議員さんがおっしゃる地震災害に限らず、自然災害についても災害が起きる時間帯、通勤途中とか、あと職場や学校にいる場合とか、冬とか、夏とか、季節ごととか、いろいろなことが想定されます。それぞれの事態で自分と家族、また周囲に何が起きるかなど考えられるもの、そして災害対策として何をなすべきか、何が不足しているのかもみずから考えて災害に備えられるようなことも含めながら防災マニュアルをつくりたいというふうに今のところ考えているところでございます。

時期的には、できるだけ早い時期につくって全世帯に配布したいというふうに考えているところです。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 先ほど、自立の道を歩んでいる県内自治体の中で舟形町ということを紹介しましたがけれども、これは間違いですので訂正させていただきます。舟形町だけが新庄と合併を志向しているということで、逆でしたので訂正します。

それから、聞きたかったのは、私もわからないので聞きたかったんですけども、いわゆる想定される合併後の自治体になった場合に、補正係数がどのようになるのかということを知りたかったんです。現在、寒河江市が今回発表したテキストによりますと、これは寒河江市の補正係数を使っているというふうな説明でしたのでわからなかったんです。それで、同じ係数だということであればそれで結構ですけども、それから事業費補正などはどうなるのかと。人口によって幾つかの段階に分かれているようなので、それをお聞かせいただきたかったと。

天童市の場合は、財政力指数が非常に寒河江より高いですね。10 ポイントほど高いので単純に比較できませんけれども、そういう交付税額しかもらっていないというふうな実態もあるので、ちょっとお聞きしたかったということなんです。別にどうのこうのということではなくて、合併後の自治体の姿として、実態がどうなのかお聞きしたいということです。

それから、寒河江市が合併することによっていやでも応でも、例えば今回のケースですけども、西川と朝日を合併することによって行政の形態が当然違ってきます。拡大されるし、当然議員も減る、職員も減る。そういう中で、当然行政の対応が違って来るわけで、決して寒河江市が同じになるというふうには思えないのです。それで、夢とロマンを語れというふうに市長は言います。それも結構です。当然それも語らなければいけないし、想定の中にそのことも含めて検討していかなければいけない、これも当然です。ですけども、あわせてその後の形態、行政のスタイルがどうなるのかということは当然、冷静に見なければいけない。そういうことを私は言いたかったわけでありまして、むろん先ほど言った事業費補正などが違ってくれば当然交付税も減額するということもあるわけで、そこら辺がはっきりしない状態で市民にそのことも伝わらないで行くというのであれば、これは問題だというふうに思います。

先日の給食の問題などもありましたし、行政のサービスに格差があって構わないのだというような答弁でしたけれども、これは経過措置としての3年間とかいうのとは違う考え方なのかなという気がしましたけれども、果たしてそれで合併の意味があるのかということさえうかがわれるような答弁でしたけれども、別に協定項目の中に入っていないというだけで、実際には審議しているのかなという気もしますけれども、依然そういう問題があいまいなまま進行しています。そういうことなどもありますので、ぜひはっきりとした考え方を打ち出していきたい。

それから、防災については、例えば住宅フェアのときだけではなくて、恒常的にそういう、当然それは業者の皆さん方のメリットにもつながるわけで、補修工事などにもかかわってきますので、そういうお互いの利益も考えながら恒常的な受け皿、無料調査の受け皿を制度化したらどうかというふうな気がします。それについてもお話がありませんでしたので、改めて答弁をお願いしたい。

それから防災マニュアルについてはできるだけ早く完成して、不十分な点があれば、どんどん直していけばいいわけです。それを市民に公表して、そして協力してどんどんよいものにしていくということで、心待ちにしている一人でありますので、ぜひ早く発表していただきたいなというふうに思います。

以上で3問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 現在、任意協議会におきまして、御案内のように、合併の基本的な四つの項目の中での議論が進められて、これまでの段階におきましては、まずは原則的なことにつきましての一致というのを見て、そして一つ一つこれからまた進んでいこうと、こういうことになるわけでございます、議論がいろいろ出ると、これは当然だろうと思っておりますけれども、先ほども話がありましたように、やはり議論が出るということはそれだけ合併に対してのといいますか、熱意を持って取り組んでいるということだろうと、このように思っております。

そういう意味からもこれから 26 項目、そして 1,400 事務事業等々について具体的なことにつきまして協議が進められていく中で、新しいところの市の姿というものがおいおい見えてくるし、あるいは住民がそれぞれ関心のあるようなことにつきまして具体的に提示されるということになるとこのように思われるわけでございます。そうしますと、やはりどうのこうのというようなことが、合併に対するところの御理解というものがなお一層深まっていくだろうと、先ほど答弁申しあげたとおりでございます。そういう状況をこれからもつくりながら、対処していこうと、このように思っております。

それから人口段階補正あるいは事業費補正、これは現在のところどういう方向に進むのかなというようなことは未定だろうと私は思いますが、なお担当の方からも答弁させますが、これは今の段階でどうのこうのという一言には言えないのではなかろうかなと、このように思っております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 交付税で、合併した場合の各種補正係数の御質問がございました。

合併するしないにかかわらず、交付税の算定に用いられるこの各種補正係数等については、固定された係数ではございませんので、毎年毎年変わる可能性がございます。したがって、翌年の交付税の算定を正確に行うことはできないということでございます。したがって、合併した場合の……14年度は14年度で国で示されたもので正確に計算しています。したがって、合併した場合の1市2町の交付税の算定の補正係数というのは、合併した年の国の基準によって算定をされるということございまして、この資料ではそういうことで正確に算定できないので、寒河江市の現在の補正係数をもって算定をしたということにつけ加えておきました。

なお、合併しますと10年間交付税の再算定がございますけれども、それは毎年毎年合併した場合の額と合併しなかった場合の1市2町の個々の再算定をやって、その差額を保障するという制度になっております。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 石川忠義議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 13 番、14 番について、8 番石川忠義議員。

〔 8 番 石川忠義議員 登壇 〕

石川忠義議員 私は緑政会の一員としてこの質問に御意見をくださいました市民を代表し質問をさせていただきますので、市長の御答弁をよろしくお願い申し上げます。

今年の夏は、予想だにもしなかった冷夏に見舞われ、農作物の収穫が懸念されます。過日のマスコミ報道では低温や日照不足が続き、全国の作況指数は 94、大冷害に見舞われた 1993 年以来の不良と報じられております。本県は 98 のやや不良で、東北地方では作況指数 100 の秋田に次いで高い数値になっておりますけれども、しかしその後の天候の回復は思わしくなく、特に標高 250 メートル以上の中山間地域の収穫が懸念されておりますけれども、今後の天候の一日も早い回復を望んでおるところであります。

それでは、まず通告番号 13 番、花咲かフェア IN さがえについてお伺いいたします。

昨年の第 19 回全国都市緑化やまがたフェアが大成功に終わり、その余韻もさめやらぬことし花咲かフェア IN さがえを開催し、短い期間ではありましたが、予想以上の 15 万人以上という大勢の入場者の方が訪れてくれました。ここに至るまでには市民及び各界、各層の甚大な御協力と御理解をいただきました。フラワーロードの植栽及び草取りのボランティア活動、グラウンドワークによる地域の環境整備、クリーン作戦における小学校から老若男女の献身的なボランティア活動、いわゆる奉仕活動が本市では定着してまいりました。

ボランティア活動については、当初参加しない方も見え隠れすることもしばしばありましたが、今ではほとんどの家庭から参加していただくようになりました。いわゆるボランティア活動が本市市民にとって積極的に参加をするという市民感情に育ってきたと思っております。これも長い時間をかけて市民感情としての盛り上がりやを少しずつ育成してくれた各町会長さん初め多くの関係者の努力のたまものであり、敬意を表します。そのことが教育関係にも大きな刺激を与え成果を上げていますし、何よりも児童生徒がのびのびと学校生活を送っているあかしでもあり、少年の非行がだんだん低年齢化している現状で本市で行っている政策、また教育委員会で実施している施策が功を奏しているというように思われております。

話は変わりますけれども、どうこう私から申しあげるつもりは一向にありませんが、ある市では昨年から本市で長年苦勞して育ててきたさくらんぼ祭りのさくらんぼ種飛ばし大会、さくらんぼマラソン大会を本市と同一日にやり出しました。今、地方分権の中で自治体の創意工夫が叫ばれ、自立と独自性が求められております。

本市では第 3 次振興計画では情報に強いカラフルな都市寒河江の建設に向けてさくらんぼにこだわったまちづくり、定住と交流をテーマにしたまちづくりを行い、日本一さくらんぼの里をつくり上げ、着実にその名を全国に寒河江市の名声をとどろかせてまいりました。第 4 次振興計画では、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江が始動し、「花・緑、せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズに美しい町並み環境と、すばらしい市民同士の交流ができました。その結果、内閣総理大臣賞を初め、数々の賞をいただき緑化フェアの開催にたどり着いたわけであります。

また、無登録農薬の使用もなく、さくらんぼ盗難もありません。ある市ではブロンズ像からさくらんぼの実、葉っぱの盗難があったとき 100 万円もかけて盗難カメラを設置して監視したことです。私は本当にびっくりさせられました。本市にもたくさんのブロンズ像とか彫刻物がありますけれども、だれ一人としていたずらする人はおりません。反対に、汚れているとその汚れを落としている市民の姿をときどき見受けられます。街路にさくらんぼの鉢植えを置いても一粒たりとももぎとる人もいません。さくらんぼ憲章にもあるように、公共物を大切に、愛情を持ってまちづくりに取り組んでいる姿に、私は本市に大きな誇りを持っている一人であります。それは、市民の皆様が行政を信じ、行政も市民を信じてお互いに相互理解があったればこそと思うわけであります。

市長は全国市長会で発行している機関誌の中で結びに「これまで進めてきたまちづくりであり、これからも一層強めていくのが日本一のさくらんぼの里づくり。花・緑、せせらぎで彩るまちづくりである。この原点は幼いころの原風景にある。これはまたふるさとを恋するすべての人の心の原風景ではなからうか」と結んでおります。本市のまちづくりの原点がここにあると思われませんが、これまでの経緯の中で市長の御所見をまずお伺いいたします。

次に、ことしから毎年花咲かフェア I N さがえを開催する計画を打ち出しましたが、前にも述べましたが、大変な盛況でした。開催中、入場者にアンケートを依頼しておりましたが、どのような内容でどのような結果が出たのか、反省点はどうだったのか、お伺いいたします。

また、緑化フェア、花咲かフェア I N さがえはさくらんぼの真っ盛りに開催されました。その相乗効果によって観光さくらんぼ園も他市町村より多くの入園者をいただいております。経済的な効果も上げております。よって、花咲かフェア I N さがえを定着させ、ますます盛り上げるために何か一緒にイベントを開催してはどうか。例えば全国の露天商の方に集まってもらう、いわゆる露天商大会。また、全国のちんどん屋さんを集めて大会をするとか、今回も大人気の大道芸人大会等、全国規模の催しをして新しい寒河江の顔を全国に発信し、本市独自の揺るぎない花咲かフェア I N さがえの催しが経済的効果をより高く上げることも一考と思われませんが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号 14 番、2004 年、平成 16 年の市制施行 50 周年についてお伺いいたします。

まず、2004 年に市制施行 50 周年を迎えます。過去、日本経済が大きく飛躍したのは明治維新後と第 2 次世界大戦後であると言われております。その際、明治の市町村大合併や昭和の市町村大合併が行われてきました。内政改革としての市町村の再編は単なる行政の枠組みの変更にとどまるのではなく、社会経済的に各分野において多面にわたって大きな影響を与えて今日に至りました。昭和の大合併では、人口 8,000 人を標準とし、昭和 28 年から 31 年にかけて合併を推進、全国の市町村数を 3 分の 1 にすることを目指し、その結果全国で 3,500 の市町村になったことは御案内のとおりであります。

本市では、昭和 29 年に 1 町 4 村の合併により寒河江市が誕生し、同年に 1 町 1 村が寒河江市に編入され、その後河北町との境界変更を経て現在に至っております。このように、2 町 5 村が合併したからこそ、いろいろの政策を立案し地域の発展と市民の福祉向上のため実現に向けてまいりました。さきにも述べましたように、昨年行われました緑化フェアについても、県都を離れ本市が主会場になったことも大きな成果であります。

駅前中心市街地整備事業による駅前活性化対策、寒河江駅移転による南北道路の直線化、フローラさがえの新設、チェリーランドの建設、二の堰親水公園の設置、内回り環状線の具現化、また教育面では中学校の統合、小中校の校舎の改修、福祉面ではハートフルセンターの建設等、また高速道路を中心としてハイウェイオアシスの設置、工業団地の整備等着実に本県の中核都市になってまいりました。

まだまだ言い足りないことがたくさんありますが、50 年前合併したからこそ今の本市の姿ができたものと多くの市民が確信しております。このことについて市長の御所見をお伺い申し上げます。

次に、市制施行 50 周年の記念事業についてお伺いいたします。

この質問は、平成 14 年 3 月議会で「50 周年を記念して市民歌を制定しては」との質問に市長は「50 周年記念の実行委員会を立ち上げて、この大きな節目の年にふさわしい事業を検討したい」と答弁しております。私は現在 1 市 2 町による任意合併協議会が推移している中で、2 町 5 村の合併があったらこそこのすばらしい寒河江市ができたことを、ぜひ関係市町の住民の方に知っていただく好機でもと思います。

20 世紀の後半世紀を費やして本市のまちづくりが行われたわけですが、今度は 21 世紀の前半世紀に向けた内政改革を引き続き行い、限らない行財政の改革をしなければなりません。実行委員会をいつごろ立ち上げ、どのような記念事業を考えているのかをお伺いし、第 1 問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

本市のまちづくりの原点についての所見ということでございますが、議員は全国市長会で発行している月刊誌のこししの 8 月号に私が投稿しました「こころの原風景とまちづくり」を見ての御質問かと思われませんが、全国市長会から 8 月号への投稿依頼があり、私はこれまでのまちづくりの原点について随想的にまとめて投稿したものでございます。

これは幼いころからの心の原風景が我がまちづくりの理念の根底にあって、現在に生きているということを書いたものであり、また、生まれ育ってきたところのふるさと寒河江の自然や果物というものが心の支えになっており、それが市の市政の中に息づいているということでございまして、現在ようやく国や地方公共団体の施策を見ましても景観とか風景というふうに着目してきておりますが、農村の景観、風光のすばらしさは今の時代において最も欲しいところのものではなかろうかなというような気持ちでございまして、

明治以来の特産物として誇っていたさくらんぼに注目いたしまして、減反地に転作作物として奨励し、日本一のさくらんぼの里づくりとしてさくらんぼにこだわったまちづくりを積極的に推進してまいりました。その一つのさくらんぼのテーマパークとして建設しましたチェリーランドは、年間 160 万人もの観光客が訪れております。また、第 4 次振興計画では、御案内のように「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズにまちづくりを進めてまいりました。さくらんぼや桃、菜の花、レンゲソウが咲き誇る三色の花の里、国道 112 号の沿線のフラワーロード、転作田を利活用したコスモスやソバの花、各施設や道路への飾花、植栽などに見られるように市民挙げての花と緑のまちづくりに発展してまいりました。

また、カワセミや小鳥たちが集うところの二の堰親水公園や蛍の飛び交う田沢川など、市民のグラウンドワークの手法によるまちづくりも活発になってきております。本市の原風景を生かしながら、これら花と緑・せせらぎのまちづくりを市民の生活に直結する街路網の整備や施設整備などをも積極的に行い、自然と環境に調和する気品あるまちづくりを進めてまいったところでございます。

私は市長になって以来、今日まで一貫してさくらんぼにこだわったまちづくりを進めてきた結果、今ではさくらんぼといえば寒河江、寒河江といえばチェリーランドと言われ、日本一のさくらんぼの里が広く全国に名をはせてきておるわけでございます。

また、昨年の全国都市緑化やまがたフェア、こしの花咲かフェア IN さがえを開催いたしまして、花と緑のまちを定着させ全国にアピールすることができました。こういう施策をとってきたことにより、現在の寒河江市の姿があるのではないかと考えておりますし、これまでとってきた施策が功を奏しているものと考えております。これからも自然に調和した気品あるまちづくりに努めて、将来を託す子や孫のために原風景を残しながら、豊かで本当に寒河江に住んでよかったと言われるまちづくりに努めることが私の責務と考えておるところでございます。

次に、花咲かフェア IN さがえにつきましてもアンケートの結果とか、あるいは反省点について申し上げたいと思っております。

アンケート調査については、フェア開催に伴う PR 効果や来場目的、交通手段、フェアに対する印象、今後の開催における要望等を調査し、花咲かフェア IN さがえが名実ともに本市のシンボルイベントに成長するとともに、フェアの開催テーマである花と緑に囲まれた潤いのある暮らしの実現に向け、実態把握を目的に実施したものでございます。その実施に当たっては、このたびのフェアの特徴の一つでもあるボランティア参加者約 2,500 人の中から会場運営に従事いただいた皆さんから、御来場者に対面聞き取りにより会期中の土・日を中心に 6 日間で 602 人実施しております。この数値は、昨年開催したやまがた花咲かフェアのときの調査

個体と同数でございます。

調査内容につきましては、居住地域、年齢、性別、来場手段、周知手段、来場回数、会場内出費、スタッフの対応、会場の印象、滞在時間及び今後のフェアへの要望の10項目にわたり調査を行っております。

この調査結果について申し上げます。

性別、年齢では20歳代から60歳代以上の5階層及び男女別で無作為調査を行った結果、50歳代の来場割合が28%で最も高く、60歳代以上を加えますと約半数を数えました。また、男女別では6対4の割合で女性の来場が多く、中でも50歳代の女性が16%、次いで30歳代女性の13%となっており、前に開催した緑化フェアの特徴と同様に女性の来場者が中心となっております。

次に、居住地別来場者でございますが、県内、県外別では8対2の割合で県内からの来場となっております。昨年のやまがた花咲かフェアの7対3に比べますと県内からの来場が多くなっております。県外来場者の地域区分では、山形自動車道で直結している良好な交通アクセスにより昨年同様宮城県からの来場が多く、注目されます。また市内と市外に分けた場合、市内からの来場が24%と昨年の12%から見ると倍増しております。

交通手段については、県内来場者の95%が自家用車により来場しているのに対し、県外来場者では貸し切りバス利用が59%で、次いで自家用車が40%を占めております。

次に、花咲かフェアを何で知ったかについては、県内がテレビ、ラジオ、情報誌、市報によるが81%を占め、県外については観光ツアーと情報誌によるが61%と、多方面にわたる広報活動の取り組みが反映した結果と考えております。

来場回数については、2回以上の来場者、いわゆるリピーターの占める割合が40%を占め、昨年の27%から見ると大幅に伸びております。会場内での出費についてでございますが、なしと答えた人が45%を占め、3,000円未満で46%にとどまっております。このことは、昨年に比べ物販、飲食ともに出店店舗数と規模が縮小したためと思われる、店舗内容と店舗数について検討を加える必要があると考えます。しかし、期間中における会場周辺の飲食店では昨年と同様に県外ナンバーの車でにぎわっていることも確認いたしております。

次に、スタッフの対応については、よい、とてもよいが83%を占め、ほぼ満足のいくサービスが提供できたものと考えております。

会場の印象については、よい、とてもよいと答えた方が87%を占め、四方の山並みと最上川など、周辺のロケーションを取り込んだ会場づくりがよい印象を与えたものと考えております。

次に、滞在時間については2時間以内が51%と最も多く、次いで3時間以内の34%となっており、会場内施設及び展示物、ステージ催事や飲食休憩など、ゆっくり見ていただいたものと考えております。

次に、今後のフェアへの要望についてでございますが、最も多い要望はずっと続けてくださいが77件もありました。次いで、日陰をふやしてほしいが12件、物販、飲食店舗をふやしてほしいが11件、花をふやしてほしいが10件と、会場の公園がオープン間もない施設が抱える問題によるものもありました。そのほか、開催期間を長くしてほしい、道路標識をふやしてほしい、それぞれ9件。入場料を取った方がよい、8件。遊具をふやしてほしい、7件と続いております。また、ステージイベントをふやしてほしい、グリリンの出番、グッズの販売をしてほしい、ベンチをふやしてほしい、このまま無料でいてください、庭のコンテストがなくなって残念、大道芸がおもしろかったなどの要望のほか、ハーブ園に対する充実要望、足湯施設の整備などの声もありました。

これらのアンケートの調査結果を踏まえまして、その反省点等に触れてみたいと思います。

まず、開催の時期など開催概要についてでございますが、6月のさくらんぼの時期は本市が1年じゅうで一番活気づきにぎわう時期であり、全国から訪れるさくらんぼ狩りのお客様を含め、本市を積極的にアピールする絶好の時期でありますし、アンケートでもさくらんぼの時期での開催希望が多くありましたことを受け、やはり開催時期はさくらんぼの時期と考えられるわけでございます。



また、開催期間につきましては、会期終了後も事務局へ来場問い合わせが多かったこと、またアンケートでも長期にわたり開催してほしいなど、期間延長を望む意見もあり、開催期間については検討する必要があることと思っております。

次に、市民参加についてでございますが、フェア開催の会期前のプランターや花壇出展などの会場設営段階から会期中における会場運営ボランティアと、花・緑ボランティア、ステージ催事、作品出展、花・緑体験教室、おもてなし茶会などなど、多くの市民参加によりフェアを盛り上げていただきました。市民参加の度合いは、そのまま来場者数にも反映する大事な部分でございます。今後、さらに多くの市民が参加できるように環境を整えてまいりたいと考えております。

また、会場施設整備については、日陰の場所や花・緑の充実など、都市公園の既存の樹木等、施設の整備について個々に検討を加える必要があるものと考えます。

また、ステージ催事等については、人気の高かった大道芸やコンサートを充実してほしいとの声があり、こうした要望についても検討事項と考えます。

このようなことから、これまで取り組んできた花と緑に囲まれた潤いのある暮らしの実現に向け、市民総参加のスタンスを確認しながら整備充実していくことが肝要であり、本市のシンボルイベントとして市民とともに取り組んでいくべきであり、花咲かフェアINさがえ実行委員会において種々検討してまいりたいと考えております。

次に、いろいろな新たなイベントを開催してはどうかという御意見があったわけでございます。本市のまちづくりは市民主導のイベントによるものであり、常に新しい取り組みに英知を注いでいくところに地域の活性化や活力が生まれ、それらがまちづくりの強力な推進力になるものと考えております。御提案のイベント開催についても、実行委員会において検討を加えることが大切であり、今後とも御指導を賜りたいと思っております。

最後に、花咲かフェアINさがえ開催につきましては、目標入場者数をはるかに上回る15万2,000人の多くの皆さんに御来場いただき、盛況のうちに幕を閉じることができました。フェアでは市内外から多くの幼稚園、小中高校、各種文化・花緑団体、さがえ花咲か緑育て隊、そして個人、団体ボランティアの方々より会場づくりからイベントの実施、会場運営、花・緑管理等々まで御協力をいただき、手づくりによる市民参加型のフェアを開催することができました。多くのリピーターが何回も会場を訪れており、来場者からは魅力のある会場として高い評価を得ることができました。

また、開催目的である緑化意識のさらなる高揚、世代を超えた多くの市民参加による活力ある地域社会の創造、花・緑産業、観光産業と連携し寒河江市の魅力を県内外に発信するという当初の目的は十分に果たすことができたと考えております。

今後においてもさらなる都市緑化の推進と、花と緑・せせらぎで彩るまちづくりの推進を図るとともに、このフェアを寒河江市のシンボルイベントとして継続し、交流から定住のまちづくりに結びつけていくことが大切と考えております。今回の花咲かフェアINさがえに多大なる御指導、御協力を賜りました関係各位を初め、市民皆様に対してこの場をかりて改めて心から御礼申しあげる次第でございます。

次に、昭和の大合併から50年を経過したということについての所感を尋ねられております。

我が国における市町村合併の沿革について振り返ってみますと、明治の大合併と昭和の大合併とがございます。昭和の大合併は戦後6・3制の実施に伴う新制中学校の設置、市町村消防や社会福祉、保健衛生関係の事務など、多くの事務が市町村で処理されることとされたのであります。しかしながら、当時の町村の中には著しく規模が小さく、行財政上の能力が乏しいものが多く、新たな事務や権限を円滑に受け入れる体制を整備することが必要となり、町村合併促進法が昭和28年10月に施行されました。この町村合併促進法は、新制中学が合理的に運営できる人口規模を念頭に、全国一律に人口8,000人を標準としての町村の合併を進めると

いうものでございました。市報さがえの昭和 29 年 8 月 1 日の第 1 号によりますと、合併促進法の施行を契機に、昭和 29 年 2 月に当地域でも懇談会を行ったが、各町村でも極めて低調な態度であったことが記載されております。

当時の合併の経緯が記載されている書類を見ても、さきに白岩町、高松村、醍醐村で合併を企画されたようではありますが、小規模合併のため弱体で将来性がないということで、後に寒河江町、西根村、柴橋村、高松村、白岩町、醍醐村の 2 町 4 村をもって合併推進協議会を組織されたようでございます。以後、紆余曲折があったようではありますが、寒河江市は昭和 29 年 8 月 1 日に誕生いたしました。

合併時の町村の人口は寒河江町が 1 万 4,980 人、西根村が 5,043 人、柴橋村が 5,946 人、高松村が 4,717 人、醍醐村が 2,326 人で、合計 3 万 3,012 人でありました。寒河江町以外は合併の対象村であったこととなります。

昭和 29 年 11 月 1 日には人口 6,562 人の白岩町と 3,015 人の三泉村が寒河江市に編入合併され、今日の寒河江市の行政区となっております。当時の合併理由書には、「時代の推移を見つめ小異を捨てて大同につき、挙郷一致(村を挙げて)住民融合をもって地方住民の恒久的な福祉を増進するために町村合併を企画した。かくして、強大なる行財政力を持って市制を目途とし、富裕にして独特なる寒河江川文化を形成せんとする」と書き残されております。

やはり、合併となりますといつの時代でもいろいろな御意見をお持ちの住民もおるかと思いますが、当時の為政者、議員のリーダーシップはもとより、町民、村民の賢明なる御判断により、大同合併がなされたということになったものと思われま。後世のためにもすばらしい決断をしていただいたものと感謝しております。合併の理由書にある「富裕にして独特なる寒河江川文化を形成せんとするものである」との理由には感嘆するものであります。

昭和の大合併以来、以後我が国は高度経済成長を遂げ、産業は発展し国や地方の財政も順調に規模を拡大し社会基盤整備が進み、住民の生活は著しく向上してまいりました。このような中において、本市においてはさくらんぼのまちづくり、花・緑・せせらぎのまちづくり、寒河江型福祉や寒河江型農業の展開、オーダード方式の工業団地など、時代の要請に応じ先取りした独自のまちづくりを展開し、その名が全国に響き渡るようになったところであります。

このような全国に誇れるまちづくりが展開できたのは、人口 4 万 4,000 人、面積 139 平方キロメートルのスケールメリットを活用できたからであると考えております。もし、合併せずに人口 2 万人に満たない町と人口数千人の町村が併存する状態であったならば、現在のような施策の展開は面的、人的、さらには財政的にも不可能であったと思われ、50 年前に小異を捨て大同についた先人の決断に改めて敬服するところでございます。

昨今は住民の生活レベルの向上とともに、行政に対するニーズは質的にももとより、高度化し、さらに低経済時代、国際化の進展、少子高齢化社会の到来の中、これからの市町村は行財政のさらなる効率化に努め、行財政基盤の確保を図り、多様化、広域化する住民ニーズに的確にこたえていくことが求められております。このような時期においてこそ、先人の将来を見据えた賢明なる決断を範とし、日常生活圏内での合併により 50 年先を見据えた広域的な新たなまちづくりを進めていくべきであると考えているところでございます。

次に、市制施行 50 周年の記念事業についての質問に答えてまいりたいと思います。

今申しあげましたように、平成 16 年に市制施行 50 周年を迎えることとなります。昭和 59 年の市制施行 30 周年には市の木、市の花を制定し、平成 6 年の 40 周年にはせせらぎ宣言を行い、まちづくりの方向性を示し「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」を実践してまいりました。

市制の大きな節目ともいえる 50 周年を来年に迎えるわけではありますが、昨年の 3 月定例会において、御指摘のように 50 周年記念事業の実行委員会を立ち上げて、この大きな節目の年にふさわしい事業を検討してい

きたいと答えました。しかし、現在西川町、朝日町との1市2町による合併の話が進み、本年7月1日には、御案内のように任意合併協議会を設置して、新しい市の将来構想案や、合併に関する協定素案を協議中でございます。これまでの協議会で合意に達した事項といたしましては、合併の方式が新設合併であり、新市の事務所が当面寒河江市役所とするとか、合併の期日は合併特例法の特例措置を受けられる期限内の合併ということで合意に達しております。

期限内の合併ということは、現在の法の規定では平成17年3月31日までとなっております。したがって、もし合併となれば16年度中の合併ということでありまして、市制施行の50周年と合併の年度が同じ年度になることとなります。50周年記念は半世紀の歩みと歴史を振り返り、そして新たな飛躍を願う大切な節目であります。一方、合併とのかかわりもありまして、合併した際には閉市式、市を閉じる閉市式、なるものも行わなければならないものと考えております。

したがって、50周年記念事業は合併がなかった場合と、合併をする場合の二本立てで考えなければならないものと思っております。その場合の内容等については、今後合併の推移を見ながら十分検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 御丁寧なる、格調の高い御答弁、ありがとうございます。

まず、何で花咲かフェアINさがえの質問に対して市長が今まで日本一のさくらんぼづくり、また花・緑・せせらぎということにこだわってきたのかということ、やはり全市民の方にこれまでの長い行政の経験を開き願ひまして、これからの寒河江市のまちづくりに対しても御理解をもらいたいということで質問したわけでございます。

長年、花・緑ということの環境の中で寒河江市民は育ったわけでございます。本当に、小中学校の生徒さんもうろろと荒れた時代もございましたけれども、本当にそういう成果が見られまして、今では本当に落ちついた、非常に環境の整った学校生活をしているというように私どもは思っております。特に、中学校では他の学校に見られない歌声とか、いろいろな和やかな雰囲気は今醸し出されているということで、これもこの花・緑を基調としたそういう政策が非常に生徒たちにも安心感を与え、今犯罪の低年齢化ということで騒がれておりますけれども、本市の生徒は本当に落ちついて余り問題も起こしていない。聞くところによりますと、13市では一番問題のない学校に育っているということもお聞きしております。

そういうことで、これからも市長はさくらんぼ日本一にこだわりながら、花・緑・せせらぎのまちづくりをするということで、私も大いに感動しております。

また、ちょっと話は違いますが、せっかく花・緑・せせらぎということでございますけれども、第2問の通告をしておいたわけですが、今、本市の中で桜並木、平成12年、13年ですか、寒河江川の左岸の方にありますけれども、今非常に枯れているのが目立つというような状況を聞いて、最近行った方から、まず市議会議員のネームプレートの桜がまるっきり枯れておたと。寒河江市のネームプレートも半分ぐらい枯れている、そういう状態です。

また、西根小学校通りの桜並木も、この前クリーン作戦ですか、それでみんな集まったとき「何でこんなに枯れるのかな」とそういう話が出まして、ずっと55本バイパスにあるんですけども、枯れているものもありますし、またその添え木と申しますか、それももう朽ち果てて風などが吹けば、あそこは通学路ですから子供に当たるのが心配だとか、また車にそれがもろに当たると非常に危険だというような話になりました。せっかくそういう宣言をしている本市でございますから、いろいろお忙しいということはわかりますけれども、管理の面には特段の心添えをお願いしたいということで、まずお願いをしておきます。

それでまた、街路樹の木で標識と、また案内板というものも樹木の成長に従って見えないということも、この前クリーン作戦のときに話が出まして、このような場所は適切な処置をお願いしたいというふうに思っております。

何せ、そういうきれいなまちづくりでございますから、本当にこの状況の中で寒河江市もまた一段と大きくなるような方向に行ってもらいたいというふうに思います。

この前、文教厚生常任委員会で佐賀県の唐津市というところに行政視察に行っていました。この町は非常に、花は余りなかったんですが、樹木、また垣根、そういうものが非常に手入れがなっておって非常にきれいなまちでした。町並み景観の行政視察に行ったわけではないんですけども、いろいろ聞いてみましたところ、毎月1回、市民の方が出てそういう清掃活動とか、そういうことにいろいろなボランティアをやっているというようなことで、寒河江市と同じような考えのまちなんだなということで感心して見せてもらったんですが、やはりそういう非常にいろいろな施策の中で、さっき市長が申しましたとおり、自然を守りながら美しいまちづくりをしていくという、そういう自治体が今たくさんふえていると思います。そういう中であって、寒河江がリーダー的なまちづくりに対してますます進んでいくように私どもも一生懸命頑張りたいと思っております。

また、花咲かフェアINさがえについては、先ほど市長からいろいろアンケート調査結果がありましたが、我々も1日ボランティアでお手伝いさせてもらったんですけれども、緑政会の会員全員やらせてもらいました。緑化フェアと違うことは、やはり規模がちょっと小さいということで、いろいろお客さんの方から言われたわけでございますけれども、15万以上の来園者があったということで、非常にこれはさくらんぼ、観光果樹というお客さんもたくさんそれと同時に来たわけなんですけれども、その経済効果は非常にあったと思いますけれども、やはり花咲かフェアINさがえがずっと今後継続していくということであるということなんですから、やはり何か付加価値をつけた中で全国の方を招くと。花咲かフェアだけですと、やはり毎年ですとちょっと飽きられるのかなと。当然さくらんぼが主でございますからあれなんですけれども、例えば、いろいろ私もさっき1問でも述べましたけれども、そういう花を、緑を中心としたまちづくりを行っている自治体をサミットの形で、やはり何々サミット、なんていうのをつけてその時期に開催するというのも一つの今後のいろいろな勉強になることかなというふうに思うわけです。

本当によその市町村をまねしないで、寒河江市独自の中で今までやってきたわけです。これから、こういう地方分権の中にあっますます求められている独自性、そういうものをやはりいろいろな市民との対話の中でますます強めていくというのが、これから求められている大きな課題なのかなというふうに思っております。

また、花咲かフェアINさがえの中で、さくらんぼ農家の方は殊に忙しくて、来たいけれども来れないという方もおるんです。お客さんを迎えた中で、そういうさくらんぼの農家の方もやはり見てみたいという方もおりますので、何とかその辺も今後検討課題にしてもらいたいというふうに思っております。

市制50周年に対する市長の所感も、やはり小さいままでの自治体では、この50年間に余り成長することはできないのではないかと。やはり合併したからこそ、このように山形県の中核都市になり得たし、まちづくりに対していろいろな政策もできた。そういうことをおっしゃってございましたけれども、私もこの50年間、いろいろな寒河江市づくりにやってきた歴代市長さんがおりますけれども、その御尽力を考えてみますと非常に合併してよかった。

また、これから50年先もそういう今の規模の自治体を脱皮して国政に合った、また地方にあった自治体づくりをやってもらいたいというふうに私は強く感じております。市民の方もたくさんそういうふうに思っている方がおります。

50周年記念事業については、前回の回答ではやるというような話でございましたけれども、そういう今市町村合併が推移している中でいろいろ問題等もあるということでございますから、これもいろいろな問題の推移を見ながら、あるいは事業について考えてもらいたい。私は、やはりそういう合併をまずするということがあったとしても、歴史というものを今振り返って、寒河江市民の方、またいろいろな他町の方も合併の歴史というものを知ってもらって、今後のそういう先の自治体の作り方ということに対して考えを、造詣を深めていただくということも私は必要ではないかというふうに思っております。

以上で第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、寒河江川の桜回廊の枯損木でございますが、これは山形新聞社から桜の苗木の寄贈を受けまして、平成 11 年、12 年、13 年度と 3 カ年で 1.5 キロメートル区間に 143 本を公募者により植栽してもらったわけでございますが、これまで植栽後 1 年間を見てもみますと、やはり枯れたのがございます。枯れた木につきましては市で植えかえをやっております。

それから植栽か、みずから新しく植えかえてもらったのも四、五本ございまして、どうなんですか、全体的に土壌が悪いのかどうか、生育管理も十分でないのかどうか、生育がよくない状況にございます。したがって、新たに植樹する箇所の土壌改良を市において実施しようかなと思っておりますし、公募者に呼びかけて植えかえも要請してまいると、このように思っております。公募者に要請しても植えかえが行われぬような木につきましては、市がやらざるを得ないかと、このように思っております。

それから、西根小学校前の街路樹が枯れているというような御指摘がございましたが、あそこはソメイヨシノでございますが、木の先端が枯れているものが多いのでございまして、どういう理由かというようなことでいろいろ思っておりますが、地下水が高いので根腐れがあるのではないかなと。周囲が田んぼでございますので、根腐れを起こしているのではないかなと、こう思っております。一定の木の高さになりますと先端だけが枯れるのがほとんどでございます。そういう状況を踏まえまして、何か成長に障害のある場所につきましては、土地の条件に合ったところの樹種に切りかえていかなければならないかなというようなことを検討しているところでございます。

それから、街路樹で道路標識が見えなくなっているというようなことがあるようでございますし、また支柱が倒れそうになっているというような御指摘もございましたが、標識の見えにくいような場所とか危険な箇所というものはさらに調査いたしまして、適切な整枝もやっていこうかと思っておりますし、危険な箇所につきましては対応してまいりたいと思っております。

そして、いろいろ花咲かフェアにつきましてこれからの取り組みのことについての、サミットなども開催してはというような御意見でもありましたけれども、来年度に向けまして 10 月ごろには実行委員会の委員 157 名いらっしゃるわけでございますけれども、その方々に次年度開催に向けてのアンケート調査なども実施したいと思っておりますし、それがまとまった時点で開催概要を決定していきたい。

そして、開催概要の決定とともに広報活動を開始したい。年内までにはそれを終わらせたいなというような気持ちでおるわけでございますが、やはり早く次期開催についての取り組みをしていかないと、旅行代理店とか、あるいはチラシ作成とか、あるいは情報誌ということに間に合わないわけでございますので、そういう対応をこれからとっていかうかなと、こう思っております。アンケートにつきましては、いろいろ考えておりますので、なお実行委員会の方々、そしてまた実行委員会の方々にも、市民の方の御意見なども集約していただきたいと、このように考えておるところでございます。

あと、50 周年事業でございますが、これにつきましては、先ほど答弁申しあげたように、これからの推移を見ながら、やはり半世紀を過ぎたところの大きな節目でございますので、それにふさわしいような、そしてまた将来をにらんだところの催し物というようなものも考えてまいりたいと、このように思っています。

以上です。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 終わります。

平成 15 年 9 月第 3 回定例会

散 会

午後 2 時 0 2 分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでございました。

## 平成15年9月11日(木曜日)第3回定例会

## 出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	煤津博	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

## 欠席議員(1名)

5番 安孫子市美夫 議員

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
犬飼一好	花・緑・せせらぎ推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
三瓶正博	選挙管理委員会事務局局長	安孫子雅美	監査委員
布施崇一	監査委員	小松仁一	農業委員会事務局局長

## 事務局職員出席者

片桐久志	事務局局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任



平成15年9月第3回定例会

議事日程第4号

平成15年9月11日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

平成15年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

## 一般質問通告書

平成15年9月11日(木)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
15	市立病院の取り組みについて	女性専門外来の設置について 医薬分業における院外処方への取 り組みについて	19番 那 須 稔	市 長
16	合併問題について	市町村合併の進め方と課題につい て	17番 川 越 孝 男	市 長
17	地方分権時代における 行政課題について	分権時代における住民との共働作 業としての自治を進める上での、住 民意識の把握と行政の説明責任につ いて		市 長
18	合併問題について	再び朝日町、西川町との合併問題 について市長の見解を問う	18番 内 藤 明	市 長
19	福祉行政について	実施計画に示された特別養護老人 ホームの整備計画について		市 長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 4 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第 1、9 月 9 日に引き続き一般質問を行います。

## 那須 稔議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 15 番について、19 番那須 稔議員。

〔19 番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 おはようございます。

私は、所属している政党、公明党と通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問させていただきますので、市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号 15 番、市立病院の取り組みについて、初めに、女性専門外来の設置についてお伺いをいたします。

最近、女性専門外来あるいは女性専用外来という言葉をよく耳にするようになりました。女性は、一生を通してホルモンバランスが大きく変わると言われております。また、長年にわたって女性という性別、役割分業に基づいたライフスタイルを担わされた歴史があることから、女性という性別を考慮に入れて疾患を考えることの必要性が求められていると言われております。

女性は、年齢や生活スタイルによって発生する病気が男性とは異なり、特に更年期の女性は、ホルモンバランスの変化からさまざまな不快な症状や病気が生じることがあるようです。近年の死亡原因の上位を占めるようになったと言われている、いわゆる心筋梗塞や脳梗塞などの動脈硬化を主な原因とした病気なども、最近では特に更年期を境に発生している率が高いようであります。

更年期における障害は症状が多岐にわたり、縦割りの診療では根本原因がわからず、病院を転々とする人、どの診療科目に行けばよいかわからない人が少なくないと言われております。

1980 年代後半からの外国での研究によりますと、女性の生殖器それに乳腺の悪性腫瘍を除いた、その他多くの臨床研究が男性をモデルとして計画され、そこから得られた結果が女性においても同じであるかのごとく、何の疑問もなしに女性に当てはめられていたということが指摘をされ、その後、女性という性差を考慮した医療への取り組みが進められ、日本においても研究が始められていると言われております。

例えば心筋梗塞については、女性ではある時期の発症はほとんど見られないと言われるようで、糖尿病でも男性と比較すると女性は 20 歳代から 50 歳代までは少なく、60 歳代、70 歳代になると逆に女性が多くなること、あるいは高血圧の頻度も、女性特有の体のつくりから時期により男性とは異なった特徴を示すことなど、同じ病気でも発症の時期や自覚症状、薬の効き方に違いが見られるとのこと、また乳房の異変、産後の疾患など、男性医師に相談することが心理的に抵抗を感じる患者も多くあり、受診を先延ばしにして症状を悪化させてしまうケースもあると聞いております。

このような状況の中で、各地で女性の医療ニーズに対応するための女性専門外来を設置する動きが広がっています。全国的には特に千葉県のような先進自治体では、民間の病院にも開設費用を補助するなど、より積極的に取り組みを進めているところもあります。

また、本県では、東北中央病院が昨年 2 月に女性専門外来を設置をしております。女性医師 2 人が診療科の枠を越え女性患者の初診を担当、患者の話をじっくり聞き、症状に応じてほかの医師や診療科を紹介するシステムを取り入れております。過日視察をした際に案内してくれた担当者は、50 歳代の更年期障害の患者が多いが、20 歳前後の女性からも問い合わせが多く驚いているとのこと。これほどニーズが高いとは思わなかったと話しておりました。

また、開設直後は予約なしで行っていたところ、来院される方が多いため対応し切れず、予約に切りかえたとのこと。ことしの 9 月からは予約が殺到したため、月 2 回の診療日に週 1 日を加え、月に 4 日ふやし 6 日にしても 1 カ月以上先まで予約がいっぱいという状況。担当者の話ですと、「早期受診、早期発見が大切だが、これまでの病院は女性にとって垣根が高く、体調が悪くてもつい我慢してしまうことが多いようです。女性医

師がアドバイザーやコンサルタントという意味合いを兼ねて、早い時期に相談に乗ることが女性外来の開設のねらい」と強調しておりました。

また、診療時間も、一般外来が終了した午後2時から4時30分の時間帯で行っており、診療場所も一般の外来から離れているため、他の患者と一緒にすることなく、診療の際の精神的な負担が軽減されているなど、女性が気兼ねなく受診できるように取り組まれておりました。

女性専門外来では、女性が直面するさまざまな健康上の問題に対処するとともに、医師を初め放射線技師や検査技師など患者さんに接するスタッフがすべて女性であり、診察も1人20分くらいの時間をかけ、診察室もプライバシーの保護に十分配慮されており、女性が早い時期に安心して受診できる環境が整えられております。

そして、女性専門外来で大変なのが、それらの女性スタッフの確保であると言われております。現在、市立病院では、医師で13名中、女性医師はおらず、放射線技師は5名中1名、検査技師は4名中1名の女性スタッフとなっております。厚生労働省によりますと、2000年12月現在で医師総数25万5,792名中、女性医師は3万6,850人で、全体に占める割合は14.4%と、まだまだ少ないようであります。

女性専門外来の設置については、スタッフの確保の問題など、いろいろな課題はあるかと思いますが、本市においても市民の新たな医療ニーズにこたえるため、さらに特徴ある医療などを考えると、このような女性特有の疾患や健康の悩みを理解し、縦割りの医療の壁を越えて横断的に、かつきめ細かく対応できる相談・受診体制の構築が必要ではないかと思っております。

ことしの2月14日、公明党山形県として、女性専門外来の設置について県知事に、県民の10万5,000名の署名を提出して早期実現を要望しております。本市においても、10日間で4,800人の方から署名をいただいております。女性外来の設置の機運が、徐々にではありますが高まってきているのではないかと思います。

本市においても、市立病院に心身両面にわたる女性の健康増進を目指し、相談や医療サービスの提供体制の構築を図るために、女性専門外来の設置をしてはいかがなものかと思いますが、どのように考えておられるのか御見解をお伺いいたします。

次に、医薬分業について、医薬分業における院外処方への取り組みについてお伺いいたします。この質問については、平成10年3月の定例会でも質問をさせていただいております。今回、再度の質問になりますが、よろしくお伺いいたします。

今日、県内の病院の多くが、診療の後に院外処方箋を発行して、患者は自分の選んだ薬局で調剤をしてもらい、その薬を服用するという医薬分業のシステムを取り入れて病院の経営に当たっているのが目につきます。

我が国では、明治7年に現代の医療制度のもとになったと言われる医制がスタートしており、その制度の中でも医薬分業がうたわれていたものの、実現しなかったと言われております。

その後、昭和26年の法律で医師は患者に対して治療上、薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合は、患者または現にその看護に当たっている者に対して処方箋を交付しなければならないとあります。ただし、患者が処方箋の交付を必要としない旨を申し出た場合は、その限りでないとなっており、つまり患者が「処方箋は必要ありませんから、先生のところで薬をつくってください」と申し出た場合だけ調剤投与してよいということになっているのであります。これを任意分業といい、その当時から今日の形が整ったと言われております。このただし書きの部分があるために、なかなか医薬分業が進まなかったと言われております。

このような医薬分業については、さまざまなメリットやデメリットが指摘をされております。デメリットでは、病院・診療所などで受診した後、院外処方箋が発行されれば、患者はそれらのところから薬をもらうのに薬局に処方箋を持っていく必要があることから二度手間となり、患者にとっては不便な点があること。また、処方箋料が加わるために一部負担が少しふえるという、短所となるところなども指摘されているところです。

しかし、患者にとっては、デメリットに比べて何倍ものメリットがもたらされております。一つには、今日

の医療の現状を見ますと、医薬品の数は膨大な数に上り、またその作用は強いものが多く出ていていると言われております。

また、患者側も保険医療のおかげで気軽に受診できるわけですが、その結果、多くの科の受診や複数の医院を回る患者も多く見られ、そして、せっかくいただいた薬も、データによると3割以上が服用されないで放棄されていると言われております。また、多くの薬を一緒に服用することによって思わぬ副作用を生じることなども言われているところです。

分業によるかかりつけの薬局においては、薬歴管理を行うことによって、複数診療科受診による重複投与、相互作用のチェックによって副作用を未然に防止することができるなど、薬の投与についての安全性を向上することができる利点があります。

二つには、かかりつけの薬局では、処方した医師と提携して薬の効果、副作用、用法等について薬剤師が患者に説明などの服薬指導をすることにより、患者の薬に対する理解が深まり、調剤された薬を用法どおり服用することができるのであります。

三つには、処方箋を交付することにより、患者が投薬内容を知ることが可能になるなど。

四つには、手持ちの医薬品に縛られることなく、患者に必要な薬品を医師が自由に処方できるとともに、薬の在庫は大幅に減ることになるとのこと。

五つには、病院薬剤師の外来調剤業務が軽減することにより、病院薬剤師が入院患者のための業務に専念できるようになる。そして、薬剤師が病棟、病室を回り服薬指導することが平成8年から医療点数に加算されるようになっております、など以上のことから患者にとっては大変メリットが大きいので、患者のための医薬分業だと言われております。

本県における医薬分業の取り組みについては、医薬分業懇談会を開催し、医薬分業のあり方等について協議し提言をまとめ、その後、平成9年までには推進協議会を立ち上げ、県内の医薬分業の推進について協議をされております。また、平成6年から平成8年にかけて国庫補助事業として医薬分業定着促進事業を実施し、医薬分業の現状、問題点及び今後の課題等について協議されております。それらを踏まえて、平成9年からは医薬分業計画策定事業が取り組まれており、本県においても医療機関において医薬分業に対する考えが普及し、実際に取り組んでいる病院、診療所なども多く出てきているのではないかと思います。

以上のことから伺いいたします。

一つには、本県における医薬分業については、各医療機関では分業を推進する方向で取り組まれていると思いますが、県内の医療機関における分業率は幾らなのか。また、公立病院における医薬分業の率は幾らになっているのか。そして、市立病院にとってみた場合に、どの程度の医薬分業率になっているのかなどの医薬分業の現況について、どのようになっているのかお聞きをいたします。

二つには、本市の市立病院については現在のところ院内処方で行われているわけですが、県の医薬分業に対する取り組みなど、年々院外処方箋を発行するような取り組みがふえているとの現況にあると聞いていますが、本市の市立病院においても、医薬分業によってデメリットよりメリットの方が大きい状況にあると思います。そして、年々下がっている薬価差益などを考えると、市立病院においても院外処方を発行する医薬分業の取り組みについて考えなければならない時期かと思いますが、どのように考えておられるのか御所見をお伺いいたします。

以上で第1問を終わります。



佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答え申し上げます。

初めに、女性専門外来についてでございます。

御指摘もございましたように、男女には体の構造だけでなく物の考え方や行動パターンなどにも大きな違いがございまして、日常生活のさまざまな場面でその違いを意識することは、だれしもが体験していることだろうと思います。

医療の世界では女性の医師が極めて少ない状態が長く続いてきたために、女性固有の一部疾病などを除き、主に男性の症状に合わせた画一的な治療方法がとられてきましたが、近年、医学の進歩などによりまして、ホルモンバランスの変化の男女差などから、同じ疾病でも男女では症状に差異が出たり、異なる治療方法を選択すべき場合があることなどが明らかになってきました。御指摘のとおりだろうと思います。

また、女性特有の代表的な疾患である更年期の諸症状や、それに伴う心のトラブルなどは、患者の立場から見ますと、一般的に女性医師の方が安心して診療を受けられるものと言われております。

これらのことから、性別を考慮した同性、同じ性、女性なら女性、同性による医療が求められ、女性患者に対して女性スタッフが診療に当たるという女性専門外来が開設されておりますし、同じような意味合いで、特定の年齢層や症状などに対しても思春期外来、禁煙外来などの専門外来が開設されているようでございます。

当市立病院では、内科、外科、整形外科など 6 科で診療に当たっているわけですが、特定の医療ニーズにこたえるために、日常の診療のほかにさまざまなことを行っております。心臓のペースメーカー装着者を対象にしたペースメーカー外来、睡眠時無呼吸症候群外来、糖尿病教室、介護教室、看護師によるふれあい看護相談、医療ソーシャルワーカーによる医療相談、乳がん患者を対象としたチェリー会などでございます。

御提案の女性専門外来の設置についてでございますが、次のような課題があると考えております。

一つは、担当する医師の確保が難しいということでございます。医師の確保については、山形大学医学部に長年にわたって要請を行ってきた結果、昨年度当初では常勤医師が 15 名と陣容がほぼ整ってきたところでございましたが、開業のための退職や山大医学部のスタッフ事情などによる減員により、今年度は 2 名減の 13 名となっております。今年度も精力的に要請を行っておりますが、今のところ拡充のめどが立たない状況にあるところでございます。

二つ目には、女性専門外来の患者をフォローする婦人科や精神領域の心療内科が院内になく、ほとんどの場合、院内で診療を完結できないということでございます。女性専門外来を開設するためには、婦人科や精神領域の心療内科などの知識を有し、カウンセリング能力に富んだ女性医師の確保、診察後のフォロー体制と女性スタッフのバックアップ体制の構築がきとなるわけですが、それらを早急に整えることは困難な状況にあり、御理解をお願いしたいと考えておるところでございます。

しかし、こうしたニーズはますます高まることが想定されますので、当面、市立病院では次のような対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

一つは、先ほど申しあげましたふれあい看護相談の活用でございます。御承知かと思いますが、ふれあい看護相談とは、市立病院の看護師が主に外来患者を対象として、無料で疾病やさまざまな症状についての相談を行い、個々の症状ごとに生活指導や栄養指導などを行っているものでございます。この中で可能な限り女性特有の症状や疾病についての相談を行い、アドバイスや適切な受診先の紹介などを手がけるということでございます。

二つ目には、外来診療を担当する医師が、日ごろの診察の中で女性特有の症状などを見受けた場合、女性医療の充実した医療機関との積極的な診療情報の交換や紹介など、緊密な連携をもって対応するというところでござ

ざいます。

女性専門外来につきましては不十分な対応とはなりますが、このほかのさまざまな要望に対しましても、できる限り臨機応変の対応というものを重ね、受診者に信頼される病院づくりに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、医薬分業についてでございます。

医薬分業とは、御案内のように、医療機関が患者さんに薬の処方箋を発行し、患者さんが調剤薬局から薬を受け取る仕組みでございます。医療機関と薬局がそれぞれの持ち味を発揮することにより、患者さんに良質な医療を提供しようという試みで、昭和 60 年以降、国が積極的に推進したことから全国的に普及が進んできたところでございます。

平成 13 年度の分業率は、全国が 44.5%、山形県が 45.3%でございます。県内の主な病院 67 施設のうち、院外処方を行っているところは 47 施設となっております。また、県内には公立病院があるわけですが、28 ありますが、このうち 23 の病院が院外処方を行っておりますし、市立病院では 6 市中、本市を除く 5 市で実施されております。

院外処方は国の積極的な推進によりまして、このように普及してきておりますが、院外処方に期待した効果があらわれていないという指摘など、さまざまな議論がなされているところでございます。このことは、院内処方と院外処方のそれぞれに長所と短所があり、双方をどの観点で評価するかによって判断が分かれ、さらに患者さんの個々の条件によっても相当異なった受け取り方となるからでございます。

改めて院外処方の長所と短所を整理してみますと、長所は患者さん自身が処方内容を知ることができること、自由な時間帯に自分が選んだ薬局で薬を受け取ることができること、薬剤師から直接説明と服薬指導を受けられること、かかりつけ薬局が薬歴管理により重複服用や相互作用をチェックできることなどが挙げることができます。また、短所では、患者さんが医療機関と薬局に 2 度足を運ぶ必要があること、医療費が増加することなどでございます。

当市立病院では、薬の分野などでさまざまな取り組みを重ね、患者さんの負担軽減を図りながら院内処方を継続しておりますので、その内容について申しあげたいと思います。

一つは、平成 14 年 1 月、昨年 1 月から御案内のように、新たな医療情報管理システムを稼働させたことによりまして、診察室の医師の処方指示が薬局や会計窓口在即座に送信されるようになりまして、薬待ち、会計待ちの時間が短縮されたことでございます。

二つ目には、本年 7 月から個人ごとの薬の説明書にカラー写真を取り入れるとともに、記載内容についても見直しを行い、重複服用や相互作用のチェックにも活用いただけるようにしたことでございます。

三つ目には、保険診療に係る規則の改正により、平成 14 年度から薬の投与日数の制限が緩和されましたので、例えば慢性疾患などで比較的症状の安定している患者さんには、1 回の通院でこれまで 4 週間分の薬を出したものを 8 週間分にするなど、長期間の処方にしたことでございます。

市立病院では高齢の患者さんの割合が年々高くなり、歩行が大変な方や交通手段に恵まれない方も相当おられることから、二度手間とならず、物理的・時間的負担の少ない院内処方が今のところサービス上好ましいと考え継続しているところでありますが、県内の近隣地域において院外処方の割合が年々高くなり、患者さんにも定着していると感じているところでございます。このようなことから、当面は院内処方を継続しながら、院外処方の実施について検討したいと考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 どうもありがとうございました。市長においては、本当に私たちの提案を真摯に受けとめていただきまして大変にありがとうございます。

女性専門外来につきましては、先ほど市長からもありましたけれども、非常に難しいのではないかというような回答でもあったような気がしますけれども、この女性専門外来については、やっぱり市長が言われるように女性医師の確保、これが非常に大変ではないかなと、このように思っているところです。

そして、寒河江市立病院には女性医師がおらないと。検査技師等に 2 名の方がおられますけれども、医師はいないと。特に、女性専門外来の場合ですと、一番いい相談、女性医師は産婦人科だということに言われますので、それからしますと、その確保についても非常に難しい問題があるのではないかなと。そして、やっぱりカウンセリングをするようなことが基調になるわけありますので、若い医師よりもある程度経験を積んだ女性医師が必要だということで、非常に難しい問題があるような気が私もいたします。

ただ、今、山大などの生徒の医学部の卒業生などを見ますと、女性の卒業生などもだんだんふえていると。そして入学する方々もふえているということで、全国的には 14.4%ほどの女性医師の占める割合でありますけれども、今後、女性医師が多く社会に出てくる可能性が大だと、このように思っておりますので、当面すぐにはいかないかと思いますけれども、その辺を考慮にあわせて、ひとつ御検討などをしていただければなと思っております。

それから、もう一つは、施設の問題もあるのではないかなと私は思っております。そして、過日、東北中央病院の方に行ってきた際に、病院は非常に大きい病院でベッド数が 280 ということで、寒河江病院から比べますと大きい病院ですから、施設もまだ建てたばかりで、平成 7 年に新築したばかりで余分スペースもあるということから、産婦人科のちょうど奥まったところに健康管理室がありまして、その健康管理室をその日だけ 2 時から 4 時半までオープンして女性専門外来というようにしておられました。

ただ、考えてみますと、私もちょっと思ったのは、なぜ産婦人科があるのに、わざわざ奥まったところにあるのかなという疑問を持ったんですけれども、やっぱりプライバシーの配慮かなということもあるんですが、行ってみますと、ちょうど行った時間が 2 時過ぎでした。そして、ほとんど一般外来がないと。もう一般外来が終了しているということで、何ら産婦人科の本来の外来のところを使ってやってもいいような気がしたんですが、病院の配慮でちょっと奥まったところでやっているというようなことを見てきたところでした。

それから、いま一つは、やっぱり経営上の問題もあるのではないかなと。やっぱり 1 人 20 分から 30 分ぐらいかけまして、東北中央病院の場合は 2 時間半で大体最高 8 人、6 人から 8 人ということで、20 分から 30 分ぐらいかけて念入りに相談をして、そして初診ということでやっておりますので、その辺、普通ですと 3 分から 5 分診療と比べますと非常に手間暇がかかるということで、経営上からしますと非常に大変な状況下にもあるのではないかなと思ってきましたんですが、担当者の話ですと、今まで東北中央病院の場合は、乳がんが平成 14 年の 2 月からオープンして統計を見たところが、その前のときから比べますと、乳がんの発見率が 3 倍に達しているということを担当者が言っておられました。それで、女性の命を守るとりでなんだということなども話がありまして、そのほかちょうど女性ということで非常に宣伝効果があって、女性外来だけでなくほかの科にも人が来るようになったという付加価値が非常についたというような話も担当者がしておられたところでした。

そういう意味では非常に難しい点もあろうかと思えますけれども、やっぱり先ほど第 1 問でも申しあげたように、女性の立場からしますと、やっぱり女性専門外来というものが必要な科ではないかなということを、改めて東北中央病院を視察をして見てきたところでした。

それで、県内の自治体の方でも白鷹町立病院で、女性外来というような名前は出さないんですけれども、予

約診療という形でやっているという話を聞いておりますけれども、その辺どういうふうな状況になっているのか、どういうふうなことをしてどうなっているのか、1点お聞きをしたいなと思っております。

それから、医薬分業につきましては、市長の方からは当面院内処方というような取り組みの中で院外処方についても検討していきたいという答弁がありました。

この医薬分業については、先ほど市長からあったように、年々分業率が高くなっております。ちょうど私、平成10年に質問した際には全県の平均が28.9%ということで、先ほど市長からあったように45.3%、これはたしか13年度の統計の数字かと思っておりますけれども、今15年ですから、この2年間でも相当の数字がふえているのではないかなと思っております。

特に公立病院、これが分業率も上がってはきているんですけども、特に市立病院、先ほど市長からは、5市の中で病院を抱えている市がありますけれども、その中で寒河江病院1市だけが分業していないというような話もありまして、やっぱりこの分業について、先ほど言ったようにメリット・デメリットいろんな面が考えられておりますけれども、やっぱり本来の姿とすれば医薬分業というのが好ましいことではないかなと思しますので、それで市長からは検討という話がありましたけれども、これはどういうふうに考えておられるのか。

当然、病院とすれば今の状況の中でいろんな形が考えられるかと思っておりますけれども、やっぱり分業する際には、当然相手があるわけでありまして、要するに薬剤師会とかそれから薬局さんとかそれぞれありますので、やっぱり分業する際にはある程度時期を考えて、前もって準備をしておかないとうまくないような気がしますので、その辺一つは分業について具体的にどういうふうなところでどういうふうに検討されていくのか。新たに分業の準備委員会などをつくられて、それぞれ分業を検討されていくのか。いつころまでの時期で、それらの回答を出していくのか。その辺の取り組み、検討されていけばお聞きをしたいなと思っております。

それから、当然、先ほど言ったように相手もあることでありまして、やっぱり薬剤師会とか薬店がありますから、その辺について市立病院等で分業するということになりますとやっぱり準備も必要かと思っておりますので、その辺について薬剤師会との連絡協議会のような形で進めていくのか、準備会という形で進めていくのかどうか。その辺、何か考えを持っていらっしゃればお聞きをしたいなと、このように思っております。

以上で2問、終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 本市におきましては女性の専門外来と、こういうものにつきましては先ほども答弁申しあげましたように、現在は看護師によるところのふれあい看護相談と、こういうようなものを充実しており、さらに相談がふえるようなことを考えていかなくちゃならないと思っておりますし、それから他の医療機関との連携というのを、なお一層密にしましてやっていこうかなというような気がしておるわけでございます。

それから、白鷹のお話でしたが、白鷹には内科と外科と整形外科と産婦人科の 4 科診療でやっております。そして、病床数が 70 でございますが、この女性専門外来につきましては毎週月曜日と火曜日の午後 2 時から 4 時までの 2 時間やっておるようでございまして、1 日当たりの予約の方が五、六人程度の方でございまして、産婦人科でやっておりますから、診察は当然、当然といいますが、女性の常勤医師 1 名が担当しておるわけでございます。

昨年の 9 月から開設、ちょうど 1 年になるわけでございますが、産婦人科を持つところの病院の特性というものを生かしたいということを考えて、その常勤医師が予約外来診療という女性専門外来の開設に至ったと、こういうことございまして、女性の医師がいらっしゃる、産婦人科医がいらっしゃるということから、白鷹では女性専門外来というようなものを運営できるというような状態にあるかと思っております。

それから、医薬分業のことでございますけれども、どのような準備をしているかということでございますが、具体的なことにつきましては担当課長の方から申しあげますけれども、やっぱり準備するということになりますれば当然、病院内にいろいろな検討委員会というようなものを設置して、どういう問題が出てくるかというようなことを十分調べ上げて、支障のないようにというようなことを努めなくちゃならないなど、このように思っております。

担当の方から申しあげたいと思います。以上です。

佐竹敬一議長 病院事務長。

那須義行病院事務長 それでは、お答えを申し上げます。

現在、市立病院の中では具体的な委員会とか、そういうものはつくってありませんが、つい最近にわたりまして 2 度ほど、他の病院の見学といいますか視察といいますか、主に院長とそれから薬局から、それから事務室の三つの分野の者が参りまして近隣の病院等の視察を行いまして、その実態、内容についていろいろ検討を行っているところであります。以上です。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 女性専門外来については白鷹の件がありましたけれども、白鷹の場合は山大から派遣されている常勤の女性医師がおられますので、婦人科ということで、先ほど市長からあったように 1 週間に 2 回と。それも一般診療が終わった後の時間帯の 2 時から 4 時までというような話だと思いましたが、やっぱり公立病院の方でも、町立白鷹病院でも特徴ある医療ということでやられているということなどを考えてみますと、寒河江の病院の場合は女性医師がおりませんので非常に難しい点もあろうかと思いますが、やっぱり最初は女性医師の確保かなと。

ですから、先ほど市長からは 15 名中 2 名がやめられて 13 名だということで、医師の確保については非常に難しい話がありましたが、医師の確保がまず 1 点されますと、この女性専門外来についてなどのことについても、市としても検討されるようなことになるのではないかなと思いますが、その辺、女性医師の確保、市長の方で大変難しいという気持ちを持っておられるようでありますけれども、今後、女性の医師の確保について何かお考えがありましたら。

きのうの東北中央病院についても、山大からの派遣医師が来ておられました。ですから、そういう面で、どうしても女性外来を設置するには女性医師の確保が非常にキーポイントだと、きのうの担当者も言っておられたので、白鷹町立病院の方も女性医師の確保ができたために女性外来、これは女性外来でなくて予約外来、内容的には女性専門外来なんですけれども、できたというように思っておりますので、その辺の市長の女性医師確保についての何か、確保していく旨の話は最初されておられましたけれども、再度その辺の気持ちについてお聞きをしたいなと、このように思っているところです。

それから、医薬分業についてはそれぞれ検討されるということで、検討委員会なるものをまだ立ち上げていないようで、それぞれその他の地域の状況を見ておられると、視察をされているということでもありますけれども、やっぱりこれは先ほど言ったように時期もありますので、早急にそれらについての検討委員会なら検討委員会を立ち上げて、そしていつから実施をするのかということなどもきちっと今後、道筋、方向性を出していくべきではないかなと、このように思っておりますので、その辺を含めて今後取り組んでいただきたいなと思っております。

以上で 3 問、終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 医師の確保についてでございますけれども、うちの市立病院は、山形大学とつながりを持って、山形大学の医師の派遣をお願いしてきている長い経過があるわけでございます。そういう中で私も院長と連れ立って年に何回となく第一内科から外科とか、あるいは整形外科、眼科と回ってきて教授たちとじかに面接しながらお願いしてきておるわけでございますが、先ほども 1 問で答弁申しあげましたように、まだまだ医師の確保という分野は非常に難しいところもあるわけでございます。

ですけれども、寒河江市立病院の実態、実情を訴えてこれまで来たところでございますが、先ほど申しあげましたように、個人病院開設のため出ていったりというようなことがございますが、その補充もまずは頑張っ  
てやってまいりたいと、このように思っております。

女性医師につきましても、御提案のことも十分踏まえて、これからなお山大の方に話を申しあげまして、産婦人科はないわけでございますけれども、内科とかいうところで何かそういうことができるのかどうかというようなことも含めまして、これからもなお一層山大に働きかけてまいりたいと、このように思っております。以上です。



## 川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 16 番、17 番について、17 番川越孝男議員。

〔17 番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた率直な疑問や御意見を踏まえ端的に質問いたしますので、市民の方々の理解が深められる答弁を期待をするものであります。

6 月議会に引き続き、合併問題についてお伺いいたします。

6 月議会では、分権時代における寒河江市の適正規模について、市の財政悪化の原因及びその解決策について、スケールメリットとして年間 40 億円余削減されると言われているが、その分、住民の税負担は軽減されるのか。また、その浮かした金はどこに使われるのか。クアパーク建設や市立病院整備に対する影響について。飛び地問題などを考えれば、1 市 2 町で急ぐのではなく大江町にも参加してもらう努力の必要性について。住民投票やアンケート実施の可否及び時期について。資料等の公開は当局からの一方通行とならない配慮について。財政計画の期間は、合併した場合と合併しない場合の比較ができる 20 年間とすることについて、などについて質問いたしました。

その後、1 市 2 町の任意合併協議会が設立され、新市の将来構想案の作成と 1 市 2 町の合併に関する協定素案の作成に向けて 3 回の協議会が開催され、任意合併協議会だよりも 2 号全世帯に配布されました。

これらによりますと、1 市 2 町の首長と議長、それに県村山総合支庁長の 7 名の委員からなる任意合併協議会の中に、幹事会として 1 市 2 町の助役と企画担当課長の 6 名で構成されています。そして、幹事会の中に 1 市 2 町の担当課長からなる七つの専門部会がつくられ、その中に同じく担当課長等からなる 28 の分科会が設置され具体的な協議がされて、11 月上旬の第 5 回任意合併協議会で原案がまとめられ、12 月の第 6 回任意合併協議会で新市将来構想案並びに合併に関する協定素案が決定される予定となっています。

したがって、任意合併協議会に提案される原案は、全く市や町の職員だけで将来構想案や協定素案がつけられる構図になっており、住民に見えないことと、市民生活に直接関係し 50 年、100 年後の将来にもかかわる合併素案が、市民不在の職員だけで進めるのは問題であるとの指摘があります。

したがって、私は、そういった問題を解決し、住民の理解のもと住民が自主的に判断できる状況をつくるのが極めて重要だと認識をしています。そのような観点から幾つかの点についてお伺いいたします。

一つは、任意合併協議会が公開が原則ならば、実質的な協議がなされる幹事会、専門部会、分科会も公開にすべきだと思いますが、任意合併協議会会長である市長の御見解をお伺いいたします。

二つには、協議会が公開のため、傍聴者も多いとお聞きをいたします。しかし、昼間働いている人にも配慮した夜間の開催や、市民の意見を反映できる場の設定を望む声がございます。このことについての見解をお伺いをいたします。

三つには、1 市 2 町そして 7 人の委員が対等平等の立場で精力的に協議なされるものと思いますが、相手があり、それぞれの事情も違うことから、合併についての協議が最終的に整わない場合もないとは断言できないと思います。しかし、そのことによる空白はつくってはならないと思います。ところが、寒河江市では、合併を想定し実施計画から除いたり先送りしている事業もあるわけでありまして。例えば、庁舎建設基金の積み立てや市立病院の整備計画などでありまして。

したがって、空白をつくらないための方策も考えておくべきだと思うのであります。それは合併した場合のまちづくりと合併ならない場合のまちづくりの計画をつくるべきではないかと思っております。そのことによって、その二つを市民に示すことによって市民の合併に対する判断もすることができますし、住民の最終的な判断がどのように決定されても対応できるのではないのでしょうか。市長の御見解をお伺いいたします。

四つには、新市の構想の中に、政策形成過程から住民参加制度の保障などを柱にした自治基本条例としての仮称まちづくり基本条例の制定を位置づけ、協定項目の中に仮称まちづくり基本条例の制定を入れ、新市はまさに市民が主人公の住民参加の市政を合併と同時に作り上げるような構想を打ち出すべきでないかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

五つには、任意合併協議会では合併の時期について特例期限内の合併を目標に取り組まれています、時間も少なく、協議を要する項目も多いために、十分な協議と合意形成が図られるのか心配されています。

一例を挙げれば、合併後の事務所、庁舎を合併当初は現寒河江市庁舎を使用し、合併後に再検討することにしても、17年4月から現市庁舎で業務をすることになった場合、庁舎は狭く、増築するにしても構造上可能なか疑問であります。分庁舎方式にしても、どこを使用するのか決めなければなりません。

それよりも、今後10年以内に現庁舎の建てかえは避けられないと思います。そうすると、その場所が決まらなければ、土地代が必要なのか否かも定かではありません。それでは合併後の財政計画を含む市町村建設計画の作成は不可能になるのではないのでしょうか。特例期限内に間に合わなければ特例措置は受けられなくなります。かといって、合意形成が得られなければ前に進めなくなると思います。また、合併後の課題として問題を先送りした場合、住民の合意形成への影響が懸念されますが、このような場合どのように対応されるのか、見解をお伺いしたいと思います。

次に、地方分権時代における行政課題について、分権時代における住民との共働作業としての自治を進める上での住民意識の把握と行政の説明責任は極めて重要であります。このことについてお伺いをいたします。

私は、真に住民に信頼される民主的な住民自治を確立するためには、住民の知る権利と住民のプライバシー保護の両方が保障されなければならないと思います。そのようなことから、個人情報保護条例の早期制定を再三にわたって求めてきました。これに対して市長は、国の法律が制定される段階で通達や指導がなされると思うので、それまでは条例をつくる考えはない。現在ある市の電子計算組織の運営にかかわる個人情報保護に関する条例と、寒河江市情報公開条例の特定の個人が識別される情報を非公開とすることを遵守しながら、個人情報の保護に努めてまいりたいというものでした。

行政によって個人のプライバシーが侵害されるのには、現在行政機関が持っている個人情報が第三者に流れることが一つであります。もう一つは、行政の機関内部で、その情報が本人に断りなく勝手に使用されることでもあります。さらに、もう一つは、個人のプライバシー情報が本人の知らない間に行政の機関に収集されることの三つがあるわけでもあります。現在の本市の二つの条例では、前段の第三者への流用は守られるにしても、中段の勝手な使用や後段の知らない間の収集による侵害を防ぐ条項がないのであります。したがって、プライバシーを守ることができないのであります。

住基ネットについても、国民の大きな疑問の声が渦巻く中で、不十分さの残る行政機関の保有する個人情報保護に関する法律が5月30日に施行されたのを担保に、一部自治体不参加という中で8月25日から2次稼働がなされているわけでもあります。この法律の第5条では、地方公共団体には、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するものとするものと定められています。

そこで、2点についてお伺いいたします。

一つは、市の個人情報保護条例を早急につくるべきと思いますが、条例制定に向けた取り組みの現状及び見通しはどうなっているのかお伺いいたします。

二つには、制定される市の条例の内容についてどのように考えておられるのか。基本的に国の法律と同じにする考えなのか。特に次の3点について、一つ、自己情報コントロール権の規定について、二つには、役所内部での個人情報の使い回しの原則禁止を含む目的外使用禁止と、それから三つには、センシティブ情報は特に慎重な取り扱いをすべきと思いますが、これらに対する考え方についてお伺いいたします。

次に、年々関心が高まる環境や緑の保全の立場から、松くい虫の被害と森林資源の有効活用についてお伺いいたします。

松くい虫の被害を防ぐため、これまで多額の資金を使って被害木の伐倒駆除を主体に取り組んでまいりましたが、被害は拡大の一途であり、もうこのまま続けても、松の木は全滅するのではないかと考えられます。しかし、このまま放置すれば白木状態となり、景観上も極めて問題が生じることになります。そこで伺います。

一つは、被害を防ぐため、これまでの取り組みと現状及び反省点は何なのか。

二つには、今後、山林と長岡山や慈恩寺、いこいの森などの公園、いわゆる風致保全地区とに分けた対策が必要と思いますが、基本的な政策についてお伺いいたします。

そして、三つ目には、公共事業への地元木材の利用拡大が求められていますが、遅々として進まない状況にあります。今、新校舎建てかえが進められており、ふんだんに木材が使われ大変な好評を得ている醍醐小学校の場合でも、木材が46立方メートル、それに腰板やフローリングなどの張り板、敷き板が3,600平方メートル使用されているそうです。体積は測定できていないというふうなことで面積ではありますが、だそうです。

地元木材は残念ながら全然使われていないということでもあります。したがって、林業振興の上からも需要拡大を図ることが必須の課題となっております。そのための方策をどのように考えておられるのかお伺いをいたしまして、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

任意合併協議会の幹事会や分科会等の公開の問題でございます。

まず、基本的には任意合併協議会の会議に関する公開につきましては、任意合併協議会において決定されるべきでありますので、寒河江市議会の本会議上での一般質問になじむかどうか疑問ではありますが、市長としての考えをお答え申し上げます。

任意合併協議会は、御案内のとおり、寒河江市、西川町及び朝日町の 1 市 2 町で構成し、その任務の主たるものとしたしましては、新市の将来構想案の作成、及び 1 市 2 町の合併に関する協定素案の作成を任務としております。協議会の性格上、委員の全会一致によりまして会議運営等の申し合わせ事項を定めております。

その中で、会議は原則公開とする、会議公開の際の傍聴に関しては、傍聴に関する規程を制定いたしまして会議の傍聴はできることとしております。現実これまで 3 回の協議会が開催されましたが、回を重ねるにつれて多くの方々が傍聴に訪れているのが実態でございます。

また、協議会の平成 15 年度の事業計画の中に、住民への適切な情報の提供ということで任意協議会だよりを発行し、1 市 2 町の全世帯に配布しているところでございます。

御質問の幹事会や分科会も公開すべきではないかということでございますが、これは冒頭申しあげましたとおり協議会で決定されるべき問題であります。協議会の規約によりまして、協議会の提案する事項について協議、または調整するために協議会に幹事会を置くと、そういう旨を規定しておりますし、幹事会規程におきましては、所掌する事務を協議会長の指示を受け協議会への提案事項に関することを主な所掌事務としておるわけでございます。

また、幹事会の下部組織として専門部会及び分科会を設置して、協定項目を作成するための 1 市 2 町の事務事業の調整を行っております。

したがって、私は、事務レベルでの事務の調整過程での会議まで公開する必要はないものと思っております。

次に、協定項目を協議する以前に住民の意見云々というようなことがございました。

合併をしようとする市町村は、市町村建設計画の作成や、その他合併に関する協議を行うため、議会の議決を経て合併協議会を置くことが合併特例法で定められておるわけです。

委員等についての規定もあり、委員は規約の定めるところにより、関係市町村の長、その他の職員、議会の議員、学識経験を有する者などとされておりまして、一般的には首長、議会の議員、民間代表の学識経験者で構成され、法律に基づいて設置されるのが法定協議会でございます。

今、1 市 2 町で構成しまして協議している任意合併協議会は、任意に設置した任意合併協議会で、その主たる任務は新市の将来構想案の作成と合併に関する協定素案の作成でございます。御承知のとおり、委員は 1 市 2 町の長、議会の議長、県の村山総合支庁長で構成しておるわけでございます。

それで御質問の、協議する以前に住民の声というようなことございますが、今申しあげました委員のうち総合支庁長を除いては、選挙により選ばれた人がそれぞれ公職の任に当たっており、常に住民との接触がある方でございます。したがって、協定項目を協議するに当たって市民の意見を聞く場の設定は必要とも思っておりませんし、それぞれの立場において大いに意見を出し合って協議されることが望ましいと考えております。

今後、合併問題が進んで法定協議会に移行される段階では、今申しあげましたように民間代表の学識経験者も入った協議会となるものであり、その時点でまた新たな意見が反映されてくるのではないかと考えております。

それから、夜間開催の御質問もございました。このことについては協議会での決定事項であります。私の考えといたしましては、会議を開催するに当たり、任意合併協議会での合意に達した全体のスケジュールの関係からしましても、各委員の日程の都合によりまして土曜日、日曜日、夜間の開催は考えられますが、単に傍聴人への配慮のため夜間の開催までの必要性というものは考えられないのではないかなと思っております。

また、任意協議会の任務の一つといたしまして、規約におきましても住民への適切な情報の提供というものを規定しているところでございます。その一環として協議会を原則公開としているところでございますが、さらに協議会だよりを協議会開催ごとに発行し、会議の内容を1市2町の全世帯にお知らせしております。会議を傍聴できない場合でも、協議会だよりを読んでもいただければ会議の内容を十分御理解いただけるものと思っております。

次に、合併までに移行する場合としない場合とあるんじゃないかなと、空白を起こさないようにという御質問でございます。

市町村は、地方自治法第2条第4項の規定によりまして議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めなければならないわけでございます。本市におきましても、平成8年3月に平成17年度を目標とする第4次寒河江市振興計画を策定しているところであり、平成18年3月までには、この振興計画に即したまちづくりを行うものでございます。

本年7月1日に設置されました寒河江市、西川町、朝日町の1市2町の任意合併協議会においては、その任務の主たるものとして合併による新市の将来構想案と合併協定素案をつくることとしておりますので、協議会のスケジュールによりまして、今年中に作成することとしております。

このことによりまして、西川町と朝日町の両町では、合併による新市の具体的な姿の案を住民に示し、最終的に合併をするかしないかを判断する意向と聞いております。このことから、早ければ本年度末ころまでには合併の動向が決まるのではないかなと思っております。

したがって、現在、合併の方向での新市の将来構想などの策定の段階でありますので、本市といたしましては今の時点で、合併がならない場合を想定しての平成18年度からの第5次振興計画の策定の必要はないのではないかなと思っております。合併の動向が明らかになった段階で取り組んでもよいのではないかなとも思っております。

それから、この合併協定項目の中にまちづくり基本条例ですか、そういうものを入れてはどうかというような御質問がございました。これも協議会において決定されるべき質問でございます。

8月5日に開催された協議会において、合併協定項目が議題となり、26項目の協定項目により1市2町の合併に関する協定素案を作成することが決定になりました。協定項目の提案の説明の中で、合併協議会は合併について協議を行うものでありますが、その協議の具体的な成果物としては、合併協定書という形で協定項目でまとめられるよう国の指導があり、項目についても示されております。当協議会としましては、国のマニュアルの項目に準じた協定項目としておりますので、協議中に新しい項目が必要になった場合は追加していきたいとの説明がなされたわけでございます。

したがって、協議中に新たな協定項目が必要となった場合には、26の協定項目に追加されることはあり得ることでございます。

御質問のまちづくり基本条例なるものについては、条例関係でありますので、協定項目では11番目に挙げてありますが、条例規則の取り扱いの項目に該当することになるものと思っておりますが、議員が質問されているまちづくり基本条例なるものは、現在の1市2町においては制定されておられません。新たに提案協議がされなければ、現在進めている調整内容の条例の中には入ってこないものと思われれます。

まちづくり基本条例につきましては、今年の9月議会において自治基本条例を制定すべきではないかという

御質問がありました。その際、自治基本条例は比較的抽象的あるいは訓示的な内容を有しがちであり、これらの事項は憲法や地方自治法などの法律に書き尽くされており、条例を制定する必要がないのではないとも言われていることから、条例制定をする考えは持っていない旨、答えたとところでございます。このことから任意協議会にまちづくり基本条例という自治基本条例なるものについて、私としては提案する考えはないところでございます。

それから、17年3月にこだわりますと見切り発車となり、合併後に問題となるのではないかというような御質問がございました。

合併特例法の適用期限については、経過措置として適用期限を延長する動きがあるものの、現段階では平成17年3月31日でありまして、その適用期限までに合併しないと、合併特例法で規定するところの議員の在任特例などの特例や、いろいろな財政支援措置が受けられなくなるわけでございます。

去る9月2日に開催されました第3回任意合併協議会において、合併の期日について、合併特例法の優遇措置を受けられる期限内に合併することを目標とすることで合意しております。

17年3月までには期間が短く、見切り発車すると、庁舎の問題等、後に問題になるのではないかとこのことでございますが、任意協議会さらには法定協議会において細部まで協議がなされるものであり、合併した後に問題が生じないよう十分協議していかなければならないものと考えております。

次に、個人情報保護条例制定に向けたことについての御質問がございました。

本市では、これまでも個人情報については電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例によって保護に努めてきましたが、国の個人情報保護法が成立した暁には、その法律の内容とか国からの通達指導などを勘案した上で、新たな個人情報保護条例の制定を検討してまいりたいと申しあげてきたところであります。

今般、個人情報の保護に関する法律が、平成15年5月30日に制定され公布されました。この法律において、個人情報保護に関する地方公共団体の責務等が定められたことと、また国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律においては、従来の電算処理された個人情報を対象としておったものを、保護の対象を拡大し、紙に記録された情報を含め行政文書に記録された個人情報のすべてが対象とされ、国の行政機関に係る個人情報保護法制が充実強化されました。

これらを踏まえ、本市においても、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策として、自己情報の開示・訂正・利用停止請求権なども視野に入れた新たな個人情報保護条例案について準備を進めてきたところでございます。

しかしながら、本市では現在、西川町、朝日町との合併協議を進めているという状況の変化があり、その協議の中で合併の方式は新設合併とし、合併の期日は合併特例法の特例措置を受けられる期限内の合併ということで合意に達しておるわけでございます。新設合併となれば、現段階で条例制定をしても、あと1年余りのうちに条例、規則等はすべて失効することになりますので、こういう状況の中での新たな条例制定はいかがなものかなと思っております。

一方、現在、西川町で個人情報保護条例が制定されておりますので、その調整が必要となるのではないかと考えられます。したがって、特例措置を受けられる期限内で合併がなされるとすれば、合併前の今の段階で寒河江市が新条例を制定するまでもないのではないかと考えております。

合併がなされる場合には、西川町の条例を斟酌しながら、合併と同時に制定に向けて考えていかなければならないと思っておりますし、合併しない方向が出たら、その時点で本市で検討したものを新たな条例として制定していかなければならないものと思っております。合併の動向が決まるまでの間は、現在の電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例をもって個人の情報の保護に努めてまいる考えであります。

次に、個人情報保護条例の中での自己情報コントロール権とか目的外利用の禁止及び救済措置、情報収集の制限規定についての御質問もあつたわけですが、これまでの事務段階におきまして検討してきた条例案の中で

は、自己情報の開示請求権それから訂正請求権、利用停止請求権などの請求が行えるような条文と目的外利用禁止、救済措置及び個人情報収集の制限条文も盛り込んでいるところがございます。いずれにしましても、合併の推移を見ながら、合併とのかかわりを踏まえて条例の制定に対処してまいりたいと考えております。

最後に、松くい虫の問題でございます。

その被害を防ぐためのこれまでの取り組みと現状等々でございますが、松林は木材資源としての重要性に加え、山地災害の防止、水源の涵養、及び自然環境の保全等の公益的機能の維持増進を図る上での極めて重要な役割を果たしているものでございます。

本市での松くい虫の発生は昭和 59 年に平塩、中郷地区で確認されたのが始まりでございますが、平成 9 年度には松くい虫の被害も 706 立方メートル、約 2,300 本とピークを迎え、防除効果もあり、平成 10 年、11 年度は被害量も減少しておりました。しかし、平成 11 年度から 3 年連続の夏の高温少雨により被害区域の拡大が進み、現在は市山間部の全域に及び、市街地の長岡山にも被害が及んでおります。

松くい虫の防除につきましては、春期と秋期に被害木の伐倒駆除により対応しておりますが、春期はマツノマダラカミキリが飛び交う前の 6 月 20 日までに、秋期は来年予想される被害拡大防止を図るため 10 月末をめどに、年 2 回の適切な時期に実施してまいりました。その結果、平成 4 年度から昨年度までに投じた事業費は、補助事業費、市単独事業費合わせて 1 億 1,800 万円になっております。

寒河江公園における松くい虫の被害状況でございますが、伐倒駆除として 202 立方メートル、136 本となっております。これまで松くい虫による被害木につきましては、山形県森林研修センターより対策の指導をいただきながら、平成 3 年度から伐倒駆除による松くい虫防除事業を実施してまいりました。また、予防対策としては、これまでも寒河江公園にある松に対し、松くい虫の被害を未然に防止するために薬液を樹幹に注入する対策も講じてまいりました。

このように、松くい虫の被害を防ぐために懸命の努力を払っておりますが、マツノマダラカミキリを媒介とするマツノザイセンチュウの繁殖力に対し防除が追従できないこと、また、松くい虫被害を受けている松林は個人等の所有する民有林であり、現在利用材としてほとんど活用がなく稀少価値がないことから、所有者の無関心から被害が拡大していると思われま。

今後の対策といたしましてでございますが、市山間部のほぼ全域にわたる松くい虫被害木を伐倒駆除することは、たとえ各種の補助事業を活用しても多大な防除費用が見込まれることは必至であり、これらの防除費を予算計上することは困難と考えております。

したがって、本市の松林の保全すべき区域として、森林と水辺を活用した憩いの場として親しまれておられるいこいの森、それから歴史的遺産、伝統文化の保護が図られ市の観光名所となっている慈恩寺、そして本市のランドマークである寒河江公園の 3 地区を保全区域として位置づけて取り組んでおります。

今年度の山林に対する防除事業では、春期はいこいの森に県単独補助事業と市単独事業を組み合わせた防除事業を実施しております。さらに、県が事業主体となり、いこいの森に治山事業による松くい虫防除事業も実施していただいております。秋期においては、県が事業主体となり、慈恩寺本堂の周辺の景観を保全するために里山景観創成事業が計画され、その事業では松くい虫被害木の伐倒処理を県で行い、薬剤処理は市で対処することとなっていることから、その委託料を今議会に 102 万円の補正予算を計上しているところでございます。

寒河江公園においても同様に、松くい虫被害木の伐倒駆除並びに薬剤の樹幹注入等の委託料を今議会に 926 万 3,000 円の補正予算を計上しているところでございます。これにより、慈恩寺本堂周辺並びに寒河江公園に見られる被害木については、ほぼ伐倒駆除できる見込みでございます。

また、松くい虫の被害が拡大し、その被害木を放置すれば、隣接する農地、住宅または公共施設等に倒木して二次被害が懸念されるわけでございますが、その被害木は個人等の所有の民有林にありますので、所有者が

責任を持って対応すべきであると考えております。

したがって、松くい虫の被害に遭った民有林に対する二次被害防止対策も含めた事業としては、造林事業の中で樹種転換を図りながら、被害木の伐倒駆除も行える樹種転換実施事業などの補助事業がありますが、個人負担も伴うことから、所有者の意見等をお聞きしながら事業実施に向けた検討を考えております。

さらに、寒河江公園では、松林がシンボルとなっていることから、これまで伐採により減少した松を復元させるため、市内ボランティア組織による植栽を実施していただいておりますが、市単独事業として新たな松の植林も実施していかなければならないと考えております。今後とも、いこいの森、慈恩寺、寒河江公園については、松林を守り育てるとともに、美しい景観の保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、木材資源の有効利用のことについてでございます。

森林、林業、木材産業を取り巻く環境は、集成材を含む外材や他県産材、さらに鉄、アルミ、プラスチックの各種木質建材によって地元木材の利用が狭められ、その需要が漸減し、非常に厳しい状況が続いております。

このような中、公共事業では地元木材を初め地元林産品の活用を図るための利用拡大に努めておりますが、木材を製品化するには2年から3年かかるため、需要に対応した供給がとれない状態となり、地元木材を初め地元林産品の活用が図れない場合が多々あるようでございます。

このようなことから、地場産業の振興と活性化を図るため、木材の安定供給システムの構築などの取り組むべき課題があると思われまますので、関係機関、団体や製材業者などと協議をしながら検討してまいりたいと思っております。

また、平成14年12月に、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略産業の育成、農林業の活性化に向けたプロジェクトとしてバイオマス・ニッポン総合戦略が閣議決定されたことを受けまして、本県におきましてもバイオマスエネルギー利用拡大プロジェクトの計画を作成されております。

この計画に基づき、今年度、市内等の製材業者など24社で組織する協同組合山形ウッドエネルギーが設立されたところであります。この協同組合では、製材工場等から発生する樹皮や端材、間伐材、河川の流木、松くい虫被害木などの未利用木質資源をストーブなどの燃料としての有効活用を図るため、木質ペレット製造施設の今年度の建設を予定しております。そして、これらを利用する専門ストーブ、ボイラーの普及活動も県と連携して行っており、公共施設、一般家庭なども含めた普及を目指していると聞いております。したがって、この施設が建設されることによって、木材資源の有効活用が図られるものと期待しております。

さらに、松くい虫の被害に遭う前の松材の利用については、依然として県内での利用がほとんどなく需要も少ない状況ではありますが、近県で建築用材、燐炭を製造したりして活用しているところがあるため搬出が容易であり、採算ベースに乗る条件が整えば、森林組合や製材業者などが相談に応じていると聞いておりますので、今後は森林所有者からの相談などがありましたならば、そのような情報なども提供してまいりたいと思っておりますのでございます。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時25分といたします。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時25分





まちをつくるために特例債を最大限使って、目いっぱい使って新しいまちをつくっていかうという方針をとるところと、もう一方は、いやこれまでも起債がどんどん残高が多くなっていると。起債の残高をいかに減らすかと。減らした中でまちづくりをしていくかというふうな形の中で、特例債に依存しない、できるだけ依存しない、それをあてにしない新しいまちをつくるという、こういう方針をとっているところと、大きく分けると二つあるそうです。

それで、私も、今回の任意協議会の方針を見させてもらいました。そういう部分についての中身は協議原則の中の健全な財政運営の原則というふうな部分きりないわけでありまして、今言った、よその合併を進めているところで分ければ両極端あるそうですけれども、そういう場合、寒河江市としてはどういう方針で臨まれるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、公開の関係でありますけれども、任意合併協議会は公開、しかし幹事会、専門部会、分科会というのは、事務的な部分まで公開する必要はないというふうなことですけれども、まず一つ、任意協議会の中での傍聴者に……、もちろん今は公開して傍聴も認めています。しかし、傍聴者に対して資料の配布がないそうです。もちろん委員は審議しているわけです。

ただ、マスコミ関係者には資料が出される。傍聴者にはないというふうなことのようですけれども、ぜひこれも、まさかプライバシーにかかわるような資料はないわけでありまして、理解をしてもらうというふうなことからして、傍聴者への資料なども可能な限り出すというふうなことに、委員らが審議しているような中身は出すと。傍聴は何人来るかわからないというふうなことでなくて、傍聴席が限りあるというふうなことはだよりも書いてありますので、先着順だというふうなことになっていますので、最高の分さえ準備すればいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひこれをお願いをしたいというふうに思いますが、市長の御見解をいただきたいと思います。

それから、私、合併のこの問題については本当に重要なことでありまして、やっぱり住民の住民による住民のための自治をつくるためにどうあるべきかということだと思っんですね。そうしたときに、やっぱり4万3,000市民がどういうふうになっているのかというのがわかるような、そういうことを提供していくということが極めて重要だと思います。

そして、こういう寒河江市の50年後、100年後を展望した大決断をしなければならない合併問題というのは、まさしく万機公論に決すべしだというように思っんです。そうしたときに、市民により的確な情報を出すという、このことが必要なのではないかというふうに私は思っんです。したがって、そういう哲学を持って合併には市長に臨んでいただきたい。

私は、こういうふうにいるんなことを言っているけれども、問題点あれば、そこを明らかにしながら市民みんなで判断する。市民みんなで結論を出したのものについては、私はどうこう言いません。市民が間違いのない判断をできるための資料を出すということは、今、執行部も、我々議員という立場で市の行政をチェックをしたり提言をできるという立場で臨んでいる者としてはそのことを求めたいわけでありまして、市長の御見解をいただきたいと思います。

それから、個人情報の関係であります、結論的には合併前だからつくらないと、そして合併後のものは西川のものを参考にしながらやっていくよと、こういうことでもありますけれども、もう住基ネットもつながっている、さまざまある。こうしたときに、個人のプライバシーというのが役所のそういう都合で、あと1年半だから、あと2年だからいいんだというふうに言っておられるものなのかということなんです。したがって、私は、何年も前からこの問題は提案をしてきました。今回合併する相手である西川町だって、もう国の法律ができる前につくっているんですね。

こういうようなことで何かトラブルが起きたときに、どういう形で市民のプライバシーを守るか。寒河江市の情報公開条例では知る権利を保障し、それを市民に周知したときには、市民の基本的な人権としてのプライバ

シーを守ると。基本的人権なんですよ。基本的人権が、合併という今の行政の御都合で、また1年半先でいいという、この姿勢ですね。この考え方。

今まで何年も前から提案、提議したものに対して、国がしたときやりますと。国はしなさいとなっているわけです。この点についての基本的な、やっぱり人権、人権を役所の都合で1年半先でもいいなんていうことにはならないのではないかと私は思うんですが、この点について先ほど市長はしないと言ったんだから変わらないのかなと思いますが、その基本的人権を役所の都合でそんなことするという、これは佐藤市長のこれまでの、市民に受けている市長の政治姿勢というのと違ってくるのではないかというふうに感じますので、改めてこの点については市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、今のままでいくと、いろんな問題があるんです。例えば一例を申し上げます。情報公開条例第12条、記録項目等の公表というのがあります。そして、それは規則の中で市報による掲載をすることになっているわけでありまして。そして、15年2月20日に、毎年これは1年1回しなければならなくなっておりまして、出ています。一番最近のもので15年2月20日、市報の2ページを使って、こういう形でコンピューターの処理業務の内容が出ています。

それで、例えば一つ、病院の関係のことを、これはいろんなところでそういう問題があるんですが、病院関係のことで申しあげましょう。病院関係で、ここでは 診療報酬請求明細書、 は請求・領収書、 診察券、 外来未収金日報、 各種集計・一覧表、 こういうふうになっているわけですね。

ところが、条例では、市長は個人情報の記録項目及び電子計算組織による主な事務処理状況について年1回以上市民に公表するものとするということになっています。この市報に載っているのは事務処理の一部だ。事務処理の一部。要はプライバシーを守るといふのは、どういう項目が入っているかということの方が主なんです。それをそういう事務処理によって漏れる心配があるといふのがあるんですが、個人情報の記録項目なんです。そうしたときに、病院関係では患者さんの病名から診療内容、全部電算に入っているんですね。

したがって、市報に載せるときには、そういうことを載せなければならないといふふうになっているんですね。例えば、もちろんこれは電算の委員会にかかっていますので、委員会で通っていますので、例えば今言った医療事務業務の中でも診療内容、これは初診、再診、指導、管理、投薬、注射、処置、手術、麻酔、検査、画像診断、疾病名、皆個人の情報が入っているんですね。本当は、市報にはそういうものが入っているということを市民に教えなければならない。

同様に、生活保護の問題もそうです。福祉関係なんか、ずらっとです。こういうことが現条例にも抵触するような中身になっている。したがって、個人のプライバシーという人権にかかわる、人権問題なんだと言っている、この部分についての当局の認識をやっぱり改めていただきたい。今までのような認識ではだめなんだと。

例えば教育委員会もそうです。内申書の問題がまさしくそうです。皆書かれているわけですから。それは電算化の……、成績もそうです。皆、書類で保管です。これは皆、対象です。もちろん対象になる前から法律ができる前から、それは個人のプライバシーとして、人権の問題としては以前からあったんですが、法的にそれが規定されたのが今回の5月なんですね。

というふうなことで、プライバシーの問題については、もう一度行政に携わる皆さんは認識を改めていただきたい。このことについても市長から見解をいただきたい。いっぱいこういうことがあるんです。

というふうなことで2問にします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 開発公社の件でございますけれども、これはちょっと資料を持っていませんからなんですけれども、開発公社は設置するというようなことができるということになっておるわけだろうと思います、法律上。ですから、それを協定項目の中に入れるかどうかというようなことにつきましては、これはまだ協議会において十分協議してと、このように思っております。

それから、住民の声を反映するために、いろいろ手法といいますか考えてはどうかと。そういう中で審議会を設置などもと、こういうことでございますが、現在におきましても事務段階で、それぞれの市町におきまして、それぞれの市町の実態というものを十分知っておるところの担当が、分科会あるいは専門部会ということで積み上げて議論にされるというようなことで十分まないたに乗せるわけでございますから、それに今度は委員は住民の声と、住民の代表者としてのそれぞれの立場で協議会に臨むわけでございますから、十分任意協議会に対しての住民の声というものは、かなり反映されてくるものだと、こう思っております。

そしてまた、法定協議会になれば、民間人の方からの委員も入ってくるわけです。民間人の立場としての民意というものも反映されるわけでございますので、あえて現在の段階で審議会というようなものを設置するというようなことは、私としては考えておりません。

それから、特例債というようなものをどう使うのかと、こういうことでございますが、これもやっぱりこれから協定項目なりを、中でこれからの将来の建設計画というものを審議されるわけでございますから、当然それぞれの市町の抱えておるところの重要事業とか、あるいは一体感を持つための事業とか、そういうことについての議論が当然なされるわけございまして、新しい市を形成した場合のビジョンというものを、そこに新たな考え方でまた出されるんだろうと、このように思いますし、また出さなくちゃならないと、このように思うわけございまして、ですから使うだけ使った方がいいとか、あるいは使わないで借金を残さないようにと、こういうようなことは今私から云々できるというものじゃなくて、みんなで協議して新しい市、そして一体感を持つ、そして将来のビジョンというものに向けて何を優先して、こういう特例債にしましても、それを活用して地域の中に生かしていくということに考え方を持っていかなきゃならないと思っております。

それから、傍聴者への資料の配布の件でございますが、これは普通は傍聴者に対して資料というのはやらないのじゃないかなと、こう思っております、そういうことで私としては考えていないところでございます。

それから、市民への情報提供、これは今回の寒河江市としましても、あるいは任意協議会にしましても、随時適切に丁寧に出してきたと私は思っております、これだけ順を追って提供して、わかりやすく話をしたというようなことは私はないと思っております。それにおきましても、これまでのやり方と、あるいはなお一層協議会におきましても、これまでやってきたことを十分踏まえながら情報提供と、そして住民の理解を得られるように持っていきたいものだなと、このように思っております。

それから、個人情報の関係でございますけれども、1問でも答弁申しあげたとおりでございますが、何もこれをやらないとか、あるいは怠慢でしなかったと、こういうものじゃございませんでして、国の法律が出るということを待って、そして遺漏のないようなものをつくってまいろうと、こう思って進んできたわけでございますが、そこに合併の問題が出てきましたので、まず合併がどう決まるかわかりませんが、合併が決まるまでは今のままでいこうということでございまして、事務段階におきましては十分検討を進めておるものがございます。

それから、プライバシーというようなことは守るということにつきましては、これは現行法令あるいは条例の中で十分、あらゆる分野でこれは守っていくというのは当然でございますが、これは徹底して対処して守っていききたいと、このように思っております。

なお、公社のことについて担当から話ができれば、なおつけ加えたいと思います。以上です。

平成 15 年 9 月第 3 回定例会

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 担当の方からということではありますが、今市長が答弁したとおりでございます。以上です。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 先ほどのこういう実態というふうなものについて、現段階でも条例に反しているのではないかと、いうふうなことがあります。

それから、個人情報保護の関係ですが、今の二つの条例、電算のやつと情報公開。現行の二つの条例では市の保有する個人情報漏えいして、古い情報を持ったというふうになっても苦情処理や救済の道はないんです、この二つの条例で。ないんです、寒河江の場合は。

ただ、法律の行政不服審査法に基づいて出せばそうですけれども、そうでなくて、電算で入っている、電算の個人情報保護の問題と情報公開の、この二つの条例では救済の道がない。あるいは不服申し立てする部分が、現行の 2 条例ではないんです。

そういうことを考えれば、ましてや住基ネットが稼働しているわけですから、皆つながっているわけですから。国は国の機関だけれども、だから、地方公共団体はそれぞれ対策をとりなさいという法律なわけですから。1 年半もまだこのままでいいという、この認識ね。住基ネットでつなぐときに、さまざま議論があったわけでしょう。そして、私どもも、ちゃんとそういう国で法律ができる、それに基づいて市も条例ができるということだから、まず、だったらしょうがないかという市民の皆さん方もたくさんいたと思うの。それをまた 1 年半、問題ないというような、この認識なの。そんなことを寒河江で前から言っていたら、法律できたって合併あるから 1 年半ぐらい先だなんて言っていたら、安心して住基ネットの番号をもらうのがいいなんて言わないという人も私はいると思いますよ。こういうふうなことをやっぱりもう少し、何というか、ちゃんと受けとめてほしいというふうに思うんです。

したがって、この問題のこと、どういうふうなことなのかね。そういう盲点になっている部分、改めて見解をお聞かせをいただきたい。こういうふうなことではね……。わかっていないわけない、あれだけちゃんと答えているんだもの。というふうなことで、本当にこんなことで私は通らないというふうに思うんです。改めて、その点についてはお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、次、合併の問題ですが、これだけ重要な問題をやっぱり私は役場の職員たちで皆原案つくらせて、そして 7 人で物事を決めるなんていうのは、市民サイドから見ても極めておかしいです。やっぱり住民の住民による住民のための自治をつくる、こういう大きな問題は万機公論に決すべしという、この姿勢を市長みずからがやっぱり持たなきゃだめだと思います。

合併特例法で地域審議会というものをつくることことができる。そして、そこで諮問もする。諮問だけでなく、その委員会に進言もできるという制度をつくることことができるというふうに法律でしているんです。それすら必要ないという、こういう感覚。私は、こういう姿勢でいくと……、本当にいい合併後の寒河江市をつくってほしいという意味から申しあげているのでありまして、この点について本当に市長の見解を 2 問目でお尋ねをしたんですがありませんでしたので、そのことも含めてお尋ねをしまして終わります。ありがとうございました。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 個人情報の保護の問題でございますが、いろいろ電算に入力しているという以外のものにつきましても書類として持っているものもあるわけでございますけれども、それらにつきましては現在の法令なりあるいは条例なりを十分遵守して、それに基づいて対応していくという考え方でございますし、あるいは現在事務段階で用意してあるというようなものも頭に入れながら、そういうものを十分踏まえて対応していきたいと、このように思っておりますのでございます。

それから、住民の声を吸い上げる手法・手段としてまた再度の御質問でございますが、先ほど答弁申しあげたとおりでございますが、現在進んでいるような方向で住民の声を吸い上げ、あるいは住民の御理解を得ていくということで対応してまいりたいと思っておりますので、何ですか、地方審議会ですか振興会ですか、ということも新たに設置してというようなことは考えておらないところでございます。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 58 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号 18 番、19 番について、18 番内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 一般質問の最後になりますが、通告に従って質問をいたします。市長には誠意を持って御答弁をいただきますようお願いを申しあげる次第であります。

ここで質問に先立っておわびをして訂正をお願いを申し上げます。通告番号 19 の質問要旨の中で、「実施計画に示された」という部分を「老人保健福祉計画第 2 期介護保険事業計画に示された」というように御訂正くださるようお願い申し上げます。

なお、市当局には、その要旨で御理解をいただいておりますので、ひとつよろしくをお願いを申し上げます。それでは、最初に合併問題についてお尋ねをいたします。

さて、平成の大合併が進められておりますが、総務省によりますと、2003 年 4 月 1 日現在、法定協議会や任意協議会に参加している市町村は、全国で 3,187 団体のうち 1,866 団体で、設置数は 463、全体の 58.6% になっていると言われます。

しかし、2005 年 3 月までに市町村を 1,000 にするという政府の目標から見ると、大幅におくれていることは否めません。おくれている理由は、政府の合併の論理と進め方に大儀がないことが、多くの国民、自治体関係者に認識されつつあるからだと思えます。

政府は、合併によって行財政基盤を充実強化することが、地方分権を進める上で不可欠であるとして強引なまでの施策を推進していますが、一方で、合併すれば中心地への集中が進み、周辺部との地域格差が拡大するという問題点なども提起をされています。

そうした中で、寒河江市、朝日町、西川町の 1 市 2 町は任意協議会を設置しましたが、客観的な情報を住民に提供し、地域の将来のあり方を住民とともに考えることが重要であり、将来のあり方をも左右する合併の是非は、基本的に主権者である住民の意思によってこそ決定されるべきものと考えます。

そこで伺いますが、佐藤市長はこれまで、私の考えと同様に、合併は住民の意思が基本としておりますが、一昨日の遠藤議員の質問に対する答弁にもありましたが、民意の所在を確認するためのアンケート調査をも現在のところ考えていないとして、含みを残しながらも否定をなされました。市長は民意の所在をどのようにして確認するお考えなのか、具体的にお答えを願いたいと思えます。

私は、この合併問題は、将来について責任を持たなければならない大変重要な課題と認識をいたしております。そうした意味で民意を客観的に推しはかる最良の手段は、住民の自己決定権としての住民投票による合併についての可否を問うことだと思います。住民投票について再度、市長の見解を求めたいと思えます。

次に、市長は、これまでの合併に対する質疑の中で、行政サービスの水準を維持していくためには行財政基盤の強化が必要で、少子高齢化に対応すべく合併は不可欠としております。

しかし、財政状況、財政基盤に差がある自治体の合併はよい方に不利になると言われ、加えて高齢化率の高い自治体との合併についても不利であるとするのが、ごく一般的な見方であります。西川、朝日の両町は、財政力指数も小さく、財源が豊かだとは決して言えません。高齢化率についても県内では高い方に位置しております。こうしたことを受けて、市民の間には、この合併について先行き大変になって市民の負担が増すのではないかということで疑問視する方が多数おられます。合併を進める上で、市長は、こうした点についてどのように御説明なさるのか伺いたいと思えます。

また、佐藤市長は、高齢化を乗り切るためには行政能力が高く財政的にも効率のよい自治体を形成していく必要があるとして、総務省あたりの考え方と寸分変わらない見解をお持ちのようですが、しかし合併すれば行



政能力が高まる裏づけなどは全くありません。規模は小さくても、住民と一体となって工夫をして全国に名をとどろかせるほど行政力の高い先進的自治体運営をしているところは数多くあるのであります。合併するしないに限らず行政力を高めることは重要なことで、住民の参加や職員の先進的な考えを取り入れる度量と不断の努力であると私は考えます。

市長のそうしたお考えが総務省の受け売りでないとするれば、それは小さい自治体に対する偏った見方であると批判しなければならないと思います。御認識を改めていただいて、そうした力を引き出す住民参加による政策を形成するシステムづくりこそ重要なことと思いますが、御見解を承りたいと思います。

次に、合併と地方財政のかかわりについてお尋ねをしたいと思います。

この問題について市長は、「交付税の抱える問題は分権推進の立場で論じられているもので、合併の論議と直接かかわる問題ではない」と一般質問の中でこれまでお答えになっております。中央における地方財政構造改革論などを検証すれば、それは間違った認識であることは明らかであります。

政府関係者の論調を要約すれば、国と地方自治体の長期債務は約 700 兆円。その内訳は、国が 500 兆円、自治体 200 兆円、国は 2010 年代当初にプライマリーバランスを黒字化することを中期目標にする。そのためには一般会計で膨張している国債償還費や地方交付税支出を削減するしかない。交付税の膨張した主な要因は、基準財政需要額算定で自治体規模に逆比例してコストを割り増し計算する段階補正などにより、特に小規模市町村を手厚く面倒見てきたことによる。それが財政面から市町村の自立心・自制心を奪い、モラルハザードを招く結果になっている。財政需要額を圧縮して交付税を削り、同時に自立心・自制心を植えつけるためには市町村合併が必要だ。市町村の重い腰を上げさせるには、あめとむちを使い分けることが必要だとするものであります。

私は、そこで最初に検討しておく必要があるのは、交付税の膨張を招いた根本原因は何かということ突きとめることから始めなければならないと思います。

端的に言えば、その根本的な原因は段階補正など、小規模自治体に対し傾斜支援していることにあるのではないかとわかります。政府は 90 年代、地方交付税制度を使って、国の景気対策に自治体を動員してきたのであります。それはこれまで何度となく申しあげてまいりましたが、地方交付税制度をゆがめる結果となっています。国はみずからの責任を棚上げにし、地方交付税に依存した地方自治体の放漫な財政運営が財政危機の主因だとして交付税総額抑制を行っております。

その上、合併特例債についてまた交付税措置をするという合併誘導策を進めていますが、この制度では、合併が進めば進むほど国は交付税の財源確保が必要になり、墓穴を大きくするのではないかと懸念があります。

合併問題は将来の財政見通し抜きでは語れず、交付税の推移と深くかかわっております。市長は、地方交付税について、さらにこれまでの国の運用について、長としてどのように総括するのが改めて伺いたいと思います。

次に、合併の説明資料における合併のメリットとデメリットについてお尋ねをいたします。

本市や両町の住民の間では、合併について今なお心配や疑問視する声があるのは先ほど申しあげたとおりであります。

私の聞く範囲では、その心配の声は大別すると、役場が遠くなり今までよりずっと不便になるのではないかと、あるいは中心部だけがよくなって周辺地域は寂れるのではないかと、また住民の声が届きにくくなりサービスのきめ細かさが失われてしまうのではないかと、サービスが低下し公共料金が高くなるのではないかとといったような事柄であります。資料に示された抽象的な対応策では、それぞれの住民の理解は到底得られないことと思われる。一つ一つ具体策を示すべきだと思います。市長の見解を求めたいと思います。

また、住民には、今後の財政状況について、合併したからといって必ずしもよい方に進展するとは限らない

とする見方があります。財政状況が今後どうなるのかは、住民が合併をすべきかどうか判断する上で大変重要なことだと思います。合併した場合としない場合の20年間程度の中長期の財政のシミュレーションを早急に住民の前に提示すべきと思いますが、御見解を伺いたいと思います。

合併問題の最後に、過日の佐藤議員の一般質問に対する教育委員会の見解について市当局にお尋ねをいたします。

質問の中に、中学校給食について本市と両町では不均衡があり検討されるのかという問いがありましたが、それについて教育委員会は、統一されるものではないとする見解が示されました。後になって訂正をされましたが、正確には会議録を見てみないとわかりませんが、私はそれは初めから行政サービスは違って構わないというように受けとめました。仮にそうだとすれば、これは協議原則に示されている一体性確保の原則に照らせば、どうしても納得ができません。そのことについて市長はどのような御見解を持たれているのか伺いたいと思います。

続いて、特別養護老人ホームの整備計画についてお尋ねいたします。

介護保険法が実施されサービスが開始されると、特別養護老人ホームへの入所希望者は堰を切ったように多くなっております。

特養への入所は本人の希望が前提であります。社会的な変化のもとで実質的には家族の希望が強いことがわかります。私たちは仕事柄、相談を受けたり、そうした場面によく出会います。

入所希望者が急増した原因は幾つか考えられますが、在宅サービスの機能が十分でないために施設に頼らざるを得ないという面もあるでしょう。しかし、その背景として見過ごすことができないのは、高齢者本人とその家族が家族介護の重荷に耐えられなくなっており、負担の少ない施設入所への希望が顕在化していることであります。心温まる介護を困難な状況を克服して高齢者を支えている家族も多くありますが、同時に家族の心身の負担は非常に重いものになっております。

前にも述べましたが、介護の必要な高齢者数の増加、介護内容の困難化、介護期間の長期化、介護する人の高齢化など、いずれをとっても昔とは比較にならないほど事態は深刻化しております。例えば、食事、入浴、排せつの世話などによる疲労や睡眠不足、時間的な拘束などで、介護している方の家族が介護疲れの状態にあって、身体的・精神的両面で辛苦に直面しているのであります。経済的に見ても、介護しなければならないことによって働きに出られなかったり、また施設入所に比較をしても負担は重いものになっております。

介護保険事業は、在宅サービス重視が基本となっておりますが、そのようなしゃくし定規で対応すれば、家族全体が崩壊をするようなケースも想定され、時折、悲しいニュースなども耳にしております。ともかく介護施設に入れればという市民の切実な声が数多くあります。そのことは、質量ともに充実した施設サービスの提供も不可欠で急務であることを物語っていると思います。

そこで、お尋ねしますが、17年度に50床を新設するという特別養護老人ホームについてであります。だが、どこに、どのような特別養護老人ホームを建設しようとしているのか。法人の名称や役員、また、その法人が担うことになったこれまでの経過なども明確にお答え願いたいと思います。

そしてまた、資料などを提示する中で、その具体的な計画について市民の前に明らかにすべき時期に来ているのではないかと思います。あわせて伺いたいと思います。

さらに、過日説明がなされた際に、15年度認可、16年度建設、17年度完成としていますが、その進捗状況と完成めどはどうか、ここで尋ねたいと思います。

次に、新設する特別養護老人ホームと関連してお尋ねをいたします。

御承知のように、平成14年度から新型特養が導入されることになりました。つまり、特養における4人部屋主体の住居環境を抜本的に改善し、入居者の尊厳を重視したケアを実現するため、個室ユニットケアを特徴とする居住福祉型の介護施設として、できるだけ家庭に近づけるとするものであります。詳細については省き

ますが、新設される特養は当然この条件を満たすものでなければなりません。

利用者費用負担等についての考え方は、入居者は居住環境が抜本的に改善されることから、従来の介護、食事にかかわる利用者負担のほか、ホテルコストにかかわる費用を負担することを基本にし、15年度から実施することとしています。負担するホテルコストについては、個人スペースにかかる建築費用、光熱水費等に相当する額として、各施設における算定ルールを明確にするとともに、利用者への説明と同意を義務づけております。

ところで、そのことを説明した13年9月の全国担当課長会議の資料では、低所得者に対する措置として、個室利用が阻害されないように負担軽減を行うこととし、具体的には介護報酬による配慮を検討するとしておりますが、どのようになっているのかあわせてお伺いし、誠意ある答弁をお願い申しあげて、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、合併問題についてお答え申し上げます。

何点かありましたが、まず住民の意思確認ということでございますが、合併につきましては市民に十分な情報を提供する必要があると考えまして、昨年度、市報において 6 回、市町村合併を考えるシリーズとして情報を提供いたしまして、その中で市長としての考えも掲載したところでございます。

また、市内各地区において地域座談会を開催し、市民の意見を聞くとともに、合併の必要性と西村山地方の中核都市として、西村山地方全体の発展を担う使命と責任の必要性を訴えてきました。その後も、団体や地区から合併に関する話をする機会があり、また常日ごろの市民との対話の中でも同様のことを常に申しあげ、御理解をいただいていると思っております。

住民投票につきましては、昨年 6 月の質問にお答え申し上げましたように、その法的効果等についても慎重に検討すべきと思っておりますので、合併の是非の判断に住民投票制度を活用する考えは持っていないところでございます。

今後、任意合併協議会において具体的に協定項目に従って協議が進んでまいります、その協議内容については逐一、市民に対し任意合併協議会だよりなどを通して情報を提供してまいります、その上でまたいろいろな場面での市民との対話の機会があるのではないかと考えております。

議員の方々に対しましては、今議会と同様、議会を通じて話し合いが行われることが多くあると思われるところでございます。

次に、財政基盤に差がある自治体との合併についてのお尋ねでございます。

市町村合併につきましては、これまで幾度となく私の考えを述べてまいりましたが、まず地方分権の時代においては、市町村は自己決定と自己責任のもとで個性あるまちづくりを進める必要があり、分権に対応できる十分な行政能力を有することが求められます。

また、現在は交通・通信網の発達によりまして、通学、通勤、買い物などの住民の生活・活動範囲、すなわち日常生活圏は、市町村の枠を越えて広がっております。

このような日常生活圏の拡大に伴い、住民の行政ニーズも市町村の枠を越えた公平性の確保や土地利用へと拡大し、さらに環境問題や情報化など、従来の行政区域の枠組みの中では十分対応し切れない行政課題も発生しております。そのため、これからの市町村は広域的な生活圏の中で地域の発展を考える必要があり、日常生活圏の中での合併を進めていかなければならないと考えているものでございます。

したがって、財政状況の悪い市町村との合併は不利であり、財政状況のよいところと合併を進めるべきであるとか、高齢化率の高い市町村との合併は不利であるという、いわば損得で市町村合併を考えているものではなく、西村山地方の中核都市としての使命と責任を踏まえ、今後の寒河江市を含めた西村山地方全体の発展を考えて、西村山という日常生活圏の中で合併を進めようとしているものであり、このことは市民の皆様からも十分に御理解をいただいているものと思っております。

また、現在、景気の低迷とともに、国・地方を問わず厳しい財政状況にあり、地方交付税の総額は年々減少していくことが予想されます。加えて少子高齢化の進展とともに地方の市町村の人口が減少し、税収がさらに減少していくことが予想され、行政サービスの水準を維持することが難しくなると思っております。そこで、合併によるスケールメリットを生かして、1人当たりの行政経費を割安なものとし、効率的な自治体を目指していくべきであると考えております。

それから、高齢化社会を乗り切るためには、行政能力が高く財政的にも効率のよい自治体を形成していく必要があるとしているが、合併すれば行政能力が高まるというところの裏づけはないのではないかと、こういうこ

とでございますが、そういう偏見を改める必要があるのではないかと、こういう御質問でございます。

小さい自治体に対する認識についての御質問になるわけでございますが、地方分権が進展するさなか、国・地方を問わず厳しい財政状況にある中であって、今後ますます進展するであろう高齢化社会を乗り切るためにも、行政能力が高く財政的にも効率のよい自治体を形成していくことは、合併をするしないにかかわらず必要なことであると考えております。

小さな自治体に対する見方ではありますが、我が国における合併の沿革を振り返ってみますと、明治の大合併は、明治 21 年末に全国に 7 万 1,300 有余の町村の数を、明治政府は明治 22 年に近代的な地方自治制度である市制・町村制の施行に当たり、市町村が戸籍や小学校などの事務を処理するためには、300 戸から 500 戸を標準として全国一律に町村合併を行ったものであります。その結果、町村の数は、明治 22 年末には 1 万 5,800 有余となりまして、約 5 分の 1 に減少したものでございます。

また、昭和の大合併は、6・3 制の実施に伴う新制中学校の設置や市町村消防のほか、社会福祉や保健衛生関係の事務など多くの事務が市町村で処理されることとされましたので、昭和 28 年 10 月に町村合併促進法が制定され、新制中学が合理的に運営できる人口規模という点を念頭に、全国一律人口 8,000 人を標準としての町村合併を進めるというものでございました。

過去の町村合併の基準を見るように、自治体はある一定規模の人口を擁することが必要であったと思われま

す。

私は、小さい自治体に対するところの誤った見方とか、あるいは認識などは持っておらないところでございます。御理解いただきたいと思えます。

それから、交付税制度との関連、合併とのかかわりについての御質問がございました。

地方交付税の総額は、国税 5 税の一定割合と定められております。これまでは右肩上がりの経済成長の中、国税の順調な伸びに伴い、その総額も増加してきたものであります。

しかし、バブル崩壊以降、景気の低迷が続く中、国税の一定割合という本来の交付税だけでは不足する状態となり、交付税特別会計借入金方式により、その総額を確保してきましたが、その結果、同特別会計が 40 兆円を超える赤字を抱えることとなり、持続可能性のある状態ではなくなってしまったところでございます。

そのため、地方交付税の改革が行われるようになり、財源不足額の補てん対策として新たに臨時財政対策債を導入するとともに、段階補正の見直しなどによる交付税の縮減措置がとられてきたところでございます。

さらに、国におきましては、三位一体の改革を進め、国庫補助負担金の削減と税源移譲等による地方税等の充実確保、地方交付税の改革による交付税への依存の引き下げを行い、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築することとしております。

地方交付税は、標準的な行政を行うのに必要な財源を保障するため、また税財源の偏在を調整するため、客観的・合理的なルールによって算定された経費に対する財源不足額を国が交付するものであります。

地方交付税については、本年 6 月の全国市長会の税源移譲を基軸とした三位一体の改革の推進等に関する重点要望においても、所要の改革を進めるとともに、財源保障と財源調整の二つの機能を一体として果たす地方交付税の役割は重要であることから、引き続き両機能を堅持し、交付税率の引き上げを含め、所要総額を安定的に確保することとしております。

地方交付税は、地域間で税源が偏在する中で、一定の行政水準を確保するために重要な役割を有するものでありますので、交付税の改革をするにしましても、今後とも財源保障と財源調整機能を堅持し、税源移譲とセットで、地方が自主自立できる地方行政財政基盤を構築すべきであると考えております。

一方、地方分権型の新しい行政システムを構築するには、自治体の行政基盤の評価が必要であることから、国においても市町村合併を推進しております。

地方交付税の改革と町村合併とは、市町村の自助自立が中心であるという共通の基盤に立たなくてはならないと思っております。

いずれにしても、市町村合併の推進と税源移譲を含んだ三位一体の中での交付税改革が車の両輪となって、新たな内政のシステムを構築されていくべきものであろうと思っております。

次に、デメリットに対応してどう考えているかというようなことですが、地域座談会をやったわけですが、その資料に記載されている対応策で、役所が遠くなり不便だという不安を解消できるのかという御質問でございます。

本年3月に実施した合併を考える座談会の資料の中で、合併のデメリット、心配されることとその対応として、町の方にすれば役所から遠くなり不便になるという懸念があることに對し、合併後も旧役場を支所や出張所として活用し、住民生活に支障のないようにできると、その対応策を記載したところであります。

去る8月5日に開催されました第2回任意合併協議会において、合併した場合の事務所の位置について、当面、現在の寒河江市役所とすることが確認されました。合併によって、地理的に役所が遠くなる方が出てくることは否定できないものであります。

しかしながら、支所、出張所の設置ということについては協定項目の中にありますので、協議会で今後決定されることとなりますけれども、決定されれば、住民票の写しや印鑑証明の交付といった窓口サービスを、従来と変わらなく提供することができるようになると思っておりますし、日常生活には不便を来さないものと考えております。

また、情報技術の活用によりまして、近い将来、自宅など、いろいろな場所から申請や証明などが行えるようになるとも言われているわけですので、そうなれば地理的な距離はますます問題にならなくなってこようかと思っております。

次に、合併した場合あるいはしない場合の財政の見通しとシミュレーションとに質問がございました。

1市2町の任意合併協議会においては、ことしじゅうに合併した場合の新市の将来構想案を作成することとしており、その中で合併後の主要プロジェクトや財政計画の素案が示されることとなります。したがって、合併した場合の財政シミュレーションは示すこととなります。

本市におきましては、前にも申しあげましたように、合併に前向きなところと合併を進めるという方針でございますので、合併しない場合の財政シミュレーションを行い合併した場合と比較する考えはないところでございます。

それから、さきの教育委員会の答弁についての市長の見解でございます。

現在、何回も申しあげましたけれども、任意合併協議会の分科会において、具体的な事務事業の把握と調整作業を行っております。

協議会で協議するに当たり、新市の将来構想案及び合併に関する協定素案は、各市町村住民の合併の是非判断の重要な事項であるため、8月5日に開催した協議会において協議方針を定めたところであります。

その協議方針の中に、事務事業の調整の分類も含めております。その分類の中には、現行のとおりとする、合併時に統合する、合併後に統合する、新しく制度化し合併時に施行する、合併後に新制度を作成する、合併時に廃止する、合併後に廃止するなど、事務事業の調整内容を分類することにしてあります。

したがって、現行のとおりとする分類もありますので、教育委員会の答弁はおかしいというようなことは当たらないと思っております。

次に、福祉行政についての質問がございました。

介護保険制度がスタートしてから4年目を迎えたところでありますが、制度が浸透し市民の理解が進むとともに、多くの方が介護認定を受け介護サービスを利用するようになりました。給付の実績も確実に伸びており、介護に係る家庭の精神的・身体的な負担も相当軽減されているものと考えております。

一方、市の総人口のうち 65 歳以上の人が占める割合は年々増大し、平成 19 年には高齢者の中で介護を必要とする人の割合が 15%になると見込まれております。このように、ますます増加するであろう介護要求に対しまして適切に対応していくために、これまでの実績を踏まえ、今後の需要を見込みながら、本年 3 月に、平成 15 年度から 19 年度までの 5 年を 1 期とするところの第 2 期介護保険事業計画を策定したところでございます。御案内のとおりかと思えます。

御案内のように、介護保険制度は、要介護状態になっても、できる限り住みなれた自宅で安心して自立した日常生活を営めるよう必要なサービスを提供することをねらいとしております。

これまでの給付実績におきましても、訪問介護サービスなど在宅サービスが前年と比較して大きな伸びとなっておりますが、一方において施設介護サービスの需要も多く、特別養護老人ホームへの入所待機者も少しずつ増加する傾向にあります。そのため、第 2 期介護保険事業計画では、特養入所待機者数の減少を図るため、国の参酌標準を勘案しながら、新たな施設整備を盛り込んだところでございます。

計画している施設の内容でございますが、建設地は老人福祉センターの西方を予定しており、入所定員 50 床、全室個室の新型特養で、ほかにショートステイ分が 10 床あり、20 人分のデイサービス施設も設置する計画となっております。事業計画者は、平成 17 年度内の開所を目指し計画を進めようとしているところでありますが、全室個室の新型特養の設置ということで建設には多額の費用を要することから、国・県の補助を受けるべく、平成 16 年度老人保健福祉施設整備計画に係る県の予備ヒアリングを受けております。

村山総合支庁管内では、ほかに四つの法人が計画しておりまして、さらに最上地区から 3 法人、置賜地区から 3 法人、庄内地区から 8 法人が予備ヒアリングを受けているようであり、この中から補助採択される施設が選定されることになるものでございます。

県の財政状況も極めて厳しいようであり、補助採択は予断を許さない状況であります。市といたしましては、計画どおり施設建設が実現されるよう補助採択に向け関係機関に働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

それから、新型特別養護老人ホームのホテルコストの取り扱いについてでございます。

国においては、平成 14 年度から特別養護老人ホームにおける居住環境を抜本的に改善し、入居者の尊厳を重視したケアを実現するため、ユニットケアを原則とした施設整備をすることになったものでございます。

これは、これまでの 4 人部屋を主体とし多数の入所者をまとめて介護する集団処遇型の介護から、全室を個室化し 10 人前後のグループを一つの生活単位として、これを介護するもので、このことにより新型特養の入居者は相互に仲間としての認識となじみが生まれるため、家庭的な雰囲気の中で孤独になることもなく、また職員も一人一人に合わせた個別的介護が可能となり、入居者とのよりよい関係が成立するものであります。

居住環境が抜本的に改善されることから、従来の介護や食事に係る利用者負担のほかに、個人スペースに係る建築費用や光熱水費相当分の、いわゆるホテルコストに係る費用を負担することになるものでございます。ホテルコストにつきましては、入所する高齢者の経済状況を考慮に入れまして、国においても 1 カ月当たり 4 万円から 5 万円程度を見込んでいただいております。

低所得者の個室利用が阻害されないようにするための施策としましては、保険料段階が第 1 段階と第 2 段階の方に対しましては負担軽減する措置がとられることになりました。介護報酬設定において配慮されており、具体的には第 1 段階の方は 1 カ月当たり約 2 万円、第 2 段階の方については約 1 万円が軽減されることになっております。

さらに、介護サービス利用分の負担が 2 分の 1 になる社会福祉法人による利用者負担の減免制度が、新型特養についても利用できるものと考えているところでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 お聞きした点で多少抜けている点もありますけれども、打ち合わせした段階できちっと示した事柄が抜けておりますので、2 問目の中でさらに再質問しておきたいというふうに思いますが、初めに住民投票は考えていないというふうなこと、これまでの域を出ていないというふうに思いますが、それでは市長に改めて見解をお聞きしたいというふうに思いますが、繰り返すことになりまして、市長は合併するしないは住民の意思だというふうに言われているわけですが、その住民の意思を推しはかる具体的なものとして、どういうものを考えているのかお聞きをしたいというふうに思います。

今の答弁ですと、なんかいろんなところで対話の機会もあるし、議員もいろんなところで話を聞く機会があるなどというようなことであつたように思われますが、それでは非常に何といひますか、主観的にならざるを得ないというふうに思いますし、やっぱりどうしても何といひますか、主観的な内容というのは耳ざわりがいいものについては残る、あるいは耳の痛いところについては忘れがちであるというふうなこと、これは心理学的に証明をされているわけでありまして、また、なかなか相手の意に反することというのは言いにくい面がありますね。したがって、どうしてもそうしたところでの意見を聞くということになりますと、それをもって住民の意思の所在だというふうなことになりますと、主観的にならざるを得ないというようなことがあります。

私は、できるだけ客観的に、こういうふうにするべきではないかなというふうに思っております。要するに、主観的な裁量の域を出ないということでありまして、ぜひ、これは大変重要なことでありまして、住民投票を必ずしろとかなんていうことは申しあげませんが、それは私は最もベストな方法ではないかなというふうなことで申しあげたところでありますが、そのほかに、それにかわるものが、もっとよいものがあるならば、ぜひそれも教えていただいて、そのことを実施していただきたいというふうに思いますが、市長に改めて御見解を伺いたいというふうに思います。

法的にもいろんな問題があるというような御指摘がありました。しかし、これまでこうした重要な場面について、合併を進めている自治体などでこうした住民投票なんかやられているケースが多々ありますし、そういう意味では繰り返すことになりまして、客観的な全体の意思を確認する上ではこの上ないものであるというふうに思います。

むしろ、こうした住民投票をすることによって、今何が何だかわからないような形で進んでいるこの合併という問題について、住民がその間で議論が十分になされるのではないかなというふうに、その効果も私はあるのではないかなというふうに思っているわけでありまして、そういうことで、もう一回その点も含めて考えてみていただいて、改めて市長の御見解をいただきたいというふうに思います。

このままずっと進んでいきますと、法定協議会が設置される段階では合併が既定のものになってしまうのではないかなというふうに私は危惧を持っております。本来は任意協議会は合併の可否を決する場にすべきであるというふうに思うんですが、ここ数日間の答弁を聞いておりますと、どうもそうではなく、前へ前へと進むような気がしておるわけでありまして、そこでこのまま合併を前提にした法定協議会を設置することになりますと、法定協議会が合併の是非を含めて検討できる場ということを否定することになってしまうのではないかなというふうな心配があります。

そこで、その法的協議会を設置する際に、その法定協議会の協議がまとまった場合には、いわゆる先ほど申しあげました住民投票でその可否を決めるというやり方が最も私は民主的で理にかなったやり方ではないかなというふうに思います。住民の意思が基本だとするのであれば、ぜひこのことを検討してやるべきだというふうに思いますが、改めて市長の御見解を承りたいというふうに思います。

市長の御認識のとおりだとすれば、市民の間では合併を可とするものが私はかなりの部分を占めるんじゃないかなというふうに思いますが、そして、その結果が出たら堂々と合併の道を歩めばいい、こういうふうなこと



ではないのか、こういうふうに私は繰り返して申しあげて、その点について改めて見解を求めたいと思います。

それから、スケールメリットについてのお話もありました。

確かに行政は効率性も必要でありますけれども、何といえますか、スケールメリットも重要な意味を持つというふうに思うんですが、これは行政というのは効率性だけを、その一面だけをもって評価してはならないというふうに私は思っております。もちろん言うまでもないことでありますが、地方自治というのは効率性を高めることは大変重要なことでありますけれども、民主的な行政を一つは実現しなければならないということであって、効率性だけが評価の基準ではないというふうに思います。

それは利益を追求するような民間の企業であるならば、競争力を高めたり、あるいはそのために効率を上げてコストダウンを図るというようなことがあろうかというふうに思いますけれども、しかし地方自治体というのは公共性を担うわけでありますから、たとえ非効率の部分であっても、やっぱり捨て切れない事務事業だってあるわけですね。それは市長御承知のように、地方自治法が定めている地方公共団体の役割、つまり住民福祉の増進を図ることを基本として定めていることを持っているものだというふうに思っておりますし、そのことをやっぱり踏まえなければならないんじゃないかなというふうに思います。そうしたことについての御見解があれば、もう一度承りたいというふうに思います。

それから、地方交付税についてのお尋ねをしたところでありますが、私は、これまでの運用について一定の総括をしながら、やっぱり新たなことをやるんだということであれば、それについて議論を進めるということだろうというふうに思いますが、その総括的な意味合いがどうもなかったように思います。いわゆる交付税改革と合併の推進というのは別問題なんだというようなことを前から言われておりますが、これは繰り返すことになりまして、あめむちの関係で言えば、既にこれは明らかになっておりだというふうに思いますけれども、これは決して別ではないというふうに思いますね。ですから、やっぱり全国の多くの自治体の中では合併について見合わせる、こういうふうなことが起きているんだろうというふうに思います。

少し振り返ってみますと、分権法ができた、しかし財源の移譲は進めない。また、交付税制度をゆがめてまで景気対策として自治体を動員してきたわけでありまして、そしてまた財源問題に全く手をつけず、自治体が崩壊していくという状況になって合併を進める、こういうやり方は私はどうしても納得しかねる。初めに税財源も含めて地方自治が確立されておれば、合併など進める必要がないわけでありまして、これは市長も御理解いただけるんじゃないかなというふうに思いますが、ですから一定の総括をすべきだということでありまして、

御承知のように、口幅ったい言い方をしますが、国の交付税の運用の仕方や景気対策で公共事業をどんどん推進するやり方について、赤信号みんなで渡れば怖くない、こうした方式でやっていくと、国も地方も完全に破綻をしていくというようなことで随時警鐘を鳴らしてきたのは、ほかならぬ私たちだというふうに自負を持っております。

市長は、そんなことは、こういう私たちの指摘に対して余り意に介さなかったようでありまして、このところをやっぱり国も自治体もあやふやにしないで、きちっとやっぱり総括をする、そして先に進む、どうするかは住民の判断、こういうことではないですかということをお願いしているのでありますが、再度、市長の御見解を賜りたいというふうに思います。

これまで申しあげる機会がありませんでしたので、私の見解を少し述べておきたいというふうに思いますが、初めから私は合併が反対であるとか、あるいは何が何でも反対なんだというふうな立場ではありません。広域的な行政がある意味で必要だというふうな、あるいはその方が住民にとって幸せだというのであれば、またそうした判断が住民に出されたならば、私は積極的に進めるべきだというふうに思います。

佐藤市長は、過般、議会の議員も積極的にかわり合って進めてほしいというようなことがあったかというふうに思いますが、私はそうした手順を一つ一つ踏んで、しかも議論を尽くす中で問題点が整理をされて、しかも先ほど言ったように住民の意思が合併すべしというのであれば、反対する理由など全くないわけでありま

して、積極的に賛意を私は表明していきたいというふうに思っております。ですから、そのことを踏まえて、もう一回御見解を承りたいというふうに思います。

それから、合併についてのメリット・デメリットについてお尋ねをしました。

端的に、役所が遠くなって住民が不便になるのではないかということについて御答弁をいただいたわけですが、もう一つ絞ってお尋ねしたいというふうに思います。

私は両町にも多くの友人や知人がおりますが、主にそうした人々から聞かれる話でありますけれども、どうしても周辺部が寂れて寒河江の中心部だけがよくなるのではないかというふうな御意見があります。それは恐らくここにおいでになります議員の皆さんも、他の町に行きますと、そうしたことが時折言われるのではないかなというふうに思っておりますが、それは何も周辺部がおくれるような行政運営をしたくないというふうな首長さんばかりだというふうに私は思いますけれども、ただ、行政の施策でありますから同時に解決できないものはいっぱいあるわけでありまして、そうしたことで周辺部がおくれたり、あるいは寂れたりすることはあるわけですね。これは昭和の大合併が証明をしているというふうに私は思います。

先日この議場でも、寒河江市は昭和の大合併により大発展を遂げたというような話がありました。私は、別な面から見まして、果たしてそう言い切れるのだろうかというふうに思います。もちろん合併しないときの姿は知るよしもありませんから、これはどうなのかわかりませんが、

ただ、ここに西村山管内の人口の推移というようなことで表を持っていますが、この人口をもって、これだけで発展とか後退とか、これを推しはかるということにはならないという人もいるかもしれません。しかし、一定の目安として申しあげると、これは昭和 25 年とそれから平成 12 年の国勢調査による人口なんですが、本市の場合は全体で 3.2%人口が増加しております。しかし、旧町村で見ると、市街地である寒河江は 57.6%と大幅に増加をしておりますけれども、一方、中心部より離れたところ、旧白岩町であるとか、あるいは醍醐村などは著しく減少しております。醍醐は市長の地元でありますからおわかりのことと思いますが、白岩はマイナス 49.5%、醍醐はマイナス 39.4%、こういうふうになっております。西川、朝日の両町についても、役場の所在地となっているところは、全体がダウンをしていますけれども、比較的ダウンの率が低いことがわかります。

したがって、こうしたことを見れば、今後合併することによって、いわゆる中心部が、何と申しますか、ますます大きくなって、周辺部が寂れていく、こういうふうなことは私は小学生にだって理解されるのではないかなというふうに思います。こうした現実と住民の不安に対して、どのような御所見をお持ちか承りたいというふうに思います。

それから、合併した場合としない場合の財政的なシミュレーションを出していただきたいというようなことを申しあげたんですが、合併するつもりだから合併しないときのシミュレーションは出さないなんて、こういうふうな話でありました。

これは、こんな対応は私はないというふうに思うんですね。これは住民にしてみれば大変重要なことであって、合併した方がいいのかしない方がいいのかというような判断をするときには、これはかなり重要な意味を持っていくというふうに思うんですね。したがって、そういうことをきちんとやっぱり受けとめていただいて対応をしていただきたいというふうに思います。

それから、それでは改めてお伺いしたいというふうに思いますが、合併した場合の特例債、資料によりますと 191 億 2,000 万円、こういうふうになっていますが、地方債の残高とかあるいは将来の財政的な運営を考えた場合に、この特例債の発行額は、この 191 億 2,000 万円の何%ぐらいまでできるというふうにお考えになっているのか、改めて承りたいというふうに思います。

特例債というのは、先ほど市長からありましたとおり、これは借金ですから、何でもかんでも借金をしても事業をやればよいというわけではありませぬので、ただ、それぞれの自治体には、この合併をすれば、その特

例債でもっているんな事業ができるという幻想が実際にあります。したがって、仮に先の償還を考えた場合に、2分の1程度の限度というふうにした場合に、約100億円近い合併債が組めるというふうになるというふうに思いますが、こういうふうな話があるんです。

ぜひ、その辺のところもお聞きとどめいただいておりますので、ぜひわかれば教えていただきたいというふうに思いますが、これは例えば2分の1の100億円ぐらいの特例債を組むとすると、市庁舎を建てて終わりなんじゃないかというふうな話があります。私たちも、市役所の市庁舎を新しく建てた場合ということで議会の中でも行政視察に行ったことがあります。大体100億円ぐらいかかるんですね、新しい庁舎となりますと。ですと、あながちこうした指摘も間違っていないのかなと、こういうふうに思いますし、したがって、どのぐらいの特例債が組めるのか、こうしたことも重要なことになってきますので、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。

それから、特別養護老人ホームの中でちょっと漏れておりましたので、ぜひわかれば教えていただきたいというふうに思います。この新しい老人ホームを担う法人の名称、あるいは建てられる場所、それから法人の役員などについて、わかる範囲内でぜひ教えていただきたいというふうに思いますし、また、どのような経過をたどって、そうした方々に、何といいますか、建設がされるようになったのかということも含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、教育委員会の関係ですが、ちょっとなおわからなくなりましたね。見解がおかしいと思わないというようなことであつたのでありますが、それは3年間の経過措置のことを言っているわけではないんですね。これはつまり行政サービスがそれぞれ違って構わないのだということを行っているんですか。そのことをもう一回確認しておきたいというふうに思います。

以上、2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かあったわけでございますけれども、合併につきましては前から申しあげておりますように、あるいは市報やら、あるいは合併だよりでも書いてありますように、あくまで本市の取り組み方といたしましては前向きの町と合併を考えましょう。合併というのは将来のまちづくりというようなことを考えれば避けて通れないと。それは寒河江市のみならず西村山の中核都市としての寒河江市の使命でもありと、責任でもあるんでないかというような考えから取り組んできて今日に至っておるわけでございますが、その取り組み方としてはオープンにしまして順序を立ててわかりやすくやってきたと、このように思っておりますので、こういうことはだれでも市民の方も御理解いただけるのじゃなかろうかなと、こう思っておりますが、町の方と本市の方との、それは立場が違い、これは温度差といたしますか、そういうのもあるものだと思いますけれども、本市の市民としましての意図というものは、やはり今言ったような考え方から、合併についての考え方というのは大方の考え方だろうと、このように思っておるところでございます。

そしてまた合併問題というのは、これは今は任意合併協議会でございますけれども、法定協議会になりますと、これは議会の議決を経て設立されるわけでございますし、また最終的に合併ということになりますれば、これまた議会の議決を経なくちゃならないのが本来でございますし、それにおきまして現在の日本の地方制度のあり方というものは間接民主制というものをとっておるわけでございますので、そういう中での議会での御意見など、あるいは議員の御認識というようなものが大切になってくるんだらうと、このように思っておるわけでございますが、これまでも市民の声というようなものもあらゆる機会に取り上げ、あるいは話し合いながら私も確かめておるところでございます。

それから、効率性だけを追求するのではないのじゃないかなと、こういうような話でございますけれども、やはりこの厳しい、国もそうですけれども、地方自治体がこういう苦しい中でどう切り抜けて、そしてまた自主自立の道をたどっていくかということは、これは並大抵のことではないと思っておりますし、やはりこのままでただ公共サービスも提供することができないような自治体になって何が自主自立の道だと、こういうことに相なるかと、こう思っておりますし、そういうことを考えるならば、将来の厳しい状態というものを切り抜けるためにもどうするかということを考えていかなきゃならないと、このように思っておりますし、後世において評価にたえるようなものをやっぱりこの場でつくっておくということも私は必要かなと、このように思っております。

そのためには、いろいろ合併ということの中での行財政運営の効率化を図っていくと。そうでなければ、住民に行政サービスというようなことはできなくなるような事態にあるということを、これは御認識いただかなきゃならないと、このように思います。

それから、交付税、これはただあめとむちとの議論からなされておるようにも受け取られかねない議員のお話でございますけれども、やはりこの交付税、これまでの果たしてきた役割というのは、これは看過できないものだろうと、このように思っております。

いわゆるどの市町村も、大都市から 300 人やそこの村まで一定の行政水準を維持するという意味での交付税の果たしてきた、その保障機能あるいは調整機能という役割というのは、これはあるかと思っておりますが、そしてまた、いわゆる交付税の中でいろいろ事業を社会資本の整備ということも、これも可能になったということも言えると思うわけでございますけれども、先ほどもおっしゃられましたように、国・地方を通じまして 700 兆円もの簡単に言えば赤字があるわけございまして、地方にはそのうち 200 兆円もあるわけございまして、国も地方も全体としてまずピンチの状態にあると。

それを切り抜けるにはやはり、何といたしますか、全体としての構造改革というようなことが必要なわけございまして、自治体の置かれているところの状況というものをやっぱり認識したならば、どうこれから持って

いくかというようなことは、交付税という制度のみならず三位一体の考え方で持っていこうということでございまして、これは私は必要なことだろうと思っております、先ほどにもいろいろ国に対しまして要望し、そして地方の意見というものを存分にとっていかなければ、地方の自治体としての自主自立という道はないんだということを考えておるわけございまして、それにおきましても交付税のあり方あるいは税財源の移譲と、やっぱり交付税そのものがこういう交付税の原資というものが非常に少なくなっている現段階でございまして、景気の低迷という中で毎年少なくなってきております。

そういうことで、交付税そのものが、制度が赤字でございまして、何ですか、40兆円ですか、数字としましては48兆円ぐらいですか抱えておるわけございまして、これをもう国と地方で半々で負担しろと、こういうことまでなってきたおるわけございまして、ですから、これらをやっぱり将来を見据えたところの交付税制度、あるいは税財源の移譲というようなことでやってもらわなくちゃならないと思いますし、また地方としましては声を大きく上げて、それをかち取らなくちゃならないというのが本当だろうと、このように思っております。

ですけれども、交付税制度なり、あるいは特例債を合併を通じて、これをうまく活用するというのも私は一つの方法だろうと思います、これは、これから自主自立していくためには、これをうまく活用ということも、何に使うかということ、それはこれから十分合併した市町の大きな英知を集めてこれをやっていくということになるかと思いますが、これは十分にこれを利用ということは私はいいいことだろうと、このように思っております。

それから、中心部と周辺部の問題がありますけれども、合併しますと周辺部が廃れるんじゃないかということでございまして、そういう周辺部なりあるいは中心部の一体化を図る、あるいは周辺部をより一層活気づかせるということのためにも、これは必要だろうと私は思っております、単に中心部だけいいことをするのでないか、周辺部が廃れてくるようなことになるのじゃないかと。えっじゃなくて、全体として元気よくなるということが私は合併だろうと、一体化するということだろうと思っております、それにおきましては、いかにも中心部だけがよくなって、あとは見捨てられるんだというような御議論を、さもそのようにおっしゃることは、どうも私は納得できないところでございまして、やっぱり新しいまちづくりということになりますれば一体化を図り、そしてかえって少子高齢化の高いような周辺部ならば、なお一層メリットがあるようにするということが私は必要だろうと、このように思っております。

そして、50年後、100年後のまちをつくっていくということが本当の合併の妙味を発揮することだろうと、このように思います。今、日常生活圏というのはほとんど広がりを持ってきておまして、まずは行政の枠なり、あるいは行政区画というものが、経済効果とかあるいは産業構造というような面から見ましても、かえってこれは不都合な状態になっているだろうと、このように思っておりますが、その壁を壊して広い考えで50年100年後を考えたということが私は必要だろうと思っております。

それから、財政のシミュレーションでございまして、これは合併した場合には当然出すことになっておるわけでございます。出すことになっております。それから、もしも合併しない場合は、市の振興計画において実施計画というのがあるわけございまして、そこには財政計画は当然出します、これは。来年度16年度分だって、これは実施計画、財政計画を出すことになりますからですね。ですけれども……、そういう意味でございまして。

それから、特例債の話がございましたけれども、特例債をどうするか。どこか大きな庁舎をつくとあと終わりでないかと、こういうようなことを議員の方が、議場でしゃあしゃあとして申しあげるといのはいかなものかなと思います。

そういうことで新しい地域のために、どのように市民のまちづくりのために何が必要なのか、何が早急に取り組んでいかななくちゃならないか、どういうことで特例債を使うかというのは、これから十分そういう見地か

ら取り上げていかなくちゃならない問題だなと、このように思っております。

それから、特老につきましては、悠々会でございますか、これが考えておるところの問題でございます。経過等につきましては、担当課長の方から申しあげたいと思います。以上です。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 特老の経過についてということでございますが、先ほど市長からありましたように、いわゆる第 2 期の事業計画の見直しという中で、今後見込まれるいわゆる要介護者の想定なり、あるいはそれ以外の施設がどういった形で寒河江市内に施設設置されるかということも包含しながら、第 2 期事業計画の中で計画をしたところでございます。

それで、今、市長から社会福祉法人の悠々会ということでありましたが、そちらの方から介護保険全体に対していわゆる熟知されているというふうな方ございまして、既に皆さん方御案内のとおりかと思えます。そちらの方から、それなりの事業計画を持って市長に協議といいますか、話をしてきた経緯がございます。そういうベースに基づいた中で今日にあるわけございまして、先ほど経緯については市長が申しあげたとおりでございます。以上です。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

残り時間わずかでございますので、簡潔にひとつ質問してください。

内藤 明議員 あと3分ぐらいありますので、有効に使わせていただきたいというふうに思います。

市長にぜひお願いしておきたいというふうに思いますが、質問の内容についてぜひお答えいただきたいなど、こういうふうに思っているんですが、勘違いしないでいただきたいというふうに思いますけれども、例えば住民の皆さんがこういうふうに言っていることについて、ですから具体的な例えば特例債は上限はどのぐらい使えるんですかと、こういうふうな話がありますよと、こういうふうに申しあげているわけですから、余り熱くならないで、そうしたことをきちっと踏まえて、計算したら半分ぐらいは使えるということであるならば、そういうふうにお答えをいただきたいとしますし、ただ、いろんな幻想を振りまくということは余りいいことではありませんので、そのことをきちっとやっぱり踏まえていただきたいなど、こういうふうに思います。

それから、端的にお尋ねしますが、やっぱり住民の意思の確認というのは非常に大事なことなんですね。いろんな場で話し合いもしている、あるいは議会もあるというようなことだったろうというふうに思います。議会は選挙が終わったばかりであります、合併についてだけ、あるいは合併についてすべて、もちろんこれを訴えて当選なさった方もあるというふうに思いますが、選挙公報なんか見ますと必ずしもそうでないというふうに思います。

したがって、やっぱり住民の意思がどこにあるのかということは、市長の何と申しますか、そうした受けとめ方からすれば、圧倒的に住民は合併だというふうに私はなるんだろうというふうに思います。何も恐れることはない。ですから、議会で皆さんがそれぞれ意見を聞かれているからいいとか、私がそっちこっちで意見を聞いているからいいでなくて、全体のものを把握するために、主観的でない客観的な事実をもってやっぱり進めていただきたいということを申しあげたいというふうに思います。

それから、もう一つ、合併しないと住民サービスができない状況が出てくるんじゃないかというようなことが言われました。

だからこそ合併しない場合の財政のシミュレーションを出してほしいということなんですよ。でなければ、住民は合併した方がいいのか、しなかった方がいいのかなんていうのは、一つのこれは大変重要な資料だというふうに思いますので、判断材料がなくなるでしょう。でないんですか。市長が住民だったら、市長、そういうふうには私と言われると思うんですよ。私が市長だったら、市長は多分そう言うでしょう。これは当たり前の話じゃないですか、そんなことは。

時間がありませんので、以上申しあげまして終わります。



散 会 午後 2 時 3 0 分

佐竹敬一議長 以上で一般質問を全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでございました。

## 平成15年9月19日(金曜日)第3回定例会

## 出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	榎津博	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

## 欠席議員(1名)

5番 安孫子市美夫 議員

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

## 事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第5号

第3回定例会

平成15年9月19日(金)

午前10時00分開議

再 開

- 日程第 1 認第 1号 平成14年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 2 認第 2号 平成14年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 3 議第38号 平成15年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- ” 4 議第39号 平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 5 議第40号 平成15年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 6 議第41号 平成15年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- ” 7 議第42号 寒河江市課制条例の一部改正について
- ” 8 議第43号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- ” 9 議第44号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- ” 10 議第45号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- ” 11 議第46号 寒河江市法定外公共物管理条例の制定について
- ” 12 議第47号 損害賠償の額を定めることについて
- ” 13 議第48号 字の区域及び名称の変更について
- ” 14 請願第3号 WTO農業交渉に関する意見書提出の請願
- ” 15 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
- (2) 文教厚生委員長報告
- (3) 建設経済委員長報告
- (4) 予算特別委員長報告
- (5) 決算特別委員長報告
- ” 16 質疑、討論、採決
- ” 17 議会案第7号 市町村合併問題検討特別委員会の設置について
- ” 18 議案説明
- ” 19 委員会付託
- ” 20 質疑、討論、採決
- ” 21 市町村合併問題検討特別委員会正副委員長の互選について
- ” 22 市町村合併問題検討特別委員会正副委員長の互選結果報告について
- ” 23 議員派遣の件
- 閉 会

平成15年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開

午前 10 時 00 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、9月1日及び9月17日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第 1、認第 1 号から日程第 14、請願第 3 号まで、14 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第 15、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

## 総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10 番荒木総務委員長。

〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 12 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 7 名中 6 名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は議第 42 号、議第 43 号、議第 44 号及び議第 48 号の 4 案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 42 号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 43 号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 44 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 48 号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「字の変更の予算はかなりかかるのか」との問いがあり、当局から「今回予算は必要はありません。ただし、地番の変更を伴うところは法務局の図面修正が必要となり、相当の金がかかるのではないかと思います」との答弁がなされました。

議第 48 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。



## 文教厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。8 番石川文教厚生委員長。

〔石川忠義文教厚生委員長 登壇〕

石川忠義文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 12 日午前 9 時 30 分から議会第 4 会議室において委員 7 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 39 号、議第 40 号、議第 41 号、議第 47 号の 4 案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 39 号平成 15 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 39 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 40 号平成 15 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「負担金等の返還はなぜ生じたのか」との問いがあり、当局より「介護保険会計は、あらかじめ年度の給付金を見込んで、国庫及び支払基金から負担金の前払いを受け、後で過不足を調整して精算することとなっており、平成 14 年度分については、給付見込額よりも給付額が少なくなったため、その結果国の負担分も少なくなり返還するものです。支払基金についても同様です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 40 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 41 号平成 15 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「医療器械を導入する際、メンテナンスについての契約はどのようになっているのか」との問いがあり、当局より「大がかりな医療器械については保守点検とセットになっており、当初予算に保守点検料を計上し委託契約を結んで点検を行っております。今回の場合も、更新前の器械について 1 年間分の保守点検料を見込んでおり、更新の際、残りの分については新しい器械の保守点検料に充てております」との答弁がありました。

また、委員より「医療器械購入の際の業者選定はどのようにしているのか」との問いがあり、当局より「病院内に医療機器選定委員会を設けており、委員会で機器の選定、決定を行い、それから入札する形をとっております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 41 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 47 号損害賠償の額を定めることについてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 47 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。11 番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 12 日午前 9 時 30 分から議会図書室において委員 7 名全員出席、当局より関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 45 号、議第 46 号、請願第 3 号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 45 号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 45 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 46 号寒河江市法定外公共物管理条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「里道、水路について具体的にどのようなところが市に任されるのか」との問いがあり、当局より「市道、県道、国道以外の道路、字切り図上の無地番、地番のない農道、里道などが道路として該当します。水路につきましては無地番の水路、農業用水路などが該当します」との答弁がありました。

委員より「年度ごとの申請地区について」の問いがあり、当局より「平成 14 年度は南部、本町、西根、柴橋、三泉、高松地区で、平成 15 年度は中郷、平塩の山間部、松川、醍醐、白岩地区で、田代、幸生地区は平成 16 年度の予定です」との答弁がありました。

議第 46 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 3 号 W T O 農業交渉に関する意見書提出の請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見等について申し上げます。

委員より「日本の農業を守るためにも、また農業以外の多面的な環境とか農林水産業の役割を考えれば採択すべき」との意見がありました。

委員より「請願の願意は理解できるが、現在 W T O の協議の真っ最中であり、W T O 交渉に臨む請願としては時期を逸したのではないか」との意見がありました。

委員より「願意は願意として提出すべき」との意見がありました。

委員より「今回の W T O 交渉を見守って、継続して審査していくべきではないのか」との意見がありました。

途中一たん休憩し意見交換を行った後、会議を再開しましたが、委員より継続審査の要求がありましたので、継続審査について諮ったところ、請願第 3 号は多数をもって継続審査にすべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14 番高橋予算特別委員長。

〔高橋秀治予算特別委員長 登壇〕

高橋秀治予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本特別委員会は、9月4日午前10時2分から本議場において委員20名中19名出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第38号平成15年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)であります。

議第38号を議題とし、議案説明を省略して、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

1. 緊急地域雇用創出特別基金事業補助金の内容について、1. 地方交付税に特定財源は入っているのか、1. 障害児の関係と樹木管理の関係で、何人の雇用創出が見込まれるのか、1. 歳入歳出の財源内訳について、1. 冷夏に伴う米への対策の市の方針について、1. 交付税に措置されたクリーンセンターの分担金について、1. 中国訪問旅費、姉妹都市ギレスン市訪問旅費について、などの質疑があり、当局よりそれぞれの答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日9月19日午前9時30分から本議場において委員20名中19名出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

議第38号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第38号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

## 決算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。18 番内藤決算特別委員長。

〔内藤 明決算特別委員長 登壇〕

内藤 明決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本特別委員会は、9 月 17 日午前 9 時 30 分から本議場において委員 19 名中 18 名出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第 1 号平成 14 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第 2 号平成 14 年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての 2 案件であります。

認第 1 号及び認第 2 号を一括議題とし、議案説明の後に監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第 1 号平成 14 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

1 . 内科の病床利用率がアップしていることを受け、どう考えているかについて、1 . 今後の医師確保についてどう考えるかについて、1 . 後発医薬品の使用の具体的取り組みと実績について、1 . 平成 14 年度の患者総数から見た寒河江西村山地域における市町ごとの人数、構成について、1 . 派遣医師を病院の医師としてカウントする基準について、1 . 県内公立病院で必要とする医師数と山大の医局で抱えている医師数について、1 . 投薬等での間違いの有無と件数について、1 . 患者が手術中において脳梗塞、脳溢血、心筋梗塞等になった場合の対応と、そうしたケースの有無についてなどの質疑に対して、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 1 号は、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 2 号平成 14 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

1 . 平野山の貯水タンクが従来の工法と違うステンレスで作られたが、そのメリットとデメリットについて、1 . 水道のメーター器で談合の問題が取りざたされているが、そうした業者が納めているかについて、1 . うまい水として水道水を分析することについて、1 . 決算剰余金で借入れの繰上償還、借りかえ等の措置がとれないかについてなどの質疑に対して、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 2 号は、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 16、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第 1 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

申しあげます。

議員の皆さん、質疑がありませんという意思表示だけをきちんとしてください。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第 1 号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

認第 2 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第 2 号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議第 38 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 38 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 38 号は原案のとおり可決されました。

議第 39 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 39 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 39 号は原案のとおり可決されました。

議第 40 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 40 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 40 号は原案のとおり可決されました。

議第 41 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 41 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 41 号は原案のとおり可決されました。

議第 42 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 42 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 42 号は原案のとおり可決されました。

議第 43 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 43 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 43 号は原案のとおり可決されました。

議第 44 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 44 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 44 号は原案のとおり可決されました。

議第 45 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 45 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 45 号は原案のとおり可決されました。

議第 46 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 46 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 46 号は原案のとおり可決されました。

議第 47 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 47 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 47 号は原案のとおり可決されました。

議第 48 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 48 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 48 号は原案のとおり可決されました。

請願第 3 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。



討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第3号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件については建設経済委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

建設経済委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、請願第3号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

議会案上程

佐竹敬一議長 日程第 17、議会案第 7 号を議題といたします。

## 議案説明

佐竹敬一議長 日程第 18、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 7 号は、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 19、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 7 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 20、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第 7 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 7 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 7 号は原案のとおり可決されました。

これより、ただいま設置されました市町村合併問題検討特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

市町村合併問題検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において指名いたします。

それでは、議席順に指名申し上げます。

佐藤 毅議員、石川忠義議員、柏倉信一議員、高橋勝文議員、伊藤忠男議員、川越孝男議員、遠藤聖作議員、以上 7 名を指名いたします。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を、市町村合併問題検討特別委員会委員に選任することに決しました。

市町村合併問題検討特別委員会正副委員長の互選について

佐竹敬一議長 日程第 21、市町村合併問題検討特別委員会正副委員長の互選についてであります。

これより市町村合併問題検討特別委員会を招集いたします。

招集場所は、市議会第 2 会議室といたします。

正副委員長の互選を行っていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 35 分

再 開 午前 10 時 45 分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成 15 年 9 月第 3 回定例会

## 市町村合併問題検討特別委員会正副委員長の互選結果報告について

佐竹敬一議長 日程第 22、市町村合併問題検討特別委員会正副委員長の互選結果報告であります。  
特別委員会正副委員長の互選結果が手元に参っておりますので報告いたします。

市町村合併問題検討特別委員会委員長に高橋勝文議員、副委員長に佐藤 毅議員、以上でございます。

## 議員派遣の件

佐竹敬一議長 日程第 23、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これより議員派遣の件を採決いたします。

議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては原案のとおり派遣することに決しました。



閉 会

午前 10 時 46 分

佐竹敬一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。  
これにて平成 15 年第 3 回定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでございました。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

会議録署名議員 松 田 孝

同 上 内 藤 明